

行政苦情救済推進会議のあゆみと成果

- 第100回開催記念 -

平成27年12月

総務省行政評価局

巻 頭 言



あきやま おさむ
行政苦情救済推進会議座長 秋山 収

行政苦情救済推進会議が平成 27 年 12 月に開催 100 回を迎えるにあたり、この会議の変遷と実績を冊子にまとめることになった。会議発足後 28 年を経過し、あっせんの件数の蓄積も 113 を数えるので、このへんでいままでの仕事の成果をまとめておくことはまことに時宜にかなった企画といえるだろう。

行政苦情救済推進会議は、委嘱を受けて全国に置かれる行政相談委員、12 管区行政評価局等に置かれる地区別の行政苦情救済推進会議と並ぶ行政相談制度の一環として、「行政に関する苦情等のうち行政制度及び行政運営の基本に係るもの等」についての的確かつ効果的な処理を推進するため総務省に置かれるもので、民間有識者で構成され、具体の事案について検討して、必要な場合は総務省行政評価局が関係機関に解決策をあっせんしている。

これまでのあっせん例のうち代表的なものとしては、保育業務に従事する資格者の公式名称は従来「保母」に限られていたが、保育業務への男子の一層の進出を促進する等のため、男女を問わず「保育士」の名称を採用するようあっせんした事例がある。（平成 9 年 9 月。あっせん先厚生省。11 年 4 月政令改正施行。）

行政苦情救済推進会議は、今後とも行政相談制度の柱の一つとして、全国ベースでの行政制度や行政運営の改善について、関係機関へのあっせん案の提示というかたちで積極的に提言していく所存である。

おわりに、付議事案について、関係機関からの意見聴取等的確かつ詳細な事前の調査を遂行している事務当局の努力に感謝の意を表したい。

行政苦情救済推進会議の任務



おおもり わたる
前行政苦情救済推進会議座長 大森 彌

平成7年10月から27年6月までの20年間、行政苦情救済推進会議の委員を務めた。行政研究者としては行政運営の実態に触れ、また推進会議の先生方から多くを学ぶことができた。苦情案件の説明を受け、ときには、「どうしてこんなことがすぐ直らないのか」と思うこともあった。会議開催100回に寄せて、推進会議の意義・任務などについて若干の感想を述べたい。

昭和55年2月、駆け出しの行政学者として、当時の行政管理庁行政監察局に設置された「オンブズマン制度研究会」（座長・林修三元法制局長官）に参加した。オンブズマンは、スウェーデンに始まり、北欧諸国に、さらに欧米諸国に広がっていた「国民の代理人」制度で、行政権の作用によって、国民の権利・利益が損なわれないよう、国民のために、国民に代わって、国民の苦情の解決及び行政の適正の確保を図ることが、その任務とされていた。わが国でも、オンブズマン制度導入が議論されることになり、56年7月の研究会中間報告では「オンブズマンを国会と行政部のいずれかに置くべきかについては、見解の分れ得るところであるが、日本の場合、三権分立の憲法構造、及びその下における行政運営の実態等に照らしてみても、行政府に置くこととするのが適当であろう。」とされた。その後、第二次臨時行政調査会最終答申（昭和58年3月）での提言（「行政管理庁は、行政相談制度の運用に当たり、特に多数の行政機関に関連する事案等他の苦情相談制度では対応が困難な事案の処理を積極的に推進するとともに、その適切な運用のため民間有識者の意見を反映させる等の措置を講ずる」）を踏まえ、61年12月、「オンブズマン等行政監視・救済制度

については、(略) 民意の反映等を図るなど、既存諸機能の活性化を推進する」という閣議決定がなされ、昭和 62 年 12 月 17 日、民間有識者から成る第 1 回の推進会議が開催された。平成 2 年 4 月 23 日の第 11 回会議からは、それまで総務庁行政監察局長が主宰する懇話会として開催されていたのを、一層の機能の発揮を図る観点から、総務庁長官主宰に格上げされた。推進会議は行政部に置かれたがゆえに、苦情救済の実効性が確保されやすい反面、関係府省を説得するために苦労も少なくない。

推進会議は、行政制度及び行政運営の基本に係る苦情事案のうち、国民生活との関連が強く全国的な広がりを持つ事案について検討し意見をまとめているが、全国の行政相談委員、管区行政評価局等に置かれる行政苦情救済推進会議と連携しつつ、一体となって苦情の解決の促進を図ることから「日本型オンブズマン」として国際的に認知・評価を受けている。ただし、さらに、この「日本型」に改善(充実強化)余地がないかどうか検討してもよいのではないかと思う。

現在、行政相談は、総務省に寄せられる年間約 17 万件の相談のほか、各省庁に寄せられる相談を合わせると、相当な数に及んでいる。推進会議に諮られる案件は、もっともな相談で改善が必要だと考えられるものの、改善が進まず、運用基準や解釈に、更には制度自体に問題があると考えられる案件である。各府省の担当者は、概して、所管している制度の運用について自信を持っており、強い執着がある。そこに隙が生まれ、現場で起きている問題に気づかず、気づいていても改善に踏み切れないことが起きる。そもそも、制度を企画立案し運営しているところこそが、きちんと制度が機能しているかを常にチェックし、改善・変更していく責任を負っているはずである。そうでないがゆえに、国民から多くの苦情が寄せられる。そうした府省担当者と調査・折衝にあたる行政評価局の職員の苦労は相当なものである。改善を求める切り札は「あっせん」という、どちらかといえばお手柔らかな手法ではあるが、それでも関連府省には効く。「あっせん」あるいはそれ以前の説得のための論理構築が推進会議の重要な任務となっている。それは、法令等の解釈と国民常識のアマルガムといえようか。地味で、真面目で、控えめな活動であるが、国民にとって「納得の行政」の実現へ寄与していると思う。

目 次

○ 巻頭言（行政苦情救済推進会議座長 秋山 収）	
○ 行政苦情救済推進会議の任務（前行政苦情救済推進会議座長 大森 彌）	
	頁
1 行政苦情救済推進会議の開催の経緯	1
2 行政苦情救済推進会議の開催実績（平成13年度から26年度まで）	4
3 行政苦情救済推進会議構成員の変遷	5
4 付議対象事案及びあっせん事案の概要	8
・ あっせん事案一覧（平成27年11月末までの113件）	8
・ あっせん事案の内容（113件）	15
5 行政相談委員意見を端緒とするあっせん事案	140
（資料編）	
○ 閣議決定等抜粋	147
・ 行政改革に関する第5次答申—最終答申—（昭58.3.14 臨時行政調査会）	
・ 今後における行財政改革の基本方向（昭61.6.10 臨時行政改革推進審議会）	
・ オンブズマン制度研究会報告（昭61.6 オンブズマン制度研究会）	
・ 平成5年度に講ずべき措置を中心とする行政改革の実施方針について（平4.12.26 閣議決定）	
・ 最終答申（平5.10.27 臨時行政改革推進審議会）	
○ 「行政苦情救済推進会議の運営について」（昭62.12.17 総務庁行政監察局）	149
○ 「行政苦情救済推進会議の開催について」（平2.4.20 総務庁長官決定）	150
○ 「行政苦情救済推進会議開催要領」（平27.7.3 総務大臣決裁）	151
○ 行政苦情救済推進会議構成員の推移	152
○ 管区局等の行政苦情救済推進会議構成員一覧	153

1 行政苦情救済推進会議の開催の経緯

(1) 背景事情

昭和 50 年代、社会経済の急速な変化に伴い、行政運営が複雑化・高度化するとともに新たな行政需要が発生していたことに加えて、国民生活に対する行政の関与の拡大、国民の権利意識の高揚等を反映して、国民の立場に立った苦情の救済や行政による利益侵害の未然防止を求める声が高まっていた。

行政管理庁（現総務省）に申し出られた苦情事案の中にも、相談者の利益と公共の利益との調和点が見いだしにくい事案、複数の行政機関に関係するなど複雑な行政運営上の問題が内在する事案、あるいは、苦情事案の根拠となっている現行法令の改正なしには解決できないとみられる事案など、その解決に当たって対応が難しい事案が増加していた。

(2) 臨調・行革審の答申等

一方、昭和 58 年 3 月の第二次臨時行政調査会最終答申においては、「行政管理庁は、行政相談制度の運用に当たり、特に多数の行政機関に関連する事案等他の苦情相談制度では対応が困難な事案の処理を積極的に推進するとともに、その適切な運用のため民間有識者の意見を反映させる等の措置を講ずる」ことの必要性が指摘され、また、61 年 6 月の第一次臨時行政改革推進審議会答申においても同様の趣旨が指摘された。さらに、総務庁（現総務省）のオンブズマン制度研究会からも、同年 6 月に、オンブズマン的機能を有する新しい仕組みを導入するとともに、既存の行政苦情救済制度について一層の活用を図るべきであるとの報告書が提出された。加えて、累次の閣議決定においても、「オンブズマン等行政監視・救済制度については、（中略）民意の反映等を図るなど、既存諸機能の活性化を推進する」こととされた。

(3) 行政苦情救済推進会議の開催

総務庁では、行政相談制度を取り巻く以上のような諸情勢の変化、臨調・行革審答申、閣議決定等を踏まえて、行政相談制度の活性化に資する観点から、昭和 62 年 12 月 17 日に「行政苦情救済推進会議の運営について」（総務庁行政監察局）に基づき、5 人の民間有識者を構成員（座長：故林修三委員）とする「行政苦情救済推進会議」（以下「推進会議」という。）を開催することとし、毎年、おおむね四半期に 1 回の割合で行政制度及び行政運営の基本に係る苦情事案のうち、国民生活との関連が強く全国的な広がりを持つ事案について、構成員の意見を聴取することにより、的確かつ効果的な処理を推進していくこととした。

また、推進会議は、行政監察局長（当時）が主催する懇談会として開催されていたが、推進会議の一層の機能の発揮を図る観点から、平成 2 年 4 月 23 日の第 11 回

会議から大臣レベルの懇談会として開催されることとなった（「行政苦情救済推進会議の開催」（平成2年4月20日総務庁長官決定））。その後、平成7年10月には構成員を二人加えた7人体制で開催されている。

以来、推進会議は、平成27年12月18日の会議で100回の開催を数えるに至っている。

(4) 管区局等における行政苦情救済推進会議の開催

一方、管区局等においては、民間有識者を交えた行政相談業務研究会として、本庁に先立ち、昭和56年度から北海道及び九州管区行政監察局（現管区行政評価局）において、また、57年度から近畿管区行政監察局において開催し、それぞれ解決困難な事案の改善に寄与してきたが、58年度から先述の臨調答申等を踏まえて、名称を「行政苦情救済推進会議」とし、開催局・所も、それまでの3管区局に7行政監察事務所（現行政評価事務所）を加え、その効果の広域化を図ることとした。

その後、昭和59年度には、四国行政監察支局（現行政評価支局）及び熊本行政監察事務所を追加し、12局・所で開催してきたが、61年度において、これまでの実績を踏まえ、推進会議の効果を広域的に波及させる観点から、これを管区局中心に開催することとした（その結果、山形等6行政監察事務所では廃止）。

このような経緯を経て、昭和61年度からは、7管区局、四国支局及び石川・熊本行政監察事務所の計10局・所で、また62年度からは沖縄行政監察事務所、平成8年度からは京都行政監察事務所も加わり現在計12局・所で開催している。

これら管区局等における先行的な取組は、本庁における推進会議の開催（昭和62年12月）に寄与・貢献し、また、その後も、管区局等で開催する推進会議に付議した事案のうち、本省庁レベルでの改善が必要と見込まれる事案については、管区局等から本省に報告され、本省から関係行政機関等に改善をあっせんするなどしており、管区局等の推進会議での意見が全国的な行政運営の改善につながっている例も少なくない。

開催局・所の変遷

年 度		昭56	57	58	59	60	61	62	63	平8～
本省推進会議								○	→	
局 ・ 所 推 進 会 議	北海道	△	-----	○	→					
	東北						○	→		
	関東						○	→		
	中部						○	→		
	石川			○	→					
	近畿		△	-----	○	→				
	京都								○	→
	中国四国						○	→		
	四国				○	→				
	九州	△	-----	○	→					
	熊本				○	→				
	沖縄							○	→	
(現在は廃止) 山形、埼玉、 和歌山、岡山、 高知、鹿児島				○	→		○			

(注) △ ----- は行政相談業務研究会、○ —— は行政苦情救済推進会議である。

2 行政苦情救済推進会議の開催実績（平成13年度から26年度まで）

年度	局所名 区分	本省	北海道	東北	関東	中部	石川	近畿	京都	中国 四国	四国	九州	熊本	沖縄	合計
13	開催回数	3	2	2	3	3	3	3	2	4	4	4	3	4	40
	新規付議事案数	5	3	2	3	6	3	3	3	3	4	5	4	4	48
	あっせん件数	3	3	2	3	2	3	3	3	3	2	5	3	4	39
14	開催回数	3	2	3	3	2	3	3	2	4	3	4	3	4	39
	新規付議事案数	7	3	4	3	2	3	5	4	2	3	4	4	3	47
	あっせん件数	4	3	4	2	2	3	5	3	2	2	3	4	1	38
15	開催回数	3	2	3	3	2	3	3	2	3	3	3	2	3	35
	新規付議事案数	6	3	3	3	2	3	4	3	3	3	3	2	3	41
	あっせん件数	1	2	3	2	2	3	4	3	2	3	3	1	2	31
16	開催回数	3	2	2	3	2	3	3	2	2	2	3	1	2	30
	新規付議事案数	6	3	2	3	3	3	7	3	5	2	4	1	2	44
	あっせん件数	1	2	2	3	3	3	7	3	3	2	4	0	2	35
17	開催回数	2	3	2	3	2	3	3	2	1	3	3	1	3	31
	新規付議事案数	4	5	2	3	4	3	6	2	1	3	3	1	3	40
	あっせん件数	2	4	2	2	4	3	6	2	1	3	3	0	0	32
18	開催回数	3	2	2	3	2	3	3	1	2	1	3	1	2	28
	新規付議事案数	5	3	2	3	4	3	4	1	2	1	3	1	2	34
	あっせん件数	3	2	1	2	4	3	4	1	2	0	3	1	2	28
19	開催回数	3	1	1	1	1	0	1	2	0	2	2	1	1	16
	新規付議事案数	5	1	1	1	2	-	1	3	-	2	2	1	0	19
	あっせん件数	4	0	1	1	0	-	1	3	-	2	2	1	-	15
20	開催回数	3	0	2	1	1	0	1	1	0	1	1	1	1	13
	新規付議事案数	4	-	1	2	1	-	2	1	-	2	1	0	1	15
	あっせん件数	3	-	1	2	0	-	2	1	-	2	1	-	1	13
21	開催回数	3	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	3	17
	新規付議事案数	3	1	1	2	2	1	1	1	1	2	2	1	2	20
	あっせん件数	3	1	1	1	2	1	1	0	0	2	2	1	1	16
22	開催回数	2	2	1	3	2	2	1	0	2	1	2	1	1	20
	新規付議事案数	6	2	2	6	3	2	2	-	4	1	3	1	2	34
	あっせん件数	6	2	1	6	2	2	2	-	4	1	3	1	1	31
23	開催回数	3	2	0	4	2	1	1	1	2	2	2	1	2	23
	新規付議事案数	8	2	-	4	2	2	2	4	3	3	4	1	1	36
	あっせん件数	7	2	-	2	2	1	0	1	2	3	4	1	0	25
24	開催回数	4	3	1	3	3	2	2	1	2	2	3	1	1	28
	新規付議事案数	8	3	1	12	3	1	1	3	5	2	7	3	1	50
	あっせん件数	6	2	1	7	3	1	1	2	4	2	4	1	1	35
25	開催回数	4	2	2	4	2	1	2	1	2	2	3	0	2	27
	新規付議事案数	9	4	3	9	2	1	5	1	4	2	5	-	3	48
	あっせん件数	5	4	2	3	2	1	4	0	4	2	3	-	0	30
26	開催回数	4	2	1	3	2	1	2	2	1	2	2	1	1	24
	新規付議事案数	10	5	3	5	2	2	3	3	2	2	2	2	1	42
	あっせん件数	6	2	2	2	2	2	3	1	2	2	2	1	1	28

(注) 「あっせん件数」は、上段の「新規付議事案数」のうちあっせん等（参考連絡、通知等を含む。）を行ったものの件数である（翌年度以降にあっせん等した件数を含む。平成27年11月末現在）。

3 行政苦情救済推進会議構成員の変遷

推進会議は、昭和 62 年 12 月に構成員 5 人で発足後、平成 7 年 10 月に、行政相談の処理に当たってより一層「民意」を反映するという趣旨から、二人の増員が行われ、7 人となっている。

構成員の分野別の構成は、当初の 5 人体制では、元内閣法制局長官が一人、行政法又は行政学の学識経験者が二人、行政実務の経験者が一人、国民の声の代弁者としてのマスコミ経験者が一人となっていた。

また、平成 7 年 10 月からは、これに行政実務の経験者が一人、マスコミ経験者が一人それぞれ増員された。

そして、平成 19 年 9 月からは、マスコミ経験者一人に替わり、国民の声の代弁者として行政相談委員の代表者一人が構成員となっている。

平成 27 年 12 月現在の構成員は、次のとおりである（敬称略）。

(座長) あきやま 秋山	おさむ 收	(元内閣法制局長官)
えりかわ 江利川	たけし 毅	(埼玉県立大学理事長、公益財団法人医療科学研究所理事長)
おの 小野	かつひさ 勝久	(公益社団法人全国行政相談委員連合協議会会長)
こばやかわ 小早川	みつお 光郎	(成蹊大学法科大学院教授・法務研究科長)
たかはし 高橋	しげる 滋	(一橋大学大学院法学研究科教授)
まつお 松尾	くにひろ 邦弘	(弁護士、元検事総長)
みなみ 南	まさご 砂	(読売新聞東京本社取締役調査研究本部長)

行政苦情救済推進会議構成員の集合写真（平成 27 年 9 月撮影）



(左から、江利川委員、小野委員、小早川委員、秋山座長、南委員、松尾委員、高橋委員)

昭和 62 年 12 月から現在までの構成員の変遷は次のとおりである。

行政苦情救済推進会議構成員等の変遷

区分	昭和 62	63	平成 元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
構成員	元内閣法制局長官	林 修三 (S62.12~)		味村 治 (H2.4~)	茂串 俊 (H2.12~)								味村 治 (H12.12~)	
	学識経験者 ・行政法 ・行政学	佐藤 功 (S62.12~)		座長:H元.10~						塩野 宏 (H7.10~)				
	行政実務の 経験者	市原 昌三郎 (S62.12~)								大森 彌 (H7.10~)				
	法曹実務者	川島 廣守 (S62.12~)								堀田 力 (H7.10~)				
	国民の声の 代弁者 ・マスコミ	菅田 敏 (S62.12~)								小宮山 洋子 (H7.10~)	迫田 朋子 (H10.5~)		加賀美 幸子 (H12.2~)	
										田村 新次 (H7.10~)				
総務庁長官				岩崎 純三 (H3.11~)	山口 鶴男 (H6.6~)	中西 績介 (H8.1~)	小里 貞利 (H9.9~)	片山 虎之助 (H12.12~)						
			佐々木 満 (H2.12~)	石田 幸四郎 (H5.8~)	中山 正暉 (H7.11~)	武藤 嘉文 (H8.11~)	佐藤 孝行 (H9.9~)	片山 虎之助 (H12.12~)						
			塩崎 潤 (H2.2~)	鹿野 道彦 (H4.12~)	江藤 隆美 (H7.8~)	佐藤 孝行 (H9.9~)	太田 誠一 (H10.7~)	片山 虎之助 (H12.12~)						
行政監察局長	山本 貞雄 (S61.7~)		鈴木 昭雄 (H元.7~)		田中 一昭 (H4.7~)			大橋 豊彦 (H7.6~)	土屋 勲 (H8.7~)	東田 親司 (H10.7~)	塚本 壽雄 (H2.3~)			
担当審議官	鈴木 昭雄 (S62.4~)	田中 一昭 (H元.7~)	重富 吉之助 (H2.7~)	八木 俊道 (H2.12~)	陶山 皓 (H3.7~)	河野 昭 (H4.4~)	土屋 勲 (H5.6~)	大橋 豊彦 (H7.1~)	塚本 壽雄 (H7.6~)	坂野 泰治 (H8.7~)	皇中 誠二郎 (H10.10~)	堀江 正弘 (H2.4~)		
行政相談課長	藤井 充 (S62.8~)	吉田 俊一 (S63.4~)	島田 正 (H元.4~)			松村 雅生 (H4.7~)		関根 義雄 (H6.7~)	東 敏夫 (H8.7~)	本田 清隆 (H9.7~)	堀 明彦 (H10.7~)		本間 勝己 (H12.8~)	
行政相談 業務室長				渡辺 平八 (H元.5~)	芦田 修 (H2.4~)	野本 光好 (H4.4~)	谷 宗春 (H5.7~)		田島 満成 (H7.7~)	木屋 智税 (H9.1~)	塩谷 哲 (H10.7~)		竹之内 範明 (H12.4~)	

(注) ⇨ は座長の在任期間を示す。

区分		平成 13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27		
構成員	元内閣法制局長官	(味村 治)		大森 政輔 (H14.1~)				秋山 收 (H19.9~)									座長:H27.7~	
	学識経験者 ・行政法 ・行政学	(塩野 宏)						小早川 光郎 (H19.9~)										座長:H14.1~
		(大森 彌)															高橋 滋 (H27.7~)	座長:H23.10~
	行政実務の 経験者 ・厚生労働 ・法務	(加藤 陸美)															江利川 毅 (H27.7~)	
		(堀田 力)												松尾 邦弘 (H23.10~)				座長:H19.9~
	国民の声の 代弁者 ・マスコミ ・行政相談委 員の代表者	(加賀美 幸子)															南 砂 (H27.7~)	
		(田村 新次)							谷 昇 (H19.9~)					関口 一郎 (H25.8~)		小野 勝久 (H27.7~)		
	総務大臣	(片山 虎之助)			麻生 太郎 (H15.9~)	菅 義偉 (H18.9~)	竹中 平蔵 (H17.10~)	鳩山 邦夫 (H20.9~)	佐藤 勉 (H21.6~)	片山 善博 (H22.9~)	川端 達夫 (H23.9~)	新藤 義孝 (H24.12~)	高市 早苗 (H26.9~)					
								増田 寛也 (H19.8~)	原口 一博 (H21.9~)	樽床 伸二 (H24.10~)								
	行政評価局長	(塚本 壽雄)		田村 政志 (H15.1~)	福井 良次 (H17.8~)	熊谷 敏 (H18.7~)	関 有 一 (H19.7~)	田中 順一 (H21.7~)	新井 英男 (H23.8~)	宮島 守男 (H24.9~)	渡余 修 (H25.6~)	新井 豊 (H27.1~)						
	担当審議官	熊谷 敏 (H13.1~)	広瀬 俊一郎 (H14.1~)	柚木 俊二 (H15.1~)	関 有 一 (H16.1~)	蝶野 光 (H17.8~)	橋口 典央 (H18.7~)	新井 英男 (H19.1~)		上村 進 (H23.8~)	岩田 一彦 (H24.9~)	讃岐 建 (H27.1~)						
	行政相談課長	(本間 勝己)	渡会 修 (H14.4~)	秦 博之 (H16.4~)	三宅 俊光 (H17.8~)	新井 豊 (H19.4~)	讃岐 建 (H20.7~)	白岩 俊 (H21.7~)	田名邊 賢治 (H24.8~)	吉開 正治郎 (H26.4~)	永留 世悟 (H27.7~)							
行政相談 業務室長	(竹之内 範明)	丸山 諭 (H14.4~)	安治川 博 (H16.7~)	富永 敏長 (H17.7~)	小川 正博 (H18.7~)	榎本 泰士 (H19.7~)	羽室 雅文 (H22.4~)	龍宮 克宏 (H23.4~)	花田 聡 (H24.4~)	細川 則明 (H27.4~)								

(注) ⇔ は座長の在任期間を示す。

4 付議対象事案及びあっせん事案の概要

(1) 付議対象とする事案

推進会議に付議する事案は、①管区局等が受け付けた事案、②行政相談委員法（昭和41年法律第99号）第4条（「委員は、総務大臣に対して、業務の遂行を通じて得られた行政運営の改善に関する意見を述べることができる。」）に基づく行政相談委員の意見、③管区局等の推進会議からの検討要請事案の中から、行政制度及び行政運営の基本に係るもの、すなわち、個別の問題として解決することは困難で、全国的な広がりを持つものを中心に選定している。

(2) あっせん事案

このような観点から付議対象事案として選定し推進会議に付議した事案のうち、推進会議の意見を踏まえて所管省庁等に対して改善あっせん等を行った事案は、平成27年11月末までで113件に及んでいる。

これら113件のあっせん事案の一覧は、以下のとおりである（個別のあっせん事案の内容は15ページ以降の「あっせん事案の内容」を参照）。

あっせん事案一覧

(平成27年11月末現在)

事案No.	事案名	あっせん等年月日	あっせん先等	該当ページ
1	専修学校に通学する生徒に対する通学定期割引制度の見直し	昭63. 9. 19	運輸省	15
2	住宅・都市整備公団の分譲住宅に係る譲渡契約書の印紙税の軽減	昭63. 12. 20	住宅・都市整備公団	16
3	厚生年金・国民年金の支払通知方法の見直し	平元. 2. 9	社会保険庁	17
4	金融機関における非課税公債の保管手数料等についての周知の徹底	平元. 10. 3	大蔵省	18
5	小・中学校の指導要録の保存・管理等の見直し	平元. 10. 3	文部省	19
6	国立大学における授業料納入方式の改善	平元. 10. 3	文部省	20
7	国立病院の算定ミスにより過誤納となった診療費の早期還付	平元. 10. 3	厚生省	21
8	老人の特定疾患治療費の一部負担金に係る還付手続の簡素化	平 2. 4. 17	厚生省	22
9	無線従事者国家試験申請書提出後の受験地の変更	平 2. 4. 17	郵政省	23
10	新幹線の定期券による指定座席への変更乗車	平 2. 4. 17	東日本旅客鉄道株式会社 東海旅客鉄道株式会社 西日本旅客鉄道株式会社	24
11	電話の移転等に伴う工事費の明確化	平 2. 9. 28	日本電信電話株式会社	25
12	住宅・都市整備公団の賃貸住宅等に係る入居申込資格の緩和	平 3. 3. 19	住宅・都市整備公団	26
13	国が管理する公園の入園料等の高齢者に対する減免措置	平 3. 3. 19	環境庁 文部省 文化庁 建設省	27
14	届出地と本籍地が異なる場合の出生届、死亡届等の提出通数の改善	平 3. 9. 25	法務省	28
15	土曜日・日曜日等における厚生年金等の年金支払日の繰上げ	平 4. 3. 31	社会保険庁	29
16	青年海外協力隊参加者の国民年金加入の継続措置	平 4. 4. 7	国際協力事業団	30
17	厚生年金等の返納金の取扱金融機関の拡大	平 4. 7. 6	社会保険庁	31

事案 No.	事 案 名	あっせん等 年 月 日	あっせん先等	該当 ページ
18	児童扶養手当等の振替預入の導入	平 4.10. 5	厚生省 郵政省	32
19	所得税還付金の郵便貯金口座への振込みの導入	平 4.12.18	国税庁 郵政省	33
20	転居に伴う療育手帳の交付	平 5. 3.29	厚生省	34
21	書き損じ郵便はがきの交換の取扱いの統一	平 5. 7.20	郵政省	35
22	高齢者等の公営住宅の入居基準適用の弾力化	平 6. 1.17	建設省	36
23	食品衛生法に基づく営業許可の有効期間等	平 6. 1.17	厚生省	37
24	看護婦国家試験の合格発表日の年度内繰上げ	平 6.11.18	厚生省	38
25	定期郵便貯金の継続手続の見直し	平 6.11.18	郵政省	39
26	供託金の受入れに係る金融機関の拡大等	平 7. 2.20	法務省	40
27	軽自動車の名義変更手続の見直し	平 7. 2.20	運輸省	41
28	放送大学の番組ビデオテープ等の貸出し	平 7. 2.20	放送大学学園	42
29	浄化槽の水質検査の合理化	平 7. 4.26	厚生省	43
30	電話料金の基本料金徴収方法の改善	平 7.10.26	日本電信電話株式会社	44
31	無縁墳墓の改葬に係る公告手続の見直し	平 8. 6. 3	厚生省	45
32	住宅金融公庫の貸付手続の周知	平 8.10.14	住宅金融公庫	46
33	商業登記に係る印鑑証明書交付申請方式の見直し	平 9. 2.24	法務省	47
34	一般旅券発給の居所地における申請の取扱いの改善	平 9. 3.13	外務省	48
35	保育業務に従事する者の男女共通の名称（保育士）の創設	平 9. 9.29	厚生省	49
36	社会保険労務士試験における肢体不自由者の受験機会の拡大	平10. 2.17	社会保険庁 労働省	50
37	労災入院患者の私傷病に係る食事療養費の患者負担の明確化	平10. 2.20	厚生省	51
38	国民健康保険の医療費通知内容の改善	平10. 2.27	厚生省	52
39	地縁団体名義への所有権移転登記手続の改善	平10. 3.27	法務省 自治省	53
40	市街化調整区域内の有料老人ホームの設置に係る開発許可の弾力化	平10. 6.26	建設省	54
41	管理美容師・管理美容師資格認定講習会の受講機会の拡大	平10. 6.30	厚生省	55
42	海外渡航者に対する黄熱の予防接種の利便増進	平10. 9. 8	厚生省	56
43	高度医療の保険適用病院に係る届出要件の緩和	平10. 9. 9	厚生省	57
44	薬剤師国家試験の合格発表の年度内繰上げ	平10.10. 8	厚生省	58
45	健康保険遠隔地被保険者証の交付に係る被扶養者の要件緩和	平11. 1.28	厚生省	59
46	不動産登記申請書添付書類の還付手続における悪用防止処理された印鑑登録証明書のコピーの謄本としての受理	平11. 1.29	法務省	60
47	事業主が雇用保険被保険者資格取得届の提出を失念したため不利益を被った被保険者に係る失業等給付の基本手当の所定給付日数の算定	平11. 7.13	労働省	61
48	児童扶養手当の支給要件の認定に係る請求期限の緩和	平11. 7.14	厚生省	63
49	登記印紙等を誤って購入した場合の救済制度の導入	平11. 9. 3	大蔵省 郵政省 法務省 特許庁	64
50	海外滞在中の療養に対する国民健康保険の適用	平11.11.17	厚生省	65
51	失業の認定日の変更が認められるやむを得ない理由の範囲の見直し	平12. 3. 9	労働省	66
52	小型船舶操縦士海技免状の更新申請手続の簡素化	平12. 9.25	運輸省	68

事案 No.	事 案 名	あっせん等 年 月 日	あっせん先等	該当 ページ
53	国民年金の保険料納付特例制度の対象とする学生等の範囲の見直し	平13. 3. 27	厚生労働省	69
54	J R鉄道路線における途中下車の取扱いについての社員教育の徹底	平13. 3. 27	東日本旅客鉄道株式会社	70
55	マンション管理組合の法人格取得要件の緩和	平13. 4. 17	法務省	71
56	通勤災害に関し誤って健康保険が適用された場合の給付費返還方法の見直し	平13. 4. 17	厚生労働省	72
57	児童扶養手当における公的年金との併給制限の見直し等	平13. 8. 3	厚生労働省	73
58	有料道路料金の障害者割引制度における利用手続の緩和	平14. 6. 20	国土交通省	74
59	ロングライフ牛乳に係る販売許可規制の見直し	平14.11. 1	厚生労働省	76
60	国民健康保険のマル学被保険者証の交付要件の拡大	平14.11. 1	厚生労働省	78
61	夫婦共同扶養の場合の健康保険被扶養者認定に係る取扱いの見直し	平15. 5. 19	社会保険庁	79
62	生活福祉資金貸付制度における連帯保証人の要件の撤廃	平15. 5. 19	厚生労働省	80
63	被扶養者資格が遡及して取り消されたため返還した療養の給付に係る費用相当分の国民健康保険加入後における支給	平15.12. 9	厚生労働省	81
64	児童手当受給資格者が失踪・行方不明になった場合における受給資格者の認定の見直し	平16. 8. 31	厚生労働省	82
65	精神障害者に対する各種割引制度の適用について	平16.12. 9	総務省 国土交通省 日本郵政公社 厚生労働省	83
66	離島等における大学入試センター試験の試験場の設定について	平16.12. 9	独立行政法人大学入試センター	85
67	女性を対象とする診療科名の広告規制の見直しについて	平18. 1. 18	厚生労働省	86
68	教育訓練給付金の支給申請手続の見直しについて	平18. 1. 18	厚生労働省	87
69	日本学生支援機構の奨学金支給の改善について	平18. 6. 14	独立行政法人日本学生支援機構	89
70	労災障害補償年金の定期報告書への住民票の写し等の添付の廃止	平18.10.24	厚生労働省	90
71	健康保険に係る被扶養者の認定要件の見直し	平19. 2. 28	厚生労働省	91
72	建築計画概要書の閲覧制度の見直し	平19. 7. 5	国土交通省	92
73	介護福祉士国家試験の受験機会の拡大	平19. 8. 6	厚生労働省	93
74	健康保険の任意継続被保険者に係る保険料納付の改善	平20. 8. 26	社会保険庁	94
75	郵便貯金の払戻金に関する権利消滅の防止について	平20. 9. 8	独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構	96
76	障害者自立支援制度における心身障害者扶養共済給付金の取扱いの改善	平20.11.27	厚生労働省	97
77	麻しんの定期予防接種に係る対象者の見直し	平22. 3. 30	厚生労働省	98
78	薬の処方箋の使用期間の徒過の防止	平22. 3. 30	厚生労働省	99
79	継続検査後に交付される車検証の住所表示の見直し	平22. 3. 30	国土交通省	100
80	視覚障がい者に対する金融機関職員による代筆の推進	平22. 8. 24	金融庁	101
81	国立大学の入学手続に係る郵送受付の拡大	平22. 9. 8	文部科学省	103
82	緊急人材育成支援事業における訓練・生活支援給付金の支給要件の見直し	平22. 9. 13	厚生労働省	104
83	発達障がい者に対する療育手帳の交付について（通知）	平22. 9. 13	厚生労働省	106
84	車いす使用者用駐車施設の適正な利用の確保	平22.12. 7	国土交通省	107
85	報酬の実態に即した標準報酬月額の設定	平22.12. 7	厚生労働省	108
86	年金請求書に係る金融機関の証明の簡素化	平23. 2. 25	厚生労働省	109
87	老齢年金請求書に添付する戸籍関係書類の範囲の明確化	平23.12.22	厚生労働省	110

事案 No.	事 案 名	あっせん等 年 月 日	あっせん先等	該当 ページ
88	カードによる医療費の支払方式の拡大	平24. 2. 10	独立行政法人労働者健康福祉機構 独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構 日本郵政株式会社 九州旅客鉄道株式会社	111
89	遺族年金と児童扶養手当の併給制限の見直し（通知）	平24. 2. 28	厚生労働省	112
90	金融機関で健康保険料を振り込む場合の本人確認の免除	平24. 3. 9	警察庁 金融庁	113
91	自動車保管場所証明（車庫証明）手続の簡素化	平24. 8. 24	警察庁	114
92	介護保険制度における通院等乗降介助の適用範囲の拡大（通知）	平24. 8. 31	厚生労働省	115
93	特殊定期乗車券の払戻し	平24. 9. 7	国土交通省	116
94	地縁団体名義への所有権移転登記手続の改善促進	平25. 2. 15	総務省 法務省	117
95	奨学金の返還に係る据置期間の利息の徴収	平25. 3. 8	独立行政法人日本学生支援機構	119
96	AEDの設置拡大、適切な管理等	平25. 3. 26	厚生労働省 総務省消防庁	120
97	郵便ポストの取集時刻における土曜日の表示の明確化	平25. 3. 26	日本郵便株式会社	122
98	自動車重量税の還付申請から支払までの期間の短縮	平25. 5. 10	国税庁 国土交通省	123
99	軽自動車の解体に係る届出の郵送によるものの受付	平25. 5. 10	国土交通省	124
100	国民健康保険における高額療養費の申請に係る被保険者の負担軽減	平25. 8. 6	厚生労働省	125
101	災害共済給付金の支給対象の明確化	平25. 9. 6	独立行政法人日本スポーツ振興センター	126
102	留置施設の被留置者を刑事施設へ移送する場合の処方薬の取扱いの改善	平26. 2. 18	警察庁 法務省	127
103	職業訓練受講給付金の支給審査に当たって収入に交通費を含めている取扱いの見直し	平26. 2. 18	厚生労働省	129
104	北海道における日本脳炎に係る定期の予防接種を実施することについての検討	平26. 8. 22	厚生労働省	130
◎ 105	保険薬局と保険医療機関との一体的な構造を規制する規定の解釈の見直し	平26. 10. 31	厚生労働省	131
106	航空基地周辺の空気調和機器機能復旧工事の促進	平26. 10. 31	防衛省	132
107	住まいの復興給付金を受給するために必要とされる罹災証明書の取扱い	平26. 12. 12	復興庁	133
◎ 108	衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の期日前投票日の統一	平27. 1. 23	総務省	134
◎ 109	育児休業法の対象となる子の要件の見直し	平27. 3. 10	厚生労働省	135
◎ 110	自宅買換えに係る介護保険料の減免措置の促進	平27. 3. 10	厚生労働省	136
◎ 111	身体障害者等に対する軽自動車税の減免に係る申請期限の見直し	平27. 3. 10	総務省	137
112	健康保険及び厚生年金保険の滞納保険料に過誤納付が判明した場合の延滞金の取扱い	平27. 3. 27	厚生労働省	138
113	簡易生命保険から送付される封筒への点字表記の推進	平27. 10. 2	独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構	139

（注）◎を付した事案は、P141～145に具体的な改善内容を掲載している行政相談委員意見端緒の事案である。

(3) 対象機関別あっせん件数

113 件のあっせん事案（複数の機関にあっせんしている事案があるため、母数は 136 件）について、対象機関別のあっせん件数をみると、表 1 のとおり、多い順に、厚生労働省が 53 件（39.0%）、国土交通省が 14 件（10.3%）、日本郵政株式会社等の郵政関係機関が 11 件（8.1%）、法務省が 9 件（6.6%）などとなっている。

表 1 対象機関別あっせん件数

（単位：件）

区分	あっせん先の対象機関等	件数（割合）
国	警察庁	3（2.2%）
	金融庁	2（1.5%）
	総務省（旧自治省含む。旧郵政省は含まない。）	6（4.4%）
	郵政関係機関（日本郵政株式会社、日本郵便株式会社、旧日本郵政公社、旧郵政省等）	11（8.1%）
	法務省	9（6.6%）
	財務省（旧大蔵省含む。）	2（1.5%）
	国税庁	2（1.5%）
	文部科学省（旧文部省含む。）	4（2.9%）
	厚生労働省（旧厚生省、旧労働省含む。）	53（39.0%）
	社会保険庁（現日本年金機構）	6（4.4%）
	国土交通省（旧建設省、旧運輸省含む。）	14（10.3%）
その他の国の機関	6（4.4%）	
独 法	日本学生支援機構	2（1.5%）
	住宅・都市整備公団（現都市再生機構）	2（1.5%）
	その他の独立行政法人	6（4.4%）
そ の 他	N T T	2（1.5%）
	J R	5（3.7%）
	放送大学学園	1（0.7%）
計		136（100%）

（注）1 複数の機関を対象としたあっせんがあるため、あっせん件数と当該表の件数の計は一致しない。
2 割合は小数点以下第 2 位を四捨五入して表記したため、合計が 100 にならない。

(4) 行政分野別あっせん件数

113 件のあっせん事案（複数の行政分野にまたがるあっせん事案があるため、母数は 125 件）について、行政分野別のあっせん件数をみると、表 2 のとおり、多い順に医療保険・年金が 20 件（16.0%）、社会福祉が 15 件（12.0%）、厚生（医事・薬事及び健康・保健）が 10 件（8.0%）、郵政が 9 件（7.2%）、学校教育が 8 件（6.4%）などとなっている。

表2 行政分野別あっせん件数

(単位：件)

行政分野	件数	(割合)
医療保険・年金	20	(16.0%)
社会福祉	15	(12.0%)
厚生(医事・薬事及び健康・保健)	10	(8.0%)
郵政	9	(7.2%)
学校教育	8	(6.4%)
戸籍・登記	7	(5.6%)
雇用・労働	7	(5.6%)
国家資格・試験	7	(5.6%)
租税	5	(4.0%)
運輸	5	(4.0%)
交通	4	(3.2%)
金融	4	(3.2%)
公衆衛生	4	(3.2%)
電気通信	3	(2.4%)
公共住宅	3	(2.4%)
消防・救急	2	(1.6%)
都市・公園	2	(1.6%)
宅地・建物	2	(1.6%)
その他	8	(6.4%)
計	125	(100%)

(注) 複数の行政分野にまたがるあっせん事案があるため、あっせん件数と当該表の件数の計は一致しない。

(5) あっせんにより改善が図られた事案の類型

ア 概要

113 件のあっせんのうち、改善が図られた事案又は改善が見込まれる事案（以下「改善事案」という。）は 105 件（92.9%）となっている。残りの 8 件については、対象機関において検討又は関係団体等への意見聴取が行われた結果、時期尚早と判断されるなどして具体的な改善が図られるまでに至っていないものである。

改善事案 105 件について、①あっせんの実現により期待される改善効果及び②あっせんの改善手段のそれぞれで類型化すると、表 3 のとおりとなっており、改善効果では「利便性の向上」が 49 件（46.7%）、改善手段では「運用の改善」が 50 件（47.6%）とそれぞれの類型で最も多くなっている。

表3 改善事案の類型

(単位：件数)

改善手段 改善効果	制度改正	運用の改善	指導の実施	周知徹底	計
行政運営の適正化	5	8	1	7	21
利便性の向上	9	26	6	8	49
受益者拡大	11	5	2	2	20
経済的負担軽減	2	11	1	1	15
計	27	50	10	18	105

- (注) 1 「行政運営の適正化」は、規定や国民のニーズに反した行政運営の適正化に資するもの。
 2 「利便性の向上」は、手続の簡素化、負担金の納付方法の拡大等、国民にとっての利便性の向上に資するもの。
 3 「受益者拡大」は、補助・割引制度の要件緩和等、受益者の拡大に資するもの。
 4 「経済的負担軽減」は、手数料の低減等、経済的な負担軽減に資するもの。
 5 「制度改正」は、法律又は政省令が改正されたもの。
 6 「運用の改善」は、「制度改正」以外の手段で取扱いが改善されたもの。
 7 「指導の実施」は、対象機関において、所管する関係機関・団体に対して指導又は助言が行われたもの。
 8 「周知徹底」は、対象機関において、所管する関係機関・団体に対して周知又は注意喚起が行われたもの。
 9 一つの事案に複数の改善効果又は改善手段が含まれる場合には、中心となるいずれかの改善効果又は改善手段に分類している。

イ 類型別の主な改善事案

類型別の主な改善事案は次のとおりである。

① 行政運営の適正化

- ・ 保育業務に従事する者の男女共通の名称（保育士）の創設（制度改正）
- ・ 健康保険及び厚生年金保険の滞納保険料に過誤納付が判明した場合の延滞金の取扱い（運用の改善）
- ・ 高度医療の保険適用病院に係る届出要件の緩和（指導の実施）
- ・ 航空基地周辺の空気調和機器機能復旧工事の促進（周知徹底）

② 利便性の向上

- ・ 地縁団体名義への所有権移転登記手続の改善促進（制度改正）
- ・ 郵便ポストの取集時刻における土曜日の表示の明確化（運用の改善）
- ・ 国立大学の入学手続に係る郵送受付の拡大（指導の実施）
- ・ 身体障害者等に対する軽自動車税の減免に係る申請期限の見直し（周知徹底）

③ 受益者拡大

- ・ 育児休業法の対象となる子の要件の見直し（制度改正）
- ・ 住まいの復興給付金を受給するために必要とされる罹災証明書の取扱い（運用の改善）
- ・ 健康保険遠隔地被保険者証の交付に係る被扶養者の要件緩和（指導の実施）
- ・ 災害共済給付金の支給対象の明確化（周知徹底）

④ 経済的負担軽減

- ・ 報酬の実態に即した標準報酬月額の設定（制度改正）
- ・ 奨学金の返還に係る据置期間の利息の徴収（運用の改善）
- ・ 食品衛生法に基づく営業許可の有効期間等（指導の実施）
- ・ 自宅買換えに係る介護保険料の減免措置の促進（周知徹底）

あっせん事案の内容

事案 No. 1

■ 件 名

専修学校に通学する生徒に対する通学定期割引制度の見直し

■ 申出要旨（新規付議年月日：昭 63. 6. 14）

歯科専門学校に通学することになり、学校に通学証明書の発行を申し出たが、同校は開校後 1 年未満であるため、J R の通学定期割引が認められないとの理由で通学証明書を発行してもらえなかった。そのために、通常の 3 か月通学定期（大学生用）であれば、約 6 万円の負担で済むところ、止むなく通勤定期を利用したため、約 12 万円を負担しなければならなかった。大学等と同じように開校後直ちに通学定期を購入できるようにしてほしい。

■ あっせん要旨（あっせん年月日：昭 63. 9. 19、あっせん先：運輸省）

専修学校は、その設立に当たっては都道府県知事が厳格に審査の上、認可しているものである。また、専修学校制度は時代の要請を反映して着実に発展し、近年の高等学校卒業者の専修学校への進学率は短期大学へのそれを上回る等、高等教育において重要な役割を果たしている。このような状況から、専修学校に通学する生徒に対する通学定期割引制度については見直しが必要と考えられる。

したがって、運輸省は、専修学校に通学する生徒についても、原則として開校時から通学定期が適用されるよう、J R に対して指導する必要がある。

■ 措置状況（あっせん先からの回答年月日：平元. 3. 3）

昭和 63 年 10 月に運輸省から J R 6 社に対して文書指導を実施した。その後、平成元年 3 月に J R 各社は規則を改正し、同年 4 月以降開校するものから適用を開始することとした。また、営団・民鉄等でも、J R の取扱いに準じて実施することとされた。

事案 No. 2

■ 件 名

住宅・都市整備公団の分譲住宅に係る譲渡契約書の印紙税の軽減

■ 申出要旨（新規付議年月日：昭 63. 9. 14）

住宅・都市整備公団から 2,900 万円の分譲マンションを長期割賦で購入したところ、利息等を含むため割賦金総額 6,071 万 5,000 円に対して 6 万円の収入印紙の貼付を求められた。しかし、即金譲渡（2,900 万円）の場合は、2 万円であり、納得できない。

■ あっせん要旨（あっせん年月日：昭 63. 12. 20、あっせん先：住宅・都市整備公団）

長期割賦の方法により住宅を取得する場合、一般には即金譲渡価格に支払期間中の利息、分譲事務費、貸倒引当金を加えたものが割賦譲渡価格となり、公団でも当該金額を譲渡契約書に「譲渡代金」として記載しており、割賦購入者は印紙税として当該金額に対応する収入印紙を貼付することとされているが、譲渡契約書の「譲渡代金」を即金譲渡による価格と割賦払いに伴う利息等とに区分するなど契約金額の記載方法によっては、利息等については印紙税の対象外となる余地があると考えられる。

したがって、住宅・都市整備公団は、現行の譲渡契約書の様式を改めることにより割賦購入者の印紙税負担の軽減を図ることについて検討する必要がある。

■ 措置状況（あっせん先からの回答年月日：平元. 3. 3）

住宅・都市整備公団は、譲渡契約書の様式を改訂し、平成元年 4 月以降は、割賦譲渡代金の額の欄を一時金元額、割賦元金の額及び割賦利息の額等に内訳を表示することとした（当該措置により、2,900 万円の分譲マンションを購入する場合、印紙税は従前 6 万円であったものが 2 万円に減額される。）。

事案 No. 3

■ 件 名

厚生年金・国民年金の支払通知方法の見直し

■ 申出要旨（新規付議年月日：昭 63. 6. 14）

厚生年金の支払通知書は社会保険庁から年 4 回送付されるが、はがきであるため、他人に受給額が知れてしまう。今後、老齢化の進行に伴い年金受給者が増加するが、年金の受給額は個人の大切なプライバシーであり、家族であっても知られたくないとする者も多いと考えられるので、年金の支払通知については、封書を採用する等受給者以外の者に支給額を知られないようにしてほしい。

■ あっせん要旨（あっせん年月日：平元. 2. 9、あっせん先：社会保険庁）

支払通知書のプライバシー保護策としては、厚生年金及び国民年金の受給者が約 1,800 万人と膨大であることを勘案すると、当面、はがきの年金額表示部分等へのシール貼付方式の導入を早期に図る必要がある。

また、今後、両年金受給者の増加とともに年金支払回数増加の要望もあることから、これに伴い増大する支払通知経費の節減及び事務処理の効率化を図るため、支払通知回数見直し等支払通知方法を簡素化することについて検討する必要がある。

■ 措置状況（あっせん先からの回答年月日：平元. 3. 31）

社会保険庁は、i) 遺族・障害年金受給者については平成元年 10 月から、ii) 全ての年金受給者については平成 2 年 2 月から支払通知書へのシール貼付を実施することとした。

また、従来、年 6 回の支払月に送付していた年金支払通知書（年金振込通知書）を平成 10 年度から毎年 6 月に 1 回にまとめて送付することとした。

事案 No. 4

■ 件 名

金融機関における非課税公債の保管手数料等についての周知の徹底

■ 申出要旨（新規付議年月日：昭 63. 9. 14）

銀行で非課税公債の購入申込みをしたところ、債権の保管を委託しなければならず、その手数料として年間 1,200 円が必要だと言われた。しかし、福祉目的でせつかく設けられた非課税措置のメリットが保管手数料の徴収によって減殺されるので、それを無料にすべきではないか。なお、日銀登録の場合は手数料は無料だということであるが、銀行の窓口ではその説明は無かった。

■ あっせん要旨（あっせん年月日：平元. 10. 3、あっせん先：大蔵省）

非課税公債を購入する高齢者等は、①非課税の適用を受けるための要件である公債の保護預かりとはどのようなものか、②公債の販売機関が多いため、どこが保管手数料を徴収しているか等について十分承知しておらず、せつかくの非課税制度が有効に利活用されない向きもうかがわれる。

したがって、大蔵省は、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 金融機関に対して、非課税公債の購入者に公債の保管の委託及び登録に係る手続等について、窓口での説明・教示を徹底するよう指導すること。
- ② 公債の利子非課税制度に関する国税広報を行う際に非課税要件等に係る広報内容を一層充実させるよう要請すること。

■ 措置状況（あっせん先からの回答年月日：平 2. 3. 23）

大蔵省は、平成元年 9 月以降、銀行協会連合会、生命保険協会等関係業界に対し、特別マル優の利用者に登録制度についても十分説明を行うよう指導を行い、これを受けて各業界は傘下の各金融機関に対して徹底方を通知した。また、国税広報の内容について一層の充実を図った。

■ 件 名

小・中学校の指導要録の保存・管理等の見直し

■ 申出要旨（新規付議年月日：昭 63. 12. 14）

在籍中の成績、性格、行動の記録等の原簿である指導要録の保存期間は卒業後 20 年とされているが、私の卒業した小・中学校では保存期間経過後も廃棄処分されずに保存されているとのことである（永久保存との噂もある）。卒業後 20 年をもって不要となり、保存義務がないものを正当な理由もなく、また、使用目的も曖昧なまま保存するのはプライバシー保護の観点から疑問である。保存期間経過後速やかに廃棄処分等するようにしてもらいたい。

■ あっせん要旨（あっせん年月日：平元. 10. 3、あっせん先：文部省）

① 小学校及び中学校では進学に必要な調査書（内申書）の交付は全て卒業後 5 年以内となっていることなどから保存期間の短縮について検討する余地がある。

また、高等学校では、卒業から長期間を経過した後においても、進学、就職又は資格取得のための成績証明書の需要が相当数あり、成績（単位修得）に係る記録を長期間保存する必要があるとしても、プライバシー保護の観点から保存期間を見直す余地がある。

② 保管、使用、証明書の発行等については、各学校の運用により行われているので、管理規程により明確にする余地がある。

また、各学校では、就職先からの証明請求等に応じて証明書を交付等しているが、証明書の交付は、本人の申請又は公的機関の照会に限定するよう検討する必要がある。

したがって、文部省は、プライバシー保護の観点から、指導要録の保存期間について見直しをするとともに、その管理、外部に対する証明等については、学校が定める管理規程により明確にすることが必要である。

■ 措置状況（あっせん先からの回答年月日：平 3. 4. 17）

文部省は、平成 3 年 3 月 15 日、学校教育法施行規則の一部改正を行い、指導要録については学習の記録と指導の記録とを別葉とし、指導に関する記録の保存期間を 20 年から 5 年に短縮した。

また、学校における指導要録の活用と保存管理の在り方について、平成 3 年 3 月 20 日付け通達で各都道府県等を指導した。

事案 No. 6

■ 件 名

国立大学における授業料納入方式の改善

■ 申出要旨（新規付議年月日：平元. 6. 15）

国立大学の授業料は、国立大学の窓口において直接出納官吏に納入することとされており、銀行での払込みは認められていない。しかし、公・私立大学の授業料や各種公共料金については銀行での払込みが認められているものが多いこと、また、授業料が高額となっており、銀行での払込みができれば便利であることなどを考慮し、国立大学の授業料を銀行での払込みができるように納入方法を改善してもらいたい。

■ あっせん要旨（あっせん年月日：平元. 10. 3、あっせん先：文部省）

文部省では、従来から銀行を利用した授業料収納方法等について検討を行い、各国立大学に対し代行納付方式（銀行等の金融機関で納付する方式）又は納入告知書方式（日本銀行・同代理店で納付する方式）をその実情に応じ採用するよう指導してきているところであるが、改善方策に係る条件整備の問題もあり、結果的にはその改善が依然として進展していない状況にある。

したがって、文部省は、国立大学の授業料については、学生・保証人に対するサービス向上及び窓口事務の一層の合理化を図る観点から、納入方法の多様化の一環として、授業料債権等の管理事務に係る電子計算機処理化の進展状況等実施に係る条件整備を図りつつ、これが整った大学において学生・保証人に対する納入告知書の発行による日本銀行・同代理店での納入方法を推進する必要がある。

■ 措置状況（あっせん先からの回答年月日：平 2. 5. 15）

文部省は、平成元年 10 月に国立大学に対して、納入告知書方式を推進するよう官房長名により指導した。

事案 No. 7

■ 件 名

国立病院の算定ミスにより過誤納となった診療費の早期還付

■ 申出要旨（新規付議年月日：平元. 6. 15）

交通事故による入院で医療費を9万6,710円請求されたが、病院側が老人保健法を適用すべきところを誤って国民健康保険を適用して計算したため、8万9,510円の過誤納が生じていることが後になって分かった。そこで、7月に過誤納金の返還を求めたが、還付は年度末になるとのことであった。7月に申し出て翌年3月でなければ還付してもらえないのでは不合理である。病院側のミスで生じた過誤納であるので、もっと早く返還してほしい。

■ あっせん要旨（あっせん年月日：平元. 10. 3、あっせん先：厚生省）

診療費の過誤納は、国立病院・療養所の責任で生じたものであり、その還付は早急に行うべきと考えられるが、厚生省では過誤納金の還付に要する予算示達を年間1～3回としているため、その還付までに長期間を要しているものが多くみられる。

他方、文部省所管の国立大学附属病院の場合、年度当初に過誤納金の還付に充当するために一定額の予算があらかじめ配分されていること、また、あらかじめ配分を受けた予算が不足した場合でも文部省から病院への予算示達が毎月行われていることから、還付申請後短期間で還付される仕組みとなっている。

したがって、厚生省は関係予算の早期示達により国立大学附属病院等における過誤納金の還付と均衡を失しないよう早期還付の措置を講ずる必要がある。

■ 措置状況（あっせん先からの回答年月日：平 2. 3. 27）

厚生省は、平成元年10月の地方医務局経理課長会議において、①過誤納の還付申請書は発生の都度厚生本省へ報告すること、②本省では、過誤納の予算示達を四半期ごとに行うほか、状況を見て随時予算の示達を行うこと等について口頭指示した。

事案 No. 8

■ 件 名

老人の特定疾患治療費の一部負担金に係る還付手続の簡素化

■ 申出要旨（新規付議年月日：平元. 3. 22）

特定疾患（いわゆる「難病」）の治療を受けている人は、70 歳になるまでは医療機関の窓口で何らかの手続も費用負担もないが、70 歳になってからは老人保健法による老人医療費の一部負担金（外来の場合 1 か月 800 円）を一旦支払い、その後患者自身で県に対して当該負担金の還付を請求しなければならなくなる。このような取扱いは、高齢者にとって煩わしいので特定疾患患者に負担がかからないようにしてもらいたい。

■ あっせん要旨（あっせん年月日：平 2. 4. 17、あっせん先：厚生省）

老人保健法適用の特定疾患患者にとって、一部負担金を医療機関の窓口で支払い、その後都道府県に還付請求しなければならないことは大きな事務負担及び経費負担を課す結果となっている。

したがって、厚生省は、老人保健法適用の特定疾患患者の負担を軽減するため、同法適用年齢前と同じく、患者自身が医療機関の窓口において一部負担金を支払うことや都道府県に対する還付請求の手続を行わなくて済むよう措置を講ずる必要がある。

■ 措置状況（あっせん先からの回答年月日：平 2. 4. 30）

厚生省は、次の措置を講じた。

- ① 一部負担金の都道府県における取扱状況（還付方式又は現物給付方式）について実態を調査した（平成元年 10 月）。
- ② 平成 2 年 4 月の都道府県主管課長等会議において、現物給付方式の実施を指導した。
- ③ 省令改正を行い、平成 9 年以降、原則として現物給付方式とすることとした。

■ 件 名

無線従事者国家試験申請書提出後の受験地の変更

■ 申出要旨（新規付議年月日：平元. 12. 13）

平成元年 1 月に行われた無線従事者国家試験（第 1 級無線技術士）を受験するため、受験申請書を昭和 63 年 10 月中旬に提出したが、1 月上旬から 1 か月間の長期出張に行くことになったため、予定していた受験地（仙台市）での本試験受験ができなくなった。そこで、出張先の最寄りの試験場（名古屋市）で受験できるように、電気通信監理局に受験地の変更を申し入れたが認められず、結局この試験を受験できなかった。しかし、最近のように長期の出張、転勤等公私の都合により、住居の移動が日常的に行われる時世にあって、試験日の 3 か月前に提出した受験申請書に記載した受験地でしか受験を認めず、受験地の変更を全く認めないのは不合理と思われるので、せめて試験日の 1～2 週間前までならば、受験地の変更を認めてほしい。

■ あっせん要旨（あっせん年月日：平 2. 4. 17、あっせん先：郵政省）

国民に広く国家試験を受験する機会を与える観点及び他の国家試験において受験地の変更を認めている例があることから、①転勤等やむを得ない事情がある場合は、受験地の変更を認めることとし、その旨を受験案内等に明記する、②その他の国家試験についても同様の措置を講ずる必要がある。

■ 措置状況（あっせん先からの回答年月日：平 2. 6. 1）

- (1) 郵政省は、平成 2 年度から受験地の変更を認めることとし、この旨を受験案内等に記載した。
- (2) その他の国家試験のうち、4 省 5 資格については平成 2 年度から、5 省庁 26 資格については 3 年度から同様の措置が講じられることとなった。

■ 件 名

新幹線の定期券による指定座席への変更乗車

■ 申出要旨（新規付議年月日：平元. 12. 13）

新幹線定期券で通勤しているが、利用する「とき 400 号」においては、自由席車両は立客が常態化しているのに、指定席車両はほとんど空席の状態である。通勤定期券の利用者であっても、座席指定料金のみを支払うことによって、指定座席を利用できるようにしてほしい。

■ あっせん要旨（あっせん年月日：平 2. 4. 17、あっせん先：東日本旅客鉄道株、東海旅客鉄道株及び西日本旅客鉄道株）

新幹線定期券の購入者は増加しており、これらの定期券の利用者が多く乗車する通勤時間帯に運行される列車の中には指定席車両には空席があるが、自由席車両には満席のものもみられるので、運行列車の増発及び指定席車両の自由席車両への編成替え等によって早急に輸送力増強を図るとともに、定期券利用者に対する指定座席への変更の取扱いについても措置を講ずる必要がある。

■ 措置状況（あっせん先からの回答年月日：平 2. 5. 8）

- (1) J R 3 社は、ホーム容量、需要動向等を踏まえて、通勤時間帯の運行車両の増発を実施することとした。
- (2) J R 東日本は、平成 2 年 7 月に、一部列車について指定席車両の自由席車両への編成替えを実施することとした。
- (3) J R 3 社は、平成 4 年のダイヤ改正時から定期券利用者についても指定席車両への乗車変更を認めることとした。

事案 No. 11

■ 件 名

電話の移転等に伴う工事費の明確化

■ 申出要旨（新規付議年月日：平 2. 9. 26）

NTTに電話移転の申込みを行い工事料 8,000 円を支払った。しかし、電話機の取付箇所は差し込み式になっていたため、屋内の工事は不要であったのに、この工事料は高いのではないか。このように工事を必要としない場合、2,000 円で済んだという話も聞いた。また、工事費の内訳も分からず、請求内容のチェックができない。誰にでも分かる料金体系とし、加入者がチェックできるよう工事費を明確にしてほしい。

■ あっせん要旨（あっせん年月日：平 2. 9. 28、あっせん先：日本電信電話（株））

NTTは、電話の移転等に伴う工事について事業者と利用者の負担区分を明確にし、利用者に分かりやすい料金体系とするため、①引込線工事費はNTT負担とする、②ジャック化についてはNTTが実施することとし、工事費の利用者負担は廃止する、③レンタルと売り切りの工事費の統一を図る等について検討する必要がある。

■ 措置状況（あっせん先からの回答年月日：平 2. 11. 28）

NTTは、電話移転等に伴う工事費について事業者と利用者の負担区分を明確にし、利用者に分かりやすい料金体系とする等工事費の見直しを行い、平成 2 年 12 月 1 日から実施することとした。

■ 件 名

住宅・都市整備公団の賃貸住宅等に係る入居申込資格の緩和

■ 申出要旨（新規付議年月日：平 2. 4. 23）

住宅・都市整備公団の賃貸住宅及び分譲住宅については、自ら居住するという入居条件があるため、世帯主が単身赴任した場合には残された家族のため単身赴任者本人からの入居申込みは認められず、また、家族が自己名義で入居申込みをしようとしてもその家族に入居基準収入額以上の収入がない場合には、入居申込資格がない。勤労者にとって単身赴任は子供の教育問題等からやむを得ないものであり、単身赴任世帯についても、公団住宅への申込みができるようにしてほしい。

■ あっせん要旨（あっせん年月日：平 3. 3. 19、あっせん先：住宅・都市整備公団）

単身赴任者の生活の本拠は配偶者や子供のいる所であり、単身赴任者本人が家族のために公団住宅の申込みをすることは将来自分もそこに住むものであり、広域的に良好な住宅を提供するという公団の役割から考えて、単身赴任世帯に対しても公団住宅の賃貸住宅及び分譲住宅の入居申込資格を認めることについて検討する必要がある。

■ 措置状況（あっせん先からの回答年月日：平 3. 3. 29）

住宅・都市整備公団は、平成 3 年 4 月 1 日から、単身赴任世帯における単身者本人からの賃貸住宅及び分譲住宅の入居申込資格を認めることとした。

■ 件 名

国が管理する公園の入園料等の高齢者に対する減免措置

■ 申出要旨（新規付議年月日：平 2. 12. 21）

新宿御苑は国が管理する公園と聞いているが、入園するとき入園料を徴収される。神代植物園、六義園等東京都が管理する公園の入園料は 65 歳以上の高齢者は無料となっている。高齢者等が屋外で健康で充実した生活を過ごす憩いの場所として活用できるよう、新宿御苑等国が管理する有料の公園についても高齢者等は無料にしてもらいたい。

■ あっせん要旨（あっせん年月日：平 3. 3. 19、あっせん先：環境庁、文部省、文化庁及び建設省）

高齢者等が健康で充実した生活を過ごすため、公園施設を気軽に利用できるよう、地方公共団体が管理する有料の公園の場合と同様、国が管理する有料の公園の入園料等を一定年齢以上の高齢者等については、減免する必要がある。

また、国立の美術館、博物館等についても、同様の観点から入園料の減免措置について検討する必要がある。

■ 措置状況（あっせん先からの回答年月日：文部省一平 10. 9. 29）

文部省は、平成 6 年 9 月に東京国立博物館の常設展について、65 歳以上の高齢者の観覧料金を無料にしたことを始め、国立美術館（4 館）及び国立科学博物館（1 館）の減免措置を順次講じた。

【事後確認】

環境庁及び建設省が管理する公園の入園料については、65 歳以上の高齢者、身体障がい者等を対象とした減免措置が順次講じられた。

■ 件 名

届出地と本籍地が異なる場合の出生届、死亡届等の提出通数の改善

■ 申出要旨（新規付議年月日：平 3. 7. 2）

第 2 子の出生届の提出に当たって A 市に照会したところ、届出先が本籍地以外の場合は、2 通必要であると言われた。出生届を提出する場合に必要な出生証明書を病院でもらうには 1 通 3, 000 円、2 通 4, 500 円かかる。第 1 子の場合の B 市での届出は、本籍地ではなかったが 1 通でよかった。市町村によって提出通数が異なるのはおかしいので、できれば 1 通で済むようにしてほしい。

■ あっせん要旨（あっせん年月日：平 3. 9. 25、あっせん先：法務省）

出生届等の届書の提出通数を 1 通でよいとしている市町村が 3 分の 1 強みられ、また、原則 2 通以上必要としている市町村において、1 通しか提出されない場合でもそのまま受理しているところがみられるなど、1 通化の実施に特段の支障はないと考えられるので、法務省は、本籍地以外の市町村に提出する届書の通数について戸籍法第 36 条第 3 項を積極的に適用し、届書の通数を原則 1 通で済むよう市町村を指導する必要がある。

■ 措置状況（あっせん先からの回答年月日：平 4. 1. 13）

法務省は、平成 3 年 12 月 27 日付けで、法務局長・地方法務局長宛てに、①出生届等の届書の 1 通化を促進するため、関係市町村を積極的に指導する、②届書の標準様式を改め、出生証明書等は 1 通で足りる旨の通達を発出した。

■ 件 名

土曜日・日曜日等における厚生年金等の年金支払日の繰上げ

■ 申出要旨（新規付議年月日：平 3. 9. 25）

厚生年金等の年金の支払日は、偶数月の 15 日と定められている。しかし、その日が土曜日・日曜日及び祝日に当たる場合は次の営業日が支払日となるため、年金受給者は 1 日から 2 日間遅れて受給することになる。年金受給者の多くは公的年金が所得の大部分を占めている世帯であること、また、年金は後払いであることから、支払日が土曜日・日曜日及び祝日に当たる場合には、その前日に繰り上げて年金を支払ってほしい。

■ あっせん要旨（あっせん年月日：平 4. 3. 31、あっせん先：社会保険庁）

厚生年金や国民年金は、毎年偶数月の 15 日に、それぞれ前月までの分が支払われている。このように年金の支払は後払い方式であること、現金自動支払機により休日でも預貯金を引き出せること、年金受給者の生活にとって公的年金が欠かせないものになっていることなどから、支払日が土曜日・日曜日等と重なる場合、前日（前々日）に繰上支給することが必要である。

■ 措置状況（あっせん先からの回答年月日：平 4. 5. 29）

社会保険庁は、厚生年金、国民年金、共済年金については、平成 4 年 8 月から、恩給、援護年金については、平成 4 年 12 月から繰上支給を実施することとした。

■ 件 名

青年海外協力隊参加者の国民年金加入の継続措置

■ 申出要旨（新規付議年月日：平 3. 12. 20）

青年海外協力隊の参加者はボランティアであり、給与が支給されないことから、国民年金に加入しないで海外に赴く者が多く、年金加入期間に中断が生じ、将来の年金受給時に不利な状況となっている。青年海外協力隊に参加した若者達が、将来の年金受給で不利とならないよう、国は適切な措置を講じて欲しい。

■ あっせん要旨（あっせん年月日：平 4. 4. 7、あっせん先：国際協力事業団）

青年海外協力隊への参加は、ボランティア活動であり、給与が支給されないことから、参加期間中、国民年金に未加入のまま海外に出向く者が多い。このため、国際協力事業団は、入隊前に年金制度や海外赴任期間中の国民年金加入手続等について十分説明を行う必要がある。また、保険料の融資制度の導入や事業団が派遣中の隊員に代わって保険料を納付するような仕組みについても検討する必要がある。

■ 措置状況（あっせん先からの回答年月日：平 4. 8. 11）

国際協力事業団は、平成 4 年度から、隊員に対する国民年金制度についての説明の徹底、国内積立金の一部を取り崩し、派遣中の隊員に代わって保険料を納付する仕組みの創設等の措置を講じた。

■ 件 名

厚生年金等の返納金の取扱金融機関の拡大

■ 申出要旨（新規付議年月日：平 4. 4. 7）

私は富山市郊外に居住しているが、遺族厚生年金を受けていた母親が死亡し、手続きが遅れたため、年金の一部が過払いとなり、返納通知を受けたが、返納金の取扱金融機関が日本銀行代理店に限られているため、遠隔地にある同代理店まで費用と時間をかけて納入に行かなければならない。近くに日本銀行歳入代理店があるが、返納金は取り扱わないとのことである。返納者の利便も考えて、返納金を近くの日本銀行歳入代理店でも納付できるようにしてほしい。

■ あっせん要旨（あっせん年月日：平 4. 7. 6、あっせん先：社会保険庁）

受給者の死亡等により過払いとなった年金は国庫に返納しなければならないが、現年度分の返納金を取り扱う金融機関は、日銀本支店、同代理店（全国 588 店舗）に限られ、農村部に住む者などにとって不便となっている。返納者の利便を考慮し、過年度分の返納金と同様、全国に 22,827 店舗がある日銀歳入代理店でも取り扱えるようにする必要がある。

■ 措置状況（あっせん先からの回答年月日：平 4. 12. 3）

社会保険庁は、平成 5 年度から、全ての返納金を日銀歳入代理店でも取り扱えるよう措置した。

■ 件 名

児童扶養手当等の振替預入の導入

■ 申出要旨（新規付議年月日：平 4. 6. 24）

児童扶養手当の支払方法をみると、昭和 60 年の児童扶養手当法改正後に認定請求した受給者に対しては、受給者が銀行等の民間金融機関に設けた口座に同手当を振り込む方法が採られているが、法改正前に認定請求した受給者に対しては、従来どおり郵便局の窓口で同手当を現金で支給する方法しか認められていない。このため、児童扶養手当法改正前に認定請求した受給者は、児童扶養手当を受け取るために仕事を休んで郵便局に行かなければならず、負担となっているので、口座振込により児童扶養手当を受け取ることができるようにしてほしい。

■ あっせん要旨（あっせん年月日：平 4. 10. 5、あっせん先：厚生省及び郵政省）

児童扶養手当の支払方法をみると、昭和 60 年の児童扶養手当法改正後に認定請求された受給者については、銀行等の口座に振り込む方法が採られているが、法改正前に認定請求された受給者に対しては、従来どおり郵便局の窓口で現金で受給する方法が採られており、受給者の負担となっている。

旧法適用者に対しても、郵便局の振替預入により児童扶養手当を受け取ることができるようにする必要がある。また、特別児童扶養手当の支払方法についても同様の措置を講ずる必要がある。

■ 措置状況（あっせん先からの回答年月日：平 7. 3. 15）

厚生省及び郵政省は、平成 7 年度から、郵便局の振替預入により児童扶養手当を受け取ることができるよう措置した。

■ 件 名

所得税還付金の郵便貯金口座への振込みの導入

■ 申出要旨（新規付議年月日：平 4. 9. 24）

所得税の還付金を郵便局を経由して受け取る方法としては、税務署から交付される国税還付金支払通知書を郵便局の窓口で提示して現金で受け取る方法しか認められておらず、郵便貯金口座に振り込む方法は採られていない。納税者の利便を考慮し、郵便貯金口座へ振り込む方法で所得税の還付金を受領できるようにしてほしい。

■ あっせん要旨（あっせん年月日：平 4. 12. 18、あっせん先：国税庁及び郵政省）

所得税を含む国税還付金を支払う方法として、銀行預金口座払い、郵便局窓口払い等の方法があるが、納税者の利便性の向上及び税務官署、郵政官署における事務の簡素効率化の観点から、国税還付金を郵便貯金口座への振込みにより納税者へ還付することができるよう制度の改正を検討する必要がある。

■ 措置状況（あっせん先からの回答年月日：国税庁－平 7. 5. 17、郵政省－平 7. 4. 18）

国税庁及び郵政省は、平成 8 年 1 月から、納税者の利便性の向上を図る観点から、所得税還付金の郵便貯金口座への振込み及び貯金口座からの国税の納付ができることとした。

■ 件 名

転居に伴う療育手帳の交付

■ 申出要旨（新規付議年月日：平 4. 12. 16）

精神薄弱者が交付を受けている療育手帳については、本人が他の都道府県に転出した場合、これまで使用していた手帳は新住所地の都道府県では使用できなくなり、新たに新住所地の都道府県において児童相談所又は精神薄弱者更正相談所の判定を受けて手帳の交付を受けなければならないため、本人及び保護者にとっては、物理的、精神的な負担となっている。他の都道府県に転出した場合であっても、住所変更届を行うだけで旧住所地で使用していた療育手帳を使用できるように制度を改善してほしい。

■ あっせん要旨（あっせん年月日：平 5. 3. 29、あっせん先：厚生省）

療育手帳制度の本来の目的からすれば、当初の交付以降も継続的に本人が手帳を所持していることが望ましく、県域を越えて転居した場合であっても手帳を返納しないことが原則であると思われる。このため、県域を越えて転居した場合に交付申請をしなければならないとする取扱いは、①本人及び保護者の負担になる、②手帳の更新中は援助措置が受けられない等の問題が生じることとなる。

したがって、県域を越えて転居した場合であっても、可能な限り、旧住所地の手帳を引き続き使用できるようにする必要がある。

■ 措置状況（あっせん先からの回答年月日：平 5. 6. 28）

厚生省は、平成 5 年 6 月 22 日付け通知により、①都道府県に対し、県域を越えて転居した場合でも旧住所地の手帳を継続使用できる取扱いを行うよう指導の徹底を図るとともに、②都道府県間における援助内容の相違からやむを得ず新規に発行する必要がある場合も、交付申請手続を簡素化するなどして負担軽減を図ることとした。

■ 件 名

書き損じ郵便はがきの交換の取扱いの統一

■ 申出要旨（新規付議年月日：平 5. 3. 22）

官製はがきにワープロを使用して挨拶状を作成したが、印刷ミスがあったので新しいはがきと交換してもらうため郵便局に出向いたところ、持参したはがきの料額印面にワープロの文字がかかっているため、交換できないと言われた。ワープロが普及した昨今、操作未熟による書き損じの発生は多いと考えられる。明らかに書き損じであり未使用と判別できるものは、交換してほしい。

■ あっせん要旨（あっせん年月日：平 5. 7. 20、あっせん先：郵政省）

郵便法上、料額印面が汚染され、若しくはき損された郵便はがきは無効とされ、交換は認められていないが、料額印面にワープロで印刷した受取人の氏名及び住所等の文字がかかっているようなケースでは、料額印面の一部が汚染していても、①官製郵便はがきの場合は、未使用が明らかであると認められること、②郵便局によってその取扱いが区々となっていること、③事務所のみならず各家庭にもワープロが普及し、申出のようなケースが多くなると予想されること等から、利用者サービスの向上を図るため、未使用であることが明らかな官製郵便はがきについては交換に応ずる措置をとる必要がある。

■ 措置状況（あっせん先からの回答年月日：平 5. 12. 27）

郵政省は、平成 5 年 12 月に、差出人又は受取人の氏名及び住所等が料額印面にかかった官製はがき等については、料額印面の汚染には該当しないものとし、他の切手類との交換及び官製はがき等として引き受けることを明確化し、6 年 1 月の料金改定時から、各郵便局の取扱いを統一した。

■ 件 名

高齢者等の公営住宅の入居基準適用の弾力化

■ 申出要旨（新規付議年月日：平 5. 3. 22）

74歳の寡婦で年金受給者（租収入ベースの月収10万1,000円）である。近くに県営住宅があるので、入居を希望したところ、第1種公営住宅（家賃6,400円）には空き家があるが、第2種公営住宅には空き家がないとのことである。第1種公営住宅に入居するには、一定額以上の収入の基準を満たすことが条件となっているが、年金生活者の場合は、公的年金等控除などの控除があることから、この収入の基準を満たすことは困難である。年金生活者でも公営住宅に入居できるようにしてほしい。

■ あっせん要旨（あっせん年月日：平 6. 1. 17、あっせん先：建設省）

年金受給者が公営住宅に入居する際に、第1種住宅には空きがあるが収入基準を満たすことができず困難であり、第2種住宅には空家がなく、結果的にどちらにも入居できないようなケースを救済するためには、現行の第1種と第2種の区分について弾力的な運用を行うとともに、年金受給者等の高齢者で、特に住宅に困窮している入居申込者について、公営住宅への優先入居措置を更に推進することにより、公営住宅への入居が可能となるようにする必要がある。

■ 措置状況（あっせん先からの回答年月日：平 7. 1. 10）

建設省は、平成6年12月24日付け通知により、公営住宅の事業主体（都道府県、市町村）からの申請により、一定の要件の下で、建設された当初の種別以外の種別の公営住宅として活用することを認めることとした。また、平成6年1月28日の全都道府県担当者会議において、高齢者等、特に住宅困窮度の高い者を公営住宅に優先的に入居できる取扱いをするよう指導した。

なお、平成8年の公営住宅法の一部改正において第1種住宅と第2種住宅の種別が廃止された。

■ 件 名

食品衛生法に基づく営業許可の有効期間等

■ 申出要旨（新規付議年月日：平 5. 6. 24）

新潟県では、食品衛生法第 21 条に基づく食品販売等の営業許可の有効期間が、全業種一律 4 年となっている。当該許可は、業種別に取得・更新することが必要であることから、複数の業種について時期を異にして営業許可を取得している業者にとっては更新手続きが煩雑である。また、更新手数料は、新規許可手数料と同額となっており、その負担も大きい。したがって、営業許可に係る有効期間の延長や手数料の見直しを行ってほしい。

■ あっせん要旨（あっせん年月日：平 6. 1. 17、あっせん先：厚生省）

食品衛生法に基づく営業許可の有効期間や手数料の設定については、都道府県知事の判断に委ねられているところであるが、既に厚生省の指導が行われているところでもあり、実態調査の結果を踏まえ、①有効期間については、施設の構造設備等を考慮し、より長期に設定すること、②手数料については、新規と更新の際の審査に要する経費を考慮して差違を設けること、③更新申請時期の統一化とこれの周知を図ることについて、厚生省は再度、都道府県等を指導することにより改善を図る必要がある。

■ 措置状況（あっせん先からの回答年月日：平 6. 3. 10）

厚生省は、平成 6 年 3 月 10 日付け通知により都道府県等を再度指導するとともに、同月 15 日の全国生活衛生主管課長会議においても指導の徹底を図ることとした。

■ 件 名

看護婦国家試験の合格発表日の年度内繰上げ

■ 申出要旨（新規付議年月日：平 5. 12. 22）

看護婦国家試験は、例年、試験が3月で合格発表は4月に行われている。受験者は、短期大学等を卒業し、4月1日から就職先で勤務することになるが、合格発表が4月下旬であるため、それまでの間は無資格の状態であり、その後、看護婦籍に登録されるのはさらに5月になってからとなっている。この期間の身分等の取扱いは各医療機関等で異なるものと思われるが、看護婦の身分として扱われるまでの間は給与が低い等の不利益を受けることにもなっている。国家試験の解答方法はマークシート方式であり、採点等に要する期間も短期間と思うので、早期（3月中）に合格発表を行うようにしてほしい。

■ あっせん要旨（あっせん年月日：平 6. 11. 18、あっせん先：厚生省）

看護婦国家試験の合格発表日が4月中旬以降となっているため、看護婦本人には給与面等で不利益を与え、また医療機関等においては看護婦の勤務体制等に支障が生じている。このため、厚生省は、合格発表日を3月中旬に繰り上げるための方策を検討する必要がある。

■ 措置状況（あっせん先からの回答年月日：平 8. 7. 15）

厚生省は、厚生大臣の諮問機関である医療関係者審議会保健婦助産婦看護婦部会に検討委員会（国家試験改善検討委員会）を設置し検討した結果、平成9年春の試験から合格発表を3月中に行うこととした。

■ 件 名

定期郵便貯金の継続手続の見直し

■ 申出要旨（新規付議年月日：平 6. 3. 24）

「満期時に全額払戻」とする証書式の定期郵便貯金を、満期日（平成 5 年 10 月 2 日（土））の前日に、満期日付けで「元金継続、利子受取」の方法に変更してほしい旨郵便局に申し出たところ、元金のみ継続に変更する場合には、満期日の 20 日前までに申し出る必要があると言われた。このため、10 月 4 日（月）に全額払戻しを受け、新たに元金のみを定期郵便貯金にしたが、10 月 4 日には利率が改定され、10 月 2 日の利率 2.35% は 2.25% に引き下げられていた。したがって、満期日の前日まで申出ができるよう改善してほしい。

■ あっせん要旨（あっせん年月日：平 6. 11. 18、あっせん先：郵政省）

現在、証書式の定期郵便貯金の満期時における取扱方法を変更するに当たって、変更内容により、満期日の前日でも変更できる場合と、満期日の 20 日前までに変更しなければならない場合（「元金継続、利子受取」と変更する場合）があるが、変更内容により、申出期間が相違していることは預金者にとって不便であるので、改善策を講ずる必要がある。

- ① 定期郵便貯金の満期時の継続方法について、全ての場合に満期日の前日でも変更できるよう改善するためには、システムの開発が前提となるが、実施に際して多額の経費を伴うのであれば、全体的なシステムの再構築が行われる際に、本件改善のために必要なシステムについても併せて検討する。
- ② 上記システムが開発されるまでの間、例えば証書式定期郵便貯金の契約者に対し、「満期時の受取方法を「元金継続、利子受取」と変更する場合の手続は、満期時の 20 日前までに行う必要がある」旨を窓口職員等が説明するよう指導を徹底する。

■ 措置状況（あっせん先からの回答年月日：平 9. 5. 22）

郵政省は、システム開発を行い、平成 9 年 5 月から全国の郵便局で、満期日の前日まで定期郵便貯金の受取方法の変更が可能となった。

■ 件 名

供託金の受入れに係る金融機関の拡大等

■ 申出要旨（新規付議年月日：平 5. 9. 30）

A 法務局 m 出張所は、供託事務取扱機関であるが、供託金自体の受入れは行っていない。このため、同出張所において供託を行う場合には、同出張所で供託手続を行った後、指定された金融機関（M 銀行 k 支店）に供託金を納入しなければならない。同出張所から M 銀行 k 支店に出向くためには、同出張所の最寄りの駅である JR - m 駅から 2 駅先の JR - k 駅まで行かなければならず、運賃も 300 円（往復）かかる。同出張所の近くには M 銀行 m 支店があるので、同支店でも供託金が納入できるようにしてほしい。

■ あっせん要旨（あっせん年月日：平 7. 2. 20、あっせん先：法務省）

現金取扱庁となっている供託所において供託する場合は、供託者は供託書に現金を添えて提出し、これが受理されれば手続は終了するが、非現金取扱庁となっている供託所において供託する場合は、供託者はまず供託所に出向いて供託書を提出し、これが受理された上で、指定された金融機関に出向き供託金を納入する必要がある。指定された金融機関が供託所から遠距離にある場合、供託者の時間的・経済的負担は大きなものとなっている。

現在のように銀行相互間がオンラインで結ばれている状況の中で、現金を持ち歩くことは一般的でなくなってきているとみられるので、供託金の納入方法についても、このような時代背景を考慮して見直すことにより、供託金の受入れを行う金融機関の拡大を図る必要がある。

■ 措置状況（あっせん先からの回答年月日：平 11. 5. 19）

法務省は、平成 10 年 11 月 26 日、供託規則（昭和 34 年法務省令第 2 号）を改正して、供託所ごとの預金口座がある場合には供託金の振込みを受けられることができる仕組みを新たに設け、11 年 4 月までにあっせんで指摘した供託所等 2 か所についてこの仕組みを導入した。

同省は、今後この仕組みを全国の供託所に順次拡大することとしている。

■ 件 名

軽自動車の名義変更手続の見直し

■ 申出要旨（新規付議年月日：平 6. 7. 21）

私は、中古の軽自動車を購入したので名義変更手続が必要となったが、窓口である軽自動車検査協会（支所）は、自宅から遠距離にあり、出向くには一日がかりとなる、このため、同支所に、この手続を郵送で行うことができないか聞いたところ、郵送による受付は行っていないので、窓口に出向いてほしいとの返事であった。しかし、この手続は手数料が不要であり、審査も簡単に済むと思われるので、郵送による受付を認めてほしい。

■ あっせん要旨（あっせん年月日：平 7. 2. 20、あっせん先：運輸省）

軽自動車の所有者及び使用者の変更については、当該車両の構造等変更検査を受ける必要もなく書類審査のみで自動車検査証記入が終了することから、そのためにのみ検査協会へ出頭しなければならない取扱いは、特に遠隔地及び島しょ部に住む所有者及び使用者にとっては負担が大きいため改善策を講ずる必要がある。このため、検査協会の事務所所在地から一定の距離を超える遠隔地及び島しょ部の者については、特定の市町村において検査協会が現在行っている、出張による継続検査の事務と併せて自動車検査証記載事項変更申請に係る事務を行う必要がある。

■ 措置状況（あっせん先からの回答年月日：平 7. 6. 26）

運輸省（軽自動車検査協会）は、関係団体の協力を得ながら遠隔地及び島しょ部における出張による名義変更手続に係る事務を順次拡大することとした。

【事後確認】

平成 10 年 6 月時点での出張実施本部：秋田、山形、福島、東京、新潟、石川、長野、三重、山口、長崎、沖縄

■ 件 名

放送大学の番組ビデオテープ等の貸出し

■ 申出要旨（新規付議年月日：平 6. 10. 20）

私は、放送大学を受講しているが、私の住む地域は同大学の番組を受信できない。このため、やむなく週 1 回、バス、電車を乗り継ぎ 1 時間 30 分ほどかけて同大学の地区学習センターまで行き、番組のビデオテープやオーディオテープ（以下「ビデオテープ等」という。）を借りてセンター内で学習している。放送大学の番組を受信できない地域の者で、かつ、同学習センターから遠隔地に居住する者のために、ビデオテープ等を貸し出すようにしてほしい。

■ あっせん要旨（あっせん年月日：平 7. 2. 20、あっせん先：放送大学学園）

放送大学は、レベルの高い学習の機会を広く国民に提供することを目的として設置されたものであり、放送を受信できない地域の人々に対しても可能な限り学習の機会を提供していくことがより設置目的にかなうことになる。このため、学習センター及び地区学習センターに所属する学生についても、ビデオテープ等の館外貸出しを認め、自宅での学習ができるよう配慮すべきである。

■ 措置状況（あっせん先からの回答年月日：平 8. 5. 8）

放送大学学園は、問題の抜本的解決を図るため、放送衛星による全国化の実現に努力していくとともに、当面の措置として、平成 8 年度から甲府地区学習センターにおいてビデオテープ等の貸出しを行うこととした。

その後、平成 10 年 1 月 21 日から通信衛星による全国放送（CS 放送：パーフェク TV、現スカイパーフェク TV）が開始されたが、それ以降もビデオテープ等の貸出しを継続している。

■ 件 名

浄化槽の水質検査の合理化

■ 申出要旨（新規付議年月日：平 6. 7. 21）

浄化槽の維持管理を県知事の登録を受けている業者に委託（年間委託料 6 万円、うち保守点検料は 2 万 3,000 円）し、定期的に保守点検（水質測定含む）を行っている。一方、保健所から、指定検査機関の水質検査を毎年受けるよう指導があったため、検査を受けた（検査料 5,000 円）が、その検査項目は委託業者が実施している内容と同様のものとなっている。経済的な負担を軽減するためにも、委託業者が検査を実施し、その結果が適正である場合には、指定検査機関の検査を省略することができるような検査の合理化を検討してほしい。

■ あっせん要旨（あっせん年月日：平 7. 4. 26、あっせん先：厚生省）

業者が保守点検の際に行う水質測定と、指定検査機関が行う定期検査については、それぞれ異なる目的及び役割を持つものであるとしても、水質検査については実態として主要な検査項目がほぼ同様であることを考慮し、浄化槽の定期検査の内容及び実施方法を見直す必要がある。

■ 措置状況（あっせん先からの回答年月日：平 7. 7. 7）

厚生省は、平成 7 年 6 月 20 日付け通知により、定期検査については、その効率化を図る観点から、まず BOD 測定を行い、異常の認められるものについて外観検査等従来どおりの検査を行う方法に改めた。

■ 件 名

電話料金の基本料金徴収方法の改善

■ 申出要旨（新規付議年月日：平 7. 1. 26）

転居に伴い、電話料金の支払期日が、従来毎月 5 日であったものが、20 日に変更された。電話料金の請求内訳をみると、従来は当月中の基本料金を翌月の 5 日までに支払うことになっていたが、新住所地においては、当月中の基本料金を当月の 20 日までに支払うことになっている。この支払期日（20 日）は、基本料金計算期間の途中であり、10 日分の基本料金を前払いする形に設定されている。このような電話の基本料金の徴収方法は納得できない。基本料金の計算期間をダイヤル使用期間と同様、支払期日以前の期間とするよう改善してもらいたい。

■ あっせん要旨（あっせん年月日：平 7. 10. 26、あっせん先：日本電信電話(株)）

基本料金と通話料金の計算月を分けていることによって、料金群相互間においては、基本料金について前払いになる者と後払いになる者とが生じ、また、転居に伴い料金群が変わった者については、料金の徴収方法が分かりづらいものとなっている。このため、基本料金の前払いを解消するため、基本料金の計算期間を、通話料金の計算期間と一致させる必要がある。

■ 措置状況（あっせん先からの回答年月日：平 10. 6. 15）

NTTは、基本料金が前払いとなる場合を解消し、分かりやすい料金計算制度とするため、料金計算システムの改造等を行った上、平成 10 年 10 月から基本料金の計算期間を通話料金の計算期間に一致させることとした。

■ 件 名

無縁墳墓の改葬に係る公告手続の見直し

■ 申出要旨（新規付議年月日：平 8. 1. 30）

無縁墓地の改葬手続における新聞広告は、それに要する総費用が少ない場合でも約 400 万円、2 種いずれも全国紙に掲載する場合は約 900 万円とも言われており、多額の費用を要するものとなっている。しかし、地区管理の小規模な墓地において、墓地の有効活用などの必要から改修等が行われる場合、多額の費用負担がままならないため、現実には無許可のまま無縁墳墓の改葬が行われている事例が発生している。慎重な縁故者調査が求められることは当然であるが、改葬者にとって過重な負担を課している現行の公告方法については、むしろ法令の手続の励行を妨げている面もみられるので見直す必要がある。

■ あっせん要旨（あっせん年月日：平 8. 6. 3、あっせん先：厚生省）

無縁墳墓と思われる墳墓の改葬手続における新聞広告は、①実効性に乏しいこと、②多額の公告費用を要するため、改葬者にとって過重な負担となっていること、③費用がかかり過ぎることが、法令に定める改葬手続の励行を妨げている実態がみられること等から、現行の無縁墳墓と思われる墳墓の改葬手続要件について速やかに見直しを行い、成案を得る必要がある。

■ 措置状況（あっせん先からの回答年月日：平 11. 3. 29）

厚生省は、新聞広告に代え、官報公告及び立札設置に改める等の所要の措置を講ずることを内容とする墓地、埋葬等に関する法律施行規則の改正を行い、平成 11 年 3 月 29 日に公布した。なお、同年 5 月 1 日から施行。

■ 件 名

住宅金融公庫の貸付手続の周知

■ 申出要旨（新規付議年月日：平 7. 7. 20）

住宅金融公庫から融資を受けて戸建て住宅を購入するため、公庫の業務を受託している銀行に融資を申し込んだが、銀行から「公庫の融資を受けるためには、購入した住宅に入居し、その住宅の所在地の住民票と印鑑証明書の提出が必要である。」と言われた。このため、住宅販売会社が仲介する貸金業者から公庫融資相当額を一時的につなぎ資金として借用し、購入代金の全額を支払って住宅の引渡しを受けた後、公庫融資を受ける手続を行った。このように、公庫の現行の貸付手続によると、公庫の住宅購入資金融資に先立って住宅の引き渡しを受けなければならないことから、つなぎ融資が必要となるので見直してほしい。

■ あっせん要旨（あっせん年月日：平 8. 10. 14、あっせん先：住宅金融公庫）

公庫の融資が絡む不動産取引の大部分は代理受領の方法が採られ、代金全額の支払前に住宅が引き渡される実態があるとしても、特例措置の適用によって救済される利用者が存在する以上、①融資案内に記載する等により、貸付申込希望者が特例措置の存在及び趣旨内容を直接かつ確実に知り得るものとする措置を講ずる、②受託金融機関に対し、当該特例措置の存在を改めて周知するとともに、その内容を明確に示達する必要がある。

■ 措置状況（あっせん先からの回答年月日：平 9. 3. 27）

住宅金融公庫は、貸付申込者が融資住宅への入居が遅れるため新住所の住民票が提出できない場合の特例措置があることを平成9年度からの融資案内に記載するとともに、9年3月25日付け通知により、その取扱いについて受託金融機関に対し改めて周知するよう、各支店を指導した。

■ 件 名

商業登記に係る印鑑証明書交付申請方式の見直し

■ 申出要旨（新規付議年月日：平 8. 7. 26）

登記簿の閲覧申請書や謄・抄本の交付申請書等は、登記所窓口に無料で備え付けられているが、印鑑証明書の交付を申請する場合には、申請者が、登記所窓口に備え付けられている記載例を参考に、自ら申請書用紙及び証明書用紙を作成するか、登記所内でこれらの用紙を有料で購入して、必要枚数分の証明書用紙の 1 枚ずつに印鑑を押すなどして証明を求める方式（直接証明方式）になっており、大量の印鑑証明書を必要とする場合には、申請者にとって相当の負担となっている。また、登記所では証明書用紙に証明文等を付して印鑑証明書として交付している。したがって、印鑑証明申請書等の用紙を窓口に無料で備え付けてもらうとともに、市町村における個人の印鑑証明と同じように交付申請書に請求部数を記載するだけで必要な部数の証明書が交付される方式（間接証明方式）にしてほしい。

■ あっせん要旨（あっせん年月日：平 9. 2. 24、あっせん先：法務省）

印鑑証明を直接証明方式で行っている登記所においては、間接証明方式で行っている登記所と比較し、①同じ印鑑証明の申請でありながら、申請者が、印鑑証明申請書等の用紙を自ら作成するか、有料で販売しているものを購入しなければならず、国民に対する公平な行政サービスの提供といった観点からみてバランスを欠いていること、②大量の証明書を必要とする者にとっては押印についても多大な負担になっていることから、申請者の利便の向上と負担軽減を図るため、当面の措置として印鑑証明申請書等の用紙を窓口に備え付けることを検討するとともに、速やかに間接証明方式への移行を推進する必要がある。

■ 措置状況（あっせん先からの回答年月日：平 10. 6. 1）

カード式印鑑間接証明方式により印鑑に関する事務を取り扱うものとする商業登記規則の一部改正を行い、平成 10 年 5 月 6 日から施行した。
なお、カード式印鑑間接証明方式により印鑑に関する事務を取扱う登記所は、法務大臣が指定するものとされており、法務省は、順次指定することとした。

■ 件 名

一般旅券発給の住所地における申請の取扱いの改善

■ 申出要旨（新規付議年月日：平 8. 11. 5）

私は、石川県に単身赴任し、同県内に住所を設けている。一般旅券が必要となったので、石川県内に住民登録がない旨を告げて、同県旅券窓口一般旅券発給の申請手続について照会したところ、「石川県内に住民登録がない人については、本県の窓口で受け付けることができない。住民登録をしている東京都の旅券窓口へ申請してください。なお、旅券の交付時には必ず本人が申請窓口に出向く必要がないので、家族に申請手続をしてもらってはどうか。」と言われた。しかし、友人の話によると、神奈川県などでは、単身赴任者などについては、居所での申請を認めているとのことである。また、私の場合、会社の業務で緊急に海外渡航することになり、仕事も忙しくて、旅券受領のために東京都の旅券窓口に出向くことはままならないので、私のような単身赴任者であっても、住所地を管轄する石川県において旅券発給の申請ができるよう改善してほしい。

■ あっせん要旨（あっせん年月日：平 9. 3. 13、あっせん先：外務省）

居所申請の取扱いについて、全国統一の基準を定め、全ての都道府県で適切に取り扱われるようにすること、及び各都道府県作成の「旅券（パスポート）の申請案内」に、居所申請ができること等が明確かつ具体的に記載されるようにする必要がある。

■ 措置状況（あっせん先からの回答年月日：平 10. 8. 27）

外務省は、一定の条件を満たした場合に、居住地での旅券申請を認めることとした統一基準を制定し、平成 10 年 11 月 2 日から実施すること、及びこの取扱いを記載した、申請者に対する「案内書」を作成することについて、平成 10 年 8 月 25 日付け通達により各都道府県に対し指導した。

■ 件 名

保育業務に従事する者の男女共通の名称（保育士）の創設

■ 申出要旨（新規付議年月日：平 7. 7. 20）

私(男性)は、数年前に保母の資格を得て保育園で保母として働いている。これは、児童福祉法施行令において、児童の保育に従事する女子を保母といい、保母試験に合格した者等をもってこれに充てるという規定を児童の保育に従事する男子についても準用するとしているだけであり、その名称については定められていないことによる。このため、男性でありながら保母という呼称はおかしいので、実際には「保父」という名称で呼ばれることが多い。しかし、日常は「保父」の通称で従事しているものの、履歴書等公式文書における職業欄には正式名称で「保母」と記入せざるを得ず、割り切れない思いをしている。私のような保母の資格を持つ男性は年々増えている。保育現場で働く男性の気持ちに配慮し、「保父」の名称を法令で明確に位置付けてほしい。

■ あっせん要旨（あっせん年月日：平 9. 9. 29、あっせん先：厚生省）

保育分野への男子の一層の進出を促すとともに自覚と誇りを持てる職場とするため、保育業務に従事する男子に対応する名称を法令条明確に規定するよう速やかに検討を行う必要がある。

■ 措置状況（あっせん先からの回答年月日：平 10. 2. 18）

厚生省は、保母の名称を男女共通の保育士に改めた。また、保母試験の名称を保育士試験に改めるために児童福祉法施行令が改正され、平成 10 年 2 月 18 日に公布、11 年 4 月 1 日から施行された。

■ 件 名

社会保険労務士試験における肢体不自由者の受験機会の拡大

■ 申出要旨（新規付議年月日：平 9. 12. 2）

私は、上肢及び下肢が不自由な重度身体障害者であり、文字を書くときはワープロを使用している。現在、父の会社で社会保険労務士となるための実務経験を積んでいるが、この試験は、ワープロでの受験が認められていない。資格を取得できれば、独立して仕事をする途も開けるので、ワープロによる受験を認めてほしい。

■ あっせん要旨（あっせん年月日：平 10. 2. 17、あっせん先：社会保険庁及び労働省）

新しく就業の途を開くためにも、筆記に支障がある障害者に対し、ワープロを用いての受験を認めるなど社会保険労務士試験の受験の機会を拡大することについて検討する必要がある。

■ 措置状況（あっせん先からの回答年月日：平 10. 2. 25）

社会保険庁及び労働省は、肢体不自由者に係る試験実施要領を改正し、平成 10 年度の社会保険労務士試験からワープロを用いての受験を認めることとした。

■ 件 名

労災入院患者の私傷病に係る食事療養費の患者負担の明確化

■ 申出要旨（新規付議年月日：平 9. 9. 12）

私は、じん肺症（労災）で入院加療中に労災が適用されない疾病（私傷病）を併発し、その治療の一環として特別食による食事療養を受けている。この特別食の費用については、国民健康保険の適用を受けるため、同保険の入院時食事療養に係る標準負担額（患者負担）として 760 円を徴収されている。しかし、基本となる食事療養費は労災保険で賄われており、最大限でも特別食相当額の 350 円だけ患者が負担すればよいはずなのに、760 円全額を徴収するのは納得できない。

■ あっせん要旨（あっせん年月日：平 10. 2. 20、あっせん先：厚生省）

患者負担の適正化を図る観点から、労災疾病と私傷病の治療を受けている入院患者に私傷病に係る特別食が提供される場合の患者負担額については、特別食に要する費用（加算額）と同額とする等のことを法令上明確化する必要がある。

■ 措置状況（あっせん先からの回答年月日：平 10. 4. 30）

厚生省は、保険医療機関及び保険医療費担当規則（昭和 32 年厚生省令第 15 号）の一部改正を行い、食事療養の費用の額が標準負担額（一般の場合 760 円）に満たない場合には、その額（350 円）を患者の負担額（標準負担額）とすることを明確化し、平成 10 年 4 月 1 日から施行した。

■ 件 名

国民健康保険の医療費通知内容の改善

■ 申出要旨（新規付議年月日：平 9. 12. 2）

町から送られてきた国民健康保険の医療費の通知書に記載されている医療費をみると、私が記憶している以上に高額となっているように思われるが、通知書には受診病院名等が記載されていないため、確認のしようがなかった。せつかく通知をくれるのであれば、被保険者が確認しやすいように通知書の通知事項に受診病院名等を追加してほしい。

■ あっせん要旨（あっせん年月日：平 10. 2. 27、あっせん先：厚生省）

国民健康保険の医療費通知事業の一層の効果的運営に資するため、医療費の通知事項について、保険者が必要に応じて、受診病院名、患者負担額等を含めるなど通知内容の充実を図ることができるよう所要の措置を講ずる必要がある。

■ 措置状況（あっせん先からの回答年月日：平 10. 4. 28）

厚生省は、以下の改善指置を講ずるよう平成 10 年 4 月 27 日付けの保険局国民健康保険課長通知により、都道府県を指導した。

- ① 医療費通知の通知事項を、従来の 5 事項に「医療機関等の名称」を追加。
- ② 従前は、通知事項を通達に示した事項の範囲内とするよう指導していたが、保険者が必要に応じてその他の事項を追加して通知してよいこと。

■ 件 名

地縁団体名義への所有権移転登記手続の改善

■ 申出要旨（新規付議年月日：平 8. 4. 26）

私が住んでいる町には、いわゆる町内会等が保有する田、畑、山林、集会所敷地等の土地が多数あるが、登記簿上は、その土地を取得した当時の旧町内会等の構成員の名義のまま今日に至っているものがほとんどである。新たに地縁団体名義での土地の保有を可能にするため、平成 3 年の地方自治法の一部改正により、町内会等の地縁による団体の法人格取得に関し、市町村長による認可制度（同法第 260 条の 2）が導入された。しかし、法人格を取得し、現行の不動産登記法に基づく手続に従って名義変更しようとしても、既に登記名義人の多くが死亡しているため、相続人の確定に膨大な手間がかかり、移転登記に要する費用負担も大きいことから、移転手続を執ることが困難であり、その結果、同町における地縁団体の法人格取得は進んでいない。したがって、例えば、町内会等の保有する土地である旨の市町村長の証明書で名義変更手続が行える等の措置を講ずるなど、申請手続の負担を軽減し、地縁団体名義での土地の保有ができるようにしてほしい。

■ あっせん要旨（あっせん年月日：平 10. 3. 27、あっせん先：法務省及び自治省）

地縁団体によって戦前から継続的に保有されている土地について、一定の期限を限り、一定の手続を経て作成される市町村の証明書をもって関係相続人全員の戸籍謄本等の書類に代えるなど簡便な登記手続を認めるという臨時の特例的な制度の創設の可否について、法務省が自治省の協力を得て法制面での検討を行い、結論を得る必要がある。また、自治省は、法務省の検討に協力するとともに、その検討の結果を踏まえ、対処する必要がある。

■ 措置状況（あっせん先からの回答年月日：法務省－平 10. 12. 3、自治省－平 10. 11. 27）

法務省は、自治省の協力を得て、臨時の特例的な制度を創設する方向で検討を進めている。

【その後の状況】

自治省及び法務省の調整が進まず、その後も同種の相談や行政相談委員意見があったため、平成 24 年 3 月、再度、本件を推進会議に付議し、同会議の意見を踏まえ、25 年 2 月 15 日に総務省及び法務省に改めてあっせんした（あっせんの内容及び措置状況は、事案 No. 94 を参照）。

■ 件 名

市街化調整区域内の有料老人ホームの設置に係る開設許可の弾力化

■ 申出要旨（新規付議年月日：平 9. 9. 12）

市街化調整区域内で有料老人ホームを建設するためには、都市計画法に基づく開発許可を受けなければならないが、公的金融機関の融資を受けて建設することが許可の要件とされている。しかし、営利法人を経営する私が建設を予定している施設は、施設規模が融資条件に満たないため、融資を受けられないので、公的融資を受けなくても開発許可が受けられるようにしてほしい。

■ あっせん要旨（あっせん年月日：平 10. 6. 26、あっせん先：建設省）

市街化調整区域内における有料老人ホームの設置に係る開発許可制度の適切な運用を図る観点から、都道府県に対し、公的融資制度の対象とならないものについても、開発許可の審査の対象とすることを妨げないものであることを明確に示す必要がある。

■ 措置状況（あっせん先からの回答年月日：平 10. 9. 30）

建設省は、平成 10 年 7 月 1 日付けの建設経済局宅地課民間宅地指導室長通知により、市街化調整区域内における公的融資の対象とならない有料老人ホームの開発許可について、地域の実情に沿って総合的に検討して許可して差し支えない旨の昭和 57 年建設省通知の周知徹底を図った。

■ 件 名

管理美容師・管理美容師資格認定講習会の受講機会の拡大

■ 申出要旨（新規付議年月日：平 10. 6. 5）

私は、美容室を経営しているが、美容師が二人以上いる場合に必要とされる管理美容師の資格を将来に向けて取得しておきたいと考え、県に問い合わせたところ、管理美容師資格認定講習会は、受講者が少ないために2年に1回しか開催されていない（管理美容師資格認定講習会も同様）とのことであった。しかし、これでは、必要なときに管理美容師の資格を得ることはできないので、少なくとも年に1回は講習会を開催するようにしてほしい。

■ あっせん要旨（あっせん年月日：平 10. 6. 30、あっせん先：厚生省）

必置資格の取得に係る利便向上の観点から、管理美容師又は管理美容師の資格取得を希望する者のために、近隣の複数の都道府県による共同開催、他の都道府県からの受講希望者の積極的な受入れの推進等の措置を講ずることにより、毎年度、資格認定講習会の受講機会が与えられるようにする必要がある。

■ 措置状況（あっせん先からの回答年月日：平 11. 1. 18）

厚生省は、平成 11 年 1 月 18 日、資格認定講習会の指定及び実施要領等を定めた環境衛生局長通知を改正し、近隣複数県との共同開催、他県からの受講希望者の受入れ等の改善措置を実施するよう都道府県に通知した。

■ 件 名

海外渡航者に対する黄熱の予防接種の利便増進

■ 申出要旨（新規付議年月日：平 9. 5. 13）

私は、高知県に住んでいるが、仕事で南米に旅行することになり、黄熱の予防接種を受けようとしたところ、四国内には接種してくれるところがなく、このため、わざわざ関西国際空港の検疫所まで出向いて予防接種を受けた。高知県内でも予防接種を受けられるようにしてほしい。

■ あっせん要旨（あっせん年月日：平 10. 9. 8、あっせん先：厚生省）

黄熱の予防接種申請者の利便の向上と負担軽減を図る観点から、文部省の協力を得て、地域的なバランスを考慮しつつ、国立病院、国立大学付属病院をも含め、接種機関を増やすことについて検討する必要がある。

■ 措置状況（あっせん先からの回答年月日：平 10. 12. 25）

厚生省は、現在黄熱の予防接種を行っていない検疫所支所又は検疫所出張所において、国立病院・療養所の医師を当該検疫所支所又は検疫所出張所の職員に併任の上派遣を受けることにより、新たに実施することとした。

国立大学付属病院についても、黄熱の予防接種実施機関の拡大について文部省に検討を依頼した結果、接種機関が増加した。

■ 件 名

高度医療の保険適用病院に係る届出要件の緩和

■ 申出要旨（新規付議年月日：平 10. 3. 2）

当大学医学部附属病院では、補助人工心臓等の高度医療に保険適用を認めてもらうため、県に届出を行ったところ、診療科名（第一内科、第二外科）が、届出要件とされている標榜診療科名（医療法（昭和 23 年法律第 205 号）に定める「循環器科」及び「心臓血管外科」）と異なることを理由に届出は受理されなかった。しかし、都道府県の中には、実質的に当該医療に必要な専門技術や診療体制があれば届出を受理するところがあると聞いているので、全国的にこのような取扱いができるようにしてほしい。

■ あっせん要旨（あっせん年月日：平 10. 9. 9、あっせん先：厚生省）

高度医療を必要とする患者に対し適切な医療サービスの確保を図る観点から、医療法に定める診療科名を標榜していない病院であっても、それぞれの高度医療に必要な専門技術や診療体制等が確保されていると認められるものについては、保険適用ができるよう所要の措置を講ずる必要がある。

■ 措置状況（あっせん先からの回答年月日：平 10. 9. 29）

厚生省は、平成 10 年 9 月 22 日付け通知により、医療法に定める診療科名を標榜していない病院であっても、大学付属病院等において、高度医療に必要な専門性が確保されていると認められる場合は、高度医療に係る届出を受理しても差し支えなく、ただし、この場合、届出書添付書類中標榜診療科の欄には、例えば、「第一内科（循環器科）」のように、実際に標榜している診療科名とそれに対応する医療法に定める診療科名が明確になるように記載することについて、各都道府県を指導した。

■ 件 名

薬剤師国家試験の合格発表の年度内繰上げ

■ 申出要旨（新規付議年月日：平 10. 3. 2）

薬剤師国家試験は、例年、3月下旬に実施され、4月下旬に合格発表が行われている。多くの受験者は、大学を卒業し、4月初めから病院、製薬会社等で勤務することになるが、せっかく就職できても万が一不合格となった場合は、退職せざるを得ないこともあり、不安を感じているので、試験を繰り上げて実施し、3月末日までに合格発表するようにしてほしい。

■ あっせん要旨（あっせん年月日：平 10. 10. 8、あっせん先：厚生省）

薬剤師国家試験の合格発表が4月に行われていることにより、受験者及び採用者にとって不利益や支障が生じており、これを解消するため、所要の準備措置等を講じた上、年度内に合格発表を実施するよう改善を図る必要がある。

■ 措置状況（あっせん先からの回答年月日：平 11. 5. 21）

試験の合格発表の年度内繰上げ（2月末日までに卒業判定者名簿を提出）に対応不可能としている大学が46校中5校あることから、現時点においてあっせんに沿った試験の合格発表の年度内繰上げを実施することは困難であるとの回答。当庁としては、厚生省においてあっせんの方向で引き続きこれら大学の理解を求めていくよう要望するとともに、その推移を見守ることとする。

【事後確認】

第95回薬剤師国家試験（平成22年3月6・7日試験実施）から、年度内に合格発表されることとなった（平成22年3月30日合格発表）。

■ 件 名

健康保険遠隔地被保険者証の交付に係る被扶養者の要件緩和

■ 申出要旨（新規付議年月日：平 10. 9. 10）

姉の健康保険遠隔地被保険者証の交付を新潟県内の社会保険事務所に申請したところ、当初は、弟妹の場合であれば交付できるが、兄姉の場合は被扶養者の要件として生計維持のほかに同一世帯に属していることが必要であり、遠隔地の施設に入所しているのであれば、被扶養者の要件を満たしていることにはならず、本来なら被扶養者から外すべきところであり、同被保険者証は交付できないと断られた。その後、施設入所を一時的な別居とみなされて同被保険者証が交付されたが、兄姉と弟妹で被扶養者の要件が異なっていることに納得できない。兄姉についても弟妹と同様の取扱いとしてほしい。

■ あっせん要旨（あっせん年月日：平 11. 1. 28、あっせん先：厚生省）

被扶養者に関し適正な保険給付を確保する観点から、弟妹によって生計を維持されている被扶養者である兄姉が精神薄弱者更正施設等に入所した場合、なお「同一世帯」要件を満たすものとして取り扱うなど、被扶養者とする取扱いが統一的になされるよう必要な措置を講ずるとともに、各都道府県に対しその適切な運用を指導する必要がある。

■ 措置状況（あっせん先からの回答年月日：平 11. 3. 12）

厚生省は、被保険者と同一の世帯に属することが被扶養者としての要件である者が、精神薄弱者厚生施設等に入所することとなった場合においても、なお、被保険者と住居を共にしていることとして取り扱うとともに、その者に係る遠隔地被保険者証の交付の申請がなされたときは、これを交付する旨、平成 11 年 3 月 19 日、各都道府県に通知することとした。

■ 件 名

不動産登記申請書添付書類の還付手続における悪用防止処理された印鑑登録証明書のコピーの謄本としての受理

■ 申出要旨（新規付議年月日：平 10. 9. 10）

不動産登記の手続においては、登記申請書に印鑑登録証明書等必要な書類を添付して申請を行うこととなっており、添付書類の原本は、審査終了後、その謄本を提出し還付を受けることができる。しかし、印鑑登録証明書については、複写したとき「無効」の文字が写し出されたコピーを提出しても謄本と認めてくれず、原本の還付を受けられない。このようなものを謄本と認め、その原本を還付するようにしてほしい。

■ あっせん要旨（あっせん年月日：平 11. 1. 29、あっせん先：法務省）

印鑑登録証明書の還付手続においては、①登録手続後は原本とコピーの内容が一致していることを確認してコピーを保管するものであることから、「無効」の文字が写し出されていても支障がないこと、②登記所によって取扱いが区々となっていることは、国が直接執行する業務としては望ましくないことなどから、「無効」の文字が写し出されたコピーを謄本と認め原本を還付する方向で統一的な運用を図る必要がある。

■ 措置状況（あっせん先からの回答年月日：平 11. 2. 22）

法務省は、印鑑登録証明書の還付手続において「無効」の文字が写し出されたコピーについても、謄本と認め原本を還付することに取扱いを統一するよう、平成 11 年 2 月 22 日、法務局等を通じて登記官に通知した。

■ 件 名

事業主が雇用保険被保険者資格取得届の提出を失念したため不利益を被った被保険者に係る失業等給付の基本手当の所定給付日数の算定

■ 申出要旨（新規付議年月日：平 10. 12. 14）

10 数年間勤務した X 事業所を平成 3 年 6 月に退職し、その翌月から 10 年 3 月まで 6 年余り Y 事業所に勤めたが、Y 事業所では退職時まで相談者の雇用保険被保険者資格取得届を公共職業安定所に提出することを失念していたため、失業等給付の基本手当の受給に当たっての被保険者期間は、X 事業所からの通算ができないばかりでなく、Y 事業所における被保険者期間についても資格取得届に基づく確認を受けた日から 2 年前までしか認められなかった。X 事業所勤務を含め通算して 20 数年も雇用保険料を納付してきており、本来ならば失業等給付の基本手当を 210 日分受給できる資格があるにもかかわらず、Y 事業所の手続ミスのために 90 日分しか受給できないのは納得できない。

■ あっせん要旨（あっせん年月日：平 11. 7. 13、あっせん先：労働省）

雇用保険法における被保険者期間や所得給付日数の算定基礎期間の算定に当たり、被保険者となったことの確認があった日の 2 年前の日前における被保険者であった期間を含めないとする規定の改正及び当面の措置としての本規定の運用の改善を図る余地について検討すること。

また、本件申出のような事案の発生を予防するため次の事項について検討すること。

- ① 雇用保険料を納付している被保険者について資格取得届に基づく資格取得の確認の有無を保険者である国が把握する仕組みや公共職業安定所の保管する被保険者名簿における被保険者の脱漏の有無を事業主に確認させる仕組みを導入すること。
- ② 事業主に対する資格取得届の提出励行の指導並びに被保険者に対する事業主を通じた被保険者証の交付制度及び被保険者から公共職業安定所に対する確認請求制度の存在の被保険者に対する周知徹底を図ること。

■ 措置状況（あっせん先からの回答年月日：平 11. 11. 1）

労働省は、2年遡及規定の改正及びその弾力的運用については、雇用保険が「掛け捨て型」の保険制度であること等を踏まえると困難であるとしている。しかし、国が事業主の届出義務の履行の有無を把握する仕組みを導入することについては、事業主の事務負担、システム改修に要する時間、行政体制等を勘案しつつ、今後、中長期的に研究していくこととしており、また、事業主からの被保険者資格取得届の提出の一層の励行、労働者からの公共職業安定所に対する確認請求制度の周知徹底に努めることとしているので、今後の推移を見守ることとする。

【事後確認】

2年遡及規定については、雇用保険法が改正され、平成22年10月1日から、保険料が給与から天引きされていたことが確認できれば、2年を超えても雇用保険の加入手続が可能となった。

また、確認請求制度については、毎年、厚生労働省のホームページに掲載したり、全適用事業所にハガキを送付したりするなどして周知に努めている。

■ 件 名

児童扶養手当の支給要件の認定に係る請求期限の緩和

■ 申出要旨（新規付議年月日：平 10. 12. 14）

私は、離婚してから私の収入で子供（14歳）と何とか生活してきたが、このほど勤務先の倒産によって失業したこと、また、子供の養育費が年々かさむことから、児童扶養手当を受給できないものかと思い、市に相談したところ、児童扶養手当の支給要件に該当する日に至った日、すなわち離婚した日から5年を経過しているため、児童扶養手当の支給要件の認定請求をすることはできないとの説明を受けた。既に5年を経過しているから認定請求が認められないというのであれば、今までの生活努力が何ら考慮されず、納得がいかない。子供が18歳になるまでの間、いつでも認定請求をすることができるようにしてほしい。

■ あっせん要旨（あっせん年月日：平 11. 7. 14、あっせん先：厚生省）

児童扶養手当に係る5年の認定請求期限規定については、手当制度全体の見直しの中で廃止を含めた緩和方策を検討する必要がある、また、同規定における「正当な理由」について勤務先事業所の倒産等社会的要因を加えた総合的見地から該当するか否か判断するなど運用の改善についても併せて検討する必要がある。

■ 措置状況（あっせん先からの回答年月日：平 11. 11. 1）

厚生省は当庁のあっせんに対し、当面改善措置を講ずることは難しいが、児童扶養手当制度全体の見直しが必要な状況であり、その見直しの過程において5年の認定請求期限規定についても論点の一つとして検討していきたいとしているので、その推移を見守ることとする。

【事後確認】

認定請求期限の規定廃止を含む法改正が行われ、平成15年4月から、離婚した日から5年を過ぎても請求できるようになった。

■ 件 名

登記印紙等を誤って購入した場合の救済制度の導入

■ 申出要旨（新規付議年月日：平 11. 3. 12）

○登記印紙に係る相談

私の勤める不動産会社の社員が、分譲地の所有権移転登記の際の登録免許税を納付するため、収入印紙を購入すべきところ、誤って登記印紙（大部分が1枚5,000円のもの）を購入してしまった。誤って登記印紙を購入した非は当方にあるが、購入額が相当額（約190万円）に上ることから、収入印紙と交換できないものか購入窓口にお問い合わせしたところ、交換できないとのことであった。これが困難であれば、少なくとも使い勝手の悪い1枚5,000円の登記印紙を通常使用する1枚1,000円のものとの交換できるようにしてほしい。

○特許印紙に係る相談

特許申請を行うため、あらかじめ特許庁にお問い合わせしたところ、特許料は5万5,800円との説明であったことから、郵便局で5万円のを1枚等計5万5,800円の特許印紙を購入した。しかし、申請前に再度特許庁に確認したところ、本件の特許申請に必要な特許料は4万5,800円であるとのことであった（額の違いは、相談者が正確に申請内容を伝えていなかったことが原因と後に判明）。このため、特許印紙を購入した郵便局において、5万円の特許印紙を小額な特許印紙に交換してほしいと申し出たところ、交換できないと断られた。収入印紙は手数料を支払えば小額なものに交換できるので、特許印紙についても交換できるようにしてほしい。

■ あっせん要旨（あっせん年月日：平 11. 9. 3、あっせん先：大蔵省、郵政省、法務省及び特許庁）

印紙は、主に行政事務の合理化の面から設けられたものであること、収入印紙については既に額面の異なる印紙との交換制度があること、買戻しや交換に要する経費は交換手数料により賄うことができること等の理由から、大蔵省、郵政省、法務省及び特許庁は、登記印紙及び特許印紙を誤って購入した場合の救済方策を幅広く検討するための協議を行い、成案を得た上で、所要の措置を講ずる必要がある。

■ 措置状況（あっせん先からの回答年月日：平 11. 12. 14）

大蔵省等4省庁は、あっせんを受けて協議を行った結果、買戻し等の導入には慎重を期す必要があるが、国民の負担解消も必要なことから、過誤納還付請求の申出窓口を整備することにより救済方策を講ずることとした。

■ 件 名

海外滞在中の療養に対する国民健康保険の適用

■ 申出要旨（新規付議年月日：平 11. 6. 15）

私（64 歳）は、32 年間勤務した貿易会社を退職し、平成 9 年から自ら貿易業を営んでおり、東南アジアを中心に海外出張の機会が多い。私は以前から腎臓病のため人工透析治療を受けており、貿易会社に勤務していたときには、健康保険により海外滞在中の療養について保険適用が認められてきたが、退職後加入した国民健康保険では、海外滞在中の療養については保険適用が認められず全額自己負担となってしまう経済的にも大変である。また、私は 70 歳になり、老人保健法の対象になれば、海外での療養について医療費の給付が受けられるとのことである。我が国の出国者は年間約 1,600 万人にも及び、その中には国民健康保険の被保険者である自営業者等も多く含まれていると考えられる中で、国民健康保険だけが海外滞在中の療養について保険適用が認められていないのは納得できず、これを認めてほしい。

■ あっせん要旨（あっせん年月日：平 11. 11. 17、あっせん先：厚生省）

厚生省は、各種医療保険等の中で、国民健康保険だけが海外在住中の療養について保険適用が一切認められていないなど国民健康保険加入者への保険サービス水準の点で医療保険制度間の公正を欠いているものと考えられることなどから、日本国外にあるときには療養の給付等を受けられないこととしている国民健康保険法の見直しについて検討する必要がある。

■ 措置状況（あっせん先からの回答年月日：平 12. 6. 15）

厚生省は、当庁のあっせんに対し、被保険者が日本国外にあるときについても、療養の給付等の対象に加えることができるよう、平成 12 年 2 月 18 日に国民健康保険法の一部改正を内容とする法律案を国会に提出した。

【事後確認】

平成 12 年 12 月 6 日に国民健康保険法の一部改正を含む健康保険法等の一部を改正する法律（平成 12 年法律第 140 号）が公布され、13 年 1 月 1 日から、被保険者が日本国外にある場合についても、療養の給付等の対象に加えることとする海外療養費制度が施行された。

■ 件 名

失業の認定日の変更が認められるやむを得ない理由の範囲の見直し

■ 申出要旨（新規付議年月日：平 11. 12. 17）

私は現在、雇用保険の基本手当を受給しており、4週間に1回、公共職業安定所が指定した日に同所に出頭し、失業の認定を受けなければならない。先日、妻の義理の姉（妻の兄の配偶者）が亡くなり、葬儀の日と認定日が重なってしまった。公共職業安定所に認定日の変更をお願いしたが、私と故人の間には民法上の親族関係がないことを理由に認めてもらえず、そのまま葬儀に出席したため、失業の認定が受けられなかった。このため、認定日前の28日間の基本手当の支給は受けられなかった（ただし、当該期間の基本手当については、実質的に繰越しとなる。）。自分にとっても義理とはいえ姉として長い間付き合いをしてきた人の葬儀であり、人情からみて誰しも出席したいというのが当然と思うので、公共職業安定所における認定日の変更の取扱いについて改善してもらいたい。

■ あっせん要旨（あっせん年月日：平 12. 3. 9、あっせん先：労働省）

労働省は、葬儀への出席に係る失業の認定日の変更が認められるやむを得ない理由の範囲を一律に民法上の親族に限定せず、具体のケースに応じて迅速かつ適正に判断することが適当と考えられることから、葬儀への出席に関し、失業の認定日の変更が認められるやむを得ない理由の範囲を、公共職業安定所が社会通念に照らして判断できるよう、その取扱いの見直しについて検討する必要がある。

■ 措置状況（あっせん先からの回答年月日：平 12. 6. 30）

労働省は、失業の認定日の変更を認める受給資格者の範囲について、全国の公共職業安定所において斉一的に運用するため、その判断を公共職業安定所に委ねることは下記①及び②の理由により適当でないが、平成 12 年 4 月 1 日以降、葬儀への参列を理由とする場合、従前異なる取扱いとしていた同居（民法上の親族）と別居（配偶者、3親等以内の血族若しくは姻族）の取扱いを民法上の親族に統一するとともに、本件申出のあった「配

偶者の兄弟姉妹の配偶者」の葬儀をこれに準ずるものとして認めた。

(公共職業安定所に判断を委ねることができない理由)

- ① 特定の公共職業安定所において認定日の変更が可能となる一方、同じ事由により他の公共職業安定所において認定日に変更されないような事態を招くため、受給資格者にとって不公平な制度となり、「失業の認定」という雇用保険制度において最も基本的な手続に関し、全国斉一的な運用を失するものであること。
- ② 基本手当の支給は自ら就職しようとする意思を持ち就職活動を積極的に行ってもなお就職できない状態にある場合に支給されるものであることを踏まえた場合、ある事由についてその対象者の範囲を全て認定日の変更の対象として認めることは問題もあること。

■ 件 名

小型船舶操縦士海技免状の更新申請手続の簡素化

■ 申出要旨（新規付議年月日：平 12. 7. 4）

私は小型船舶操縦士海技免状の交付を受けており、5年ごとの更新に当たっては、更新申請のため、最寄りの地方運輸局・運輸支局に出向かなければならないが、申請先である最寄りの地方運輸局・運輸支局は遠隔地にあることから、更新申請をする場合、そのために仕事を1日休まなければならない上、交通費もかかる。地方運輸局・運輸支局に出向させることなく、郵送等により更新申請を受け付けてほしい。

■ あっせん要旨（あっせん年月日：平 12. 9. 25、あっせん先：運輸省）

運輸省は、小型船舶操縦士の有資格者が増加している中で、管海官庁所在地以外で開催される更新講習を受講することにより更新申請を行う者も多いことを踏まえ、必要があれば本人確認について代替措置を講ずるなどの上、郵送による更新申請を認める必要がある。

■ 措置状況（あっせん先からの回答年月日：平 12. 12. 13）

運輸省は、更新等に関する郵送申請の手続を平成 13 年 4 月 1 日から開始することとし、同年 3 月 21 日付けで海技免状の更新等に関する郵送申請手続取扱要領を定め、地方運輸局長等に通知した。

■ 件 名

国民年金の保険料納付特例制度の対象とする学生等の範囲の見直し

■ 申出要旨（新規付議年月日：平 12. 7. 4）

20 歳になる息子は、県立高校の昼間定時制課程に在学している。国民年金の加入年齢となったが、無収入であることから自ら保険料を払い込むことは困難である。親が払い込むとすれば、その負担が大きいので、保険料の免除について社会保険事務所に相談したところ、「国民年金法の規定により、夜間部、定時制及び通信制の学生については、学生納付特例制度の対象とされておらず、昼間定時制も定時制であることから対象とならない。」とのことであった。息子の収入がないことは明白であり、学生納付特例制度が適用されるようにしてほしい。

■ あっせん要旨（あっせん年月日：平 13. 3. 27、あっせん先：厚生労働省）

学生納付特例制度は、法律上世帯主等に連帯納付義務が課せられている国民年金制度にあって、例外的、限定的な制度として、本人の所得のみを基に保険料の納付猶予を判断することとしたものであり、親に負担を求めることなく、学生等が社会人になってから保険料を追納することを期待する合理的な制度である。

厚生労働省は、学生納付特例制度の趣旨を踏まえ、国民年金の被保険者である 20 歳以上の定時制課程の学生等の実態把握に努め、その対象範囲の在り方について検討する必要がある。

■ 措置状況（あっせん先からの回答年月日：平 13. 6. 29）

厚生労働省は、定時制課程及び夜間部の学生等について、文部科学省及び関係団体の協力を得ながらその実態把握に努めた。その後、保険料納付特例の対象となる「学生」の範囲を規定する国民年金法施行令の一部が改正され、夜間部、定時制課程及び通信制課程に在学する学生又は生徒が「学生」に加えられた（平成 14 年 4 月 1 日施行）。

■ 件 名

J R 鉄道路線における途中下車の取扱いについての社員教育の徹底

■ 申出要旨（新規付議年月日：平 12. 9. 28）

J R の途中下車は片道 100 キロメートルまでは認められていないが、運行本数の少ない地方路線を乗り継いで利用する場合で、その乗り継ぎのための待ち時間が長い場合には、下車したいときがある。先日、この待ち時間を利用して駅の近くで食事をしたいと思い駅員に下車を申し出たところ、この切符では下車できないが、今回に限り大目にみるということで下車が認められた。乗り継ぎのための待ち時間を有効に活用できるよう、また、J R 利用者の利便向上を図る上からも、現行の営業キロだけではなく所要時間等も勘案の上、途中下車の制限を見直してほしい。

■ あっせん要旨（あっせん年月日：平 13. 3. 27、あっせん先：東日本旅客鉄道(株)）

片道の営業キロが 100 キロメートルまでの普通乗車券を使用する場合、旅客の任意による「途中下車」は認められていないが、次の乗り継ぎ列車までの接続待ち時間が長い場合など、一時的に下車を認める弾力的な対応を採り得る旨、「旅客営業規則」において取扱いが認められているが、駅員が必ずしも十分理解していない状況がみられるので、次の措置を求める。

- ① J R 東日本は、同種事案の再発防止と旅客サービスの向上を図る観点から、旅客営業規則で定める途中下車の取扱いについて、研修の充実などにより旅客からの申出に適切に対応するための社員教育の徹底。
- ② 一般の旅客は旅客営業規則等における取扱いの詳細までは承知していないことが多いと思われるので、何か困ったことがある場合は駅員への申出が行われるよう旅客に対する案内サービスの一層の充実。

■ 措置状況（あっせん先からの回答年月日：平 13. 4. 27）

J R 東日本は、平成 13 年度から社員研修を更に充実させ、途中下車の取扱いの具体的な徹底を含めて、様々な旅客の要望に的確に応え満足してもらえるサービスの提供に努めることとした。

また、従来から旅客の意見を聞くために設置されている「グリーンカウンター」を、駅で困っている旅客にも利用しやすい「お客様相談室」に改称するとともに、主要な駅で案内等のために巡回している「サービスマネージャー」の数を拡大するなど、旅客に対する案内サービスの充実を図ることとした。

■ 件 名

マンション管理組合の法人格取得要件の緩和

■ 申出要旨（新規付議年月日：平 13. 2. 27）

私は、17人で区分所有するマンションに住んでおり、現在、管理組合の理事長となっている。管理組合は、建物の区分所有等に関する法律において、マンション等の区分所有建物を区分所有者が全員で共同して管理する団体として位置付けられている。しかし、法律では法人格を取得できる管理組合は区分所有者が30人以上とされており、当組合は法人格を取得することができない。このため、①マンションの修繕費積立金（今後、建て替えの積立ても必要）を管理する銀行預金の口座名義は、理事長の個人名を記載した「〇〇管理組合理事長〇〇〇〇」とせざるを得ず、理事長が交代の都度名義の書換えを行う必要が生じること、②管理組合の事務所は、財産管理の便宜を考えると管理組合の所有名義とすることが望ましいが、法人格がないことから、管理組合名義で登記することができないこと、③管理組合の事務所にNTTの加入電話を設置しているが、法人格のない当組合名義で契約する場合、組織及び運営形態が明確かつ健全なものであること等を証明するため、定款・議事録等の提出を求められるほか、加入電話の譲渡の制限を受けることなどの不都合がある。区分所有者が30人未満の管理組合であっても、積立金や共用部分等の管理を行わなければならないことは、30人以上の管理組合と何ら変わらないので、当組合でも法人格の取得ができるようにしてほしい。

■ あっせん要旨（あっせん年月日：平 13. 4. 17、あっせん先：法務省）

関係者の合意形成が非常に難しい大規模な修繕等の問題を解決していくためには、管理組合の主体的な活動を促進していくことが重要な課題の一つされている。区分所有者が30人未満の小規模の管理組合にも法人格の取得を希望するものがあることを踏まえると、このような希望を有する管理組合に対して、法人格という法律上の位置付けを与えることは、主体的に活動できる管理組合の育成に資するものと考えられる。

法務省は、区分所有者が30人以上の管理組合と限定されている現行の法人格取得要件について緩和の方向で見直す必要がある。

■ 措置状況（あっせん先からの回答年月日：平 14. 1. 9）

建物の区分所有等に関する法律の改正（平成14年12月11日公布）により、法人格取得の人的要件が撤廃され、区分所有者30人未満の管理組合であっても法人格が取得できることとなった（平成15年6月1日施行）。

■ 件 名

通勤災害に関し誤って健康保険が適用された場合の給付費返還方法の見直し

■ 申出要旨（新規付議年月日：平 12. 3. 13）

私は、通勤途上で自動車による自損事故を起こし、けがをして健康保険により病院で治療を受けた。その後、社会保険事務所から、通勤災害については労働者災害補償保険（以下「労災保険」という。）が適用されるとして、健康保険による療養の給付費（約 2 万 4,000 円）を返還するよう通知があった。労災保険が適用されることを健康保険で治療を受けたことについては、私にも事故の説明に際し不十分な点があったかもしれないが、本来、事故の状況を確認し、どちらの保険を適用するかを判断するのは制度について詳しい病院の方ではないかと考えられる。そもそも健康保険から金銭的な給付を受けたわけでもないのに現金での返還を求められるのは納得できない。返還に応じたことにより、労災と認定され労災保険の給付を受けるまでの間、事実上、私が医療費を立て替える形となったので、このような取扱いを改善してほしい。

■ あっせん要旨（あっせん年月日：平 13. 4. 17、あっせん先：厚生労働省）

厚生労働省は、通勤災害に関し誤って健康保険が適用された場合の取扱いについて、被保険者及び労災指定病院等でもある保健医療機関等の負担の軽重を勘案し、合理的な給付費返還のための事務処理が行われるよう、健康保険の保険者に対し、労災指定病院等でもある保健医療機関等に協力を要請し、次回の診療報酬支払時に過誤調整による措置を講ずることなどについて指導を行う必要がある。

また、過誤調整による措置を効果的なものとするために、社会保険事務所と労働基準監督署の間等の連携を深めるとともに、労災指定病院等でもある保健医療機関等において健康保険の保険者から協力要請が円滑に受け入れられるよう必要な措置を講ずる必要がある。

■ 措置状況（あっせん先からの回答年月日：平 13. 7. 31）

厚生労働省は、労災指定病院等でもある保健医療機関等に協力を要請し、次回の診療報酬支払時に過誤調整による措置を講ずることは、医療機関等にとって事務の負担が大きいと考えられることから困難であるが、より密接な連携により被保険者及び医療機関等の負担が解消されるよう事務処理の変更を行うこととしている。

また、今後とも、パンフレットの配布などによる健康保険及び労災保険に関する周知により適正な保険給付に努めることとしている。

■ 件 名

児童扶養手当における公的年金との併給制限の見直し等

■ 申出要旨（新規付議年月日：平 12. 12. 21）

私（67歳）の娘は、数年前に離婚後、二人の孫（12歳と6歳）を連れて私の家に戻ってきて児童扶養手当を受給しながら生活していたが、孫を残して失踪してしまった。

私は、娘が失踪した当時は就職していたので、妻と孫の面倒をみることができた。しかし、現在は退職し、わずかな老齢年金と預貯金だけで生活しており、その預貯金も底をついてきた。そこで、児童扶養手当を受給できないか市に相談したところ、私の場合、老齢年金が支給されているので同手当を受給することはできないと説明された。県が作成している児童扶養手当関連の資料によれば、私のように扶養親族等が3人の場合、年収が325万4,000円未満であれば同手当は全額支給され、402万5,000円未満であれば一部支給されることになっている。私の年収は老齢年金の約170万円だけであり、老齢年金を受給していることを理由に児童扶養手当が支給されないのは納得できない。再就職できるまでの間、児童扶養手当を受給できれば、二人の孫の面倒をみながら生活することができるので、老齢年金を受給している場合であっても、児童扶養手当が支給されるよう改善してもらいたい。

■ あっせん要旨（あっせん年月日：平 13. 8. 3、あっせん先：厚生労働省）

厚生労働省は、母が監護しない児童を祖父母が養育することとなった場合に、生活の実態にかかわらず、老齢年金等が支給されていることのみをもって、児童扶養手当を支給しないとしていることについて見直すことを含め、家庭における児童扶養の重要性を踏まえつつ、児童が養育される家庭の生活の安定と自立の促進、児童の心身の健やかな成長という観点から、このような場合の施策の在り方について検討していく必要がある。

■ 措置状況（あっせん先からの回答年月日：平 14. 3. 29）

厚生労働省は、併給制限を見直すことは、①所得保障給付の二重給付となり、また、様々な所得保障施策の相互間の併給調整など、所得保障施策体系全体の中でその在り方を慎重に検討する必要があること、②離婚の増大に伴って急増する受給者に対し、限られた財源を有効に活用する必要があること等の観点から、現段階では困難であるが、保護者が行方不明、疾病、拘禁等のために監護できない児童を祖父母等三親等内の親族が、保護者が監護可能になるまで養育する場合、児童の生活費等を支弁する「親族里親制度」の創設について検討し、平成14年10月1日から同制度を新設した。

■ 件 名

有料道路料金の障害者割引制度における利用手続の緩和

■ 申出要旨（新規付議年月日：平 13. 6. 11）

（申出事案 1）

障害者は、有料道路料金について障害者割引を受けることができるが、利用できる自動車は、障害者が日常頻繁に利用する自動車 1 台だけであり、あらかじめ市町村で確認を受け、その自動車の登録番号を身体障害者手帳又は療育手帳に記載してもらう必要がある。しかし、介護を必要とする障害者の場合は、必ずしも決まった 1 台の自動車ではなく、地域のボランティアや近隣の知人等の自動車により通院等の手助けを受けることもある。これらの自動車は、あらかじめ身体障害者手帳又は療育手帳に記載されている自動車ではないことから、有料道路を通行する際の障害者割引を受けることができない。障害者の社会参加を促進するという観点から、ボランティア等が障害者の移動を手助けする場合にも障害者割引を受けられるようにしてほしい（また、類似の事例として、「障害者である私は、息子夫婦がそれぞれ所有し運転する自動車によって移動の手助けを受けているが、1 台の自動車しか割引の対象とならず困っているので、どちらの自動車でも障害者割引を受けられるようにしてほしい。」との申出あり）。

（申出事案 2）

私は、時々、車椅子を利用する身体障害者の母と旅行等のために障害者割引制度を利用して有料道路を通行している。しかし、障害者割引を受けるためには、事前に市福祉事務所で 60 枚綴りの割引証の交付を受け、その 1 枚ずつに母の氏名と身体障害者手帳の番号を記入し、有料道路を利用する都度料金所で割引証 1 枚を提出しなければならず、障害者割引を受ける手続が煩瑣(さ)である。このため、料金所で身体障害者手帳を提示するだけで障害者割引を受けられるようにしてほしい。

■ あっせん要旨（あっせん年月日：平 14. 6. 20、あっせん先：国土交通省）

国土交通省は、有料道路事業者に対し、有料道路料金の障害者割引について、その利用の実態を踏まえつつ、利用手続の緩和について検討を行うよう要請する必要がある。

■ 措置状況（あっせん先からの回答年月日：平 14. 8. 7）

国土交通省は、割引の対象となる自動車の複数化については、引き続き有料道路事業者に要請を行っていくが、現時点では、高速道路を取り巻く環境に特段の変化はないため、あっせんの趣旨に沿った回答が得られるとは想定し難いとしている。

一方、割引証については、料金支払時に身体障害者手帳（又は療育手帳）を提示（E T C 搭載車については、有料道路事業者に割引に必要な情報を登録）すれば足りることとされ、平成 15 年 12 月から廃止することとされた。

【事後確認】

国土交通省は、道路局高速道路課長通知により、東日本高速道路株式会社等の高速道路会社 6 社に対し、登録車両台数を 2 台に拡充することについて具体的な実施方法等を例示して検討を依頼したが、①制度趣旨から外れた利用が増えるとともに、現状より減収を大きくし、障害者割引制度の適正な運用を維持できなくなるおそれがあること、②不正利用の余地が今まで以上に拡大されることなどから、対応できない旨回答があり、現在のところ対応可能な緩和措置はないとしている。

■ 件 名

ロングライフ牛乳に係る販売許可規制の見直し

■ 申出要旨（新規付議年月日：平 14. 3. 4）

私は自動販売機で牛乳を販売しているが、牛乳を販売しようとする場合、都道府県知事の許可を受ける必要がある。私の住んでいる県では自動販売機 1 台ごとに販売許可（許可の有効期間は 5 年間）が必要とされており、その際、許可申請の都度、販売機 1 台につき 9,600 円 の手数料がかかり負担が大きい。私が販売している牛乳は、常温で保存が可能なロングライフ牛乳（LL牛乳）であり、許可を受ける必要が乏しいのではないか。LL牛乳の販売については、現行の規制を見直し、負担の軽減を図ってほしい。

■ あっせん要旨（あっせん年月日：平 14. 11. 1、あっせん先：厚生労働省）

厚生労働省は、ロングライフ牛乳（LL牛乳）の販売については、以下の理由から、国民の負担の軽減を図る観点から、乳類販売業の許可を不要とすることについて検討する必要がある。

- ① LL牛乳については、乳等省令により、i) 製品そのものが無菌状態であり、かつ無菌状態での充填密封であること、ii) 遮光性を有し、かつ気体透過性のない容器包装であること等、一般牛乳に比べて厳しい成分規格、製造方法等の基準が定められ、製造段階において安全衛生上の厳しい規制が行われていること。
- ② 乳類販売業の許可に際しての審査事項は、事実上、主に適正な冷蔵設備が設けられていることが主となっており、冷蔵設備については、常温保存可能品であるLL牛乳の場合は、審査する必要性はないものと考えられること。
- ③ 食品衛生監視員による監視・指導は、冷蔵設備内での保存の実施、冷蔵設備の温度管理の励行等について行われており、これら事項は、常温保存可能品であるLL牛乳については直接関係しないものであること。

■ 措置状況（あっせん先からの回答年月日：平 15. 5. 14）

厚生労働省は、以下の理由から、現段階においては、L L牛乳に係る販売許可規制を見直すことは困難であるが、当該規制の見直しについては、L L牛乳に用いる容器包装の開発状況を踏まえ、今後の検討課題としている。

- ① L L牛乳については、通常の牛乳に比べて厳しい規格が設定されていることから、10℃以下の保存義務が免除され、常温保存が可能となっているが、製造・流通・販売過程において微生物が混入した場合は、通常の牛乳に比べて腐敗が早いこと。特に牛乳の容器包装については、製造工程の管理や容器包装の不良・不備による微生物混入リスクは依然として残っていること。
- ② 関係業界から、L L牛乳が一般食品として取り扱われることによる食品事故の発生及び食品事故が発生した場合の一般牛乳への影響が懸念されることから、規制の見直しに反対する旨の要請があったこと。

■ 件 名

国民健康保険のマル学被保険者証の交付要件の拡大

■ 申出要旨（新規付議年月日：平 14. 6. 25）

私は農業を営んでおり、国民健康保険に加入している。今春、息子が町内にある全寮制の県立農業大学校（養成部門）に入学し、家を離れることになったため、このような場合の学生に交付される国民健康保険マル学保険証の交付を町に申請したところ、「マル学保険証は学校教育法に定める学校に修学するために町外に転出した者に交付するものである。農業大学校は学校教育法に定める学校に該当せず、また、町内にあるため交付できない。」とのことであった。仕方がなく息子は保険証を持たずに遠方の寮で生活しているが、急に病院に行くことになれば保険証がなくては困ってしまう。町内にあるため交付できないのはやむを得ないとしても、町外から入学した学生の中にはマル学保険証が交付されなかった者もいる。農業大学校であっても、親元を離れ無職の学生であることは一般の学生と同じであり、マル学保険証が交付されないのは納得できない。

■ あっせん要旨（あっせん年月日：平 14. 11. 1、あっせん先：厚生労働省）

厚生労働省は、マル学被保険者証の適正な交付を確保する観点から学校基本法に定める学校等に限定することなく、例えば、学校等と修業年限、履修時間等において同程度の教育を行う法律等に基づき設置された教育研修機関の学生等に対しても交付されるよう必要な措置を講ずるとともに、各市町村に対しその適切な運用について指導する必要がある。

■ 措置状況（あっせん先からの回答年月日：平 15. 4. 4）

厚生労働省は、マル学被保険者証の交付対象を今後、「学校教育法第 1 条に規定する学校、同法第 82 条の 2 に規定する専修学校、同法第 83 条に規定する各種学校又はこれらの学校等と修学年限、履修時間等においても同程度の教育を行う教育機関であって、学校教育法以外の法令に特別の規定がある教育機関に就学している場合」とし、平成 15 年度から実施する旨を都道府県知事宛て通知した。

■ 件 名

夫婦共同扶養の場合の健康保険被扶養者認定に係る取扱いの見直し

■ 申出要旨（新規付議年月日：平 13. 10. 1）

私たち夫婦は、共に政府管掌健康保険に加入しており、子供は夫の被扶養者となっている。子供が病気になったとき、病院に連れて行くのは専ら妻である私であり、その都度、夫の被保険者証を持って行く必要がなくなるように、子供を私の被扶養者に変更しようとしたが、共働き夫婦の場合、収入の多い方の被扶養者とすることになっているとして断られた。私の収入は夫の収入より少ないが、子供の扶養は夫婦共同で行っており、どちらの被扶養者にするかについては、被保険者に選択の余地を認めてほしい。

■ あっせん要旨（あっせん年月日：平 15. 5. 19、あっせん先：社会保険庁）

夫婦双方が政府管掌健康保険の被保険者である場合において、夫婦いずれの被扶養者とするかについては、年間収入の多少のみをもって画一的に判断するのではなく、被保険者である夫婦いずれかの届出に基づき、当該家計の実態等に即して、認定を行うよう認定事務の運用を改めることについて検討する必要がある。

■ 措置状況（あっせん先からの回答年月日：平 16. 6. 17）

社会保険庁は、年間収入の少ない方の被扶養者とする旨の届出があった場合でも、当該届出の趣旨も踏まえ、当該家計の実態等に照らし、主として年間収入の少ない方により生計を維持している者と認められるときは、年間収入の少ない方の被扶養者として差し支えない旨周知した。

■ 件 名

生活福祉資金貸付制度における連帯保証人の要件の撤廃

■ 申出要旨（新規付議年月日：平 15. 2. 4）

私は、現在失業中であり、就職活動を行っているが、生活が苦しいので生活福祉資金（離職者支援資金）の借入れの申込みをした。私の住む県内には親族がいないため、県外に住む友人に連帯保証人になってもらおうとしたが、連帯保証人は借受人と同じ都道府県内に居住している者という条件があるため、申込みができなかった。私のように独身で親族もない失業者は、同じ都道府県内在住者に連帯保証人になってもらうことは難しいので、離職者支援資金の連帯保証人の要件を緩和してほしい。

■ あっせん要旨（あっせん年月日：平 15. 5. 19、あっせん先：厚生労働省）

離職者支援資金を含む生活福祉資金貸付制度における連帯保証人の居住地要件は事実上、形骸化しており、これを設けておく必要性は乏しいと考えられることから、当該要件を撤廃することについて検討する必要がある。

■ 措置状況（あっせん先からの回答年月日：平 16. 3. 18）

厚生労働省は、平成 16 年度から、生活福祉資金及び離職者支援資金における連帯保証人は、原則として借受人と同一都道府県に居住する者とし、貸付世帯の状況から同一都道府県内に居住する連帯保証人が得られない場合は、都道府県社会福祉協議会会長の判断により都道府県外の者を認めることとした。

■ 件 名

被扶養者資格が遡及して取り消されたため返還した療養の給付に係る費用相当分の国民健康保険加入後における支給

■ 申出要旨（新規付議年月日：平 15. 2. 4）

私は、数年前から年間収入が 130 万円を超えたため、その時点まで遡って夫の扶養から外れることとなり、この間に夫の医療保険（共済組合）で受けた療養の給付に係る費用のうち時効にかからない 2 年間分を共済組合に返還した。この度、国民健康保険に加入し、国民健康保険税は夫の扶養から外された日まで遡って請求され支払ったにもかかわらず、返還した分の療養費については支給されないのは納得できない。

■ あっせん要旨（あっせん年月日：平 15. 12. 9、あっせん先：厚生労働省）

国民皆保険の趣旨を踏まえて医療費を適切に支給する観点から、被用者保険の被扶養者資格が遡って取り消され、その時点に遡って国民健康保険の被保険者となった場合、被用者保険から請求を受け返還した療養の給付に係る費用相当分は国民健康保険において負担する仕組みとすることについて、法令改正を含めて検討する必要がある。

■ 措置状況

保険者間での調整がつかず、平成 27 年 11 月末時点において厚生労働省ではいまだ改善に至っていない。

■ 件 名

児童手当受給資格者が失踪・行方不明になった場合における受給資格者の認定の見直し

■ 申出要旨（新規付議年月日：平 14. 10. 8）

私は児童手当の受給対象となっている子供が二人いるが、手当を受給している夫が行方不明のため、手当が振り込まれる口座を夫名義から私名義に変更しようと市に申し出たところ、①私を受給資格者に認定する必要があるので、私から改めて認定の請求をしてもらい、認定の上、請求した日の属する月の翌月分から私名義の口座に振り込む、②既に支払われた分については、返還してもらおう場合もあるとのことであった。夫が行方不明になった以降は私が引き続き子供を監護しているのに、児童手当の支給に空白が生じたり、これを返還させられることに納得できないので、受給資格者の変更を認めてほしい。

■ あっせん要旨（あっせん年月日：平 16. 8. 31、あっせん先：厚生労働省）

厚生労働省は、児童手当の受給資格者が行方不明になった場合、児童を監護する者の申立て等に基づき、当該監護者が現に児童を監護している事実が確認できた時点において、当該監護者を受給資格者とするよう認定事務の適切な運用を図ることについて各市町村に対し指導する必要がある。

■ 措置状況（あっせん先からの回答年月日：平 16. 10. 28）

厚生労働省は、児童手当の受給資格者が失踪・行方不明になった場合における受給資格の認定について、その取扱いの明確化を図ることとし、その旨平成 16 年 10 月 28 日付け都道府県民生主管部（局）長宛て通知を发出了。

■ 件 名

精神障害者に対する各種割引制度の適用について

■ 申出要旨（新規付議年月日：平 16. 2. 17）

（申出事案 1）

私の長男は「注意欠陥多動障害」が、次男は「てんかん障害」があり、二人とも、平成 13 年 10 月に精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている。

身体障害者については、電車やバス、飛行機の運賃やNHKの受信料の割引があるが、精神障害者についてはこのような割引制度が設けられていない。

精神障害者に対しても、身体障害者と同様に、各種運賃や料金の割引が受けられるようにしてもらいたい。

（申出事案 2）

私の妻は精神障害者であり、妻を乗せて有料道路を使用することがよくある。有料道路料金については、障害者割引制度があると聞いて関係機関に問い合わせたところ、その対象者は、身体障害者又は知的障害者に限定されているとのことである。精神障害者であっても、障害があることには変わりがないので、精神障害者も対象としてほしい。

（申出事案 3）

郵便局が障害者に無償で配布している「青い鳥郵便葉書」をもらいたいと思い、近くの郵便局に申込みに行ったところ、精神障害者は対象外であるとして配布されなかった。身体障害者及び知的障害者を配布対象とし精神障害者を除外していることに納得できないので、精神障害者保健福祉手帳を所持する者も同葉書の配布の対象にしてほしい。

■ あっせん要旨（あっせん年月日：平 16. 12. 9、あっせん先：総務省、国土交通省、日本郵政公社及び厚生労働省）

障害者の自立と社会活動等への参加促進を目的とする障害者基本法においては、精神障害者と身体障害者又は知的障害者との位置付けは異なっていない。

しかし、各種割引制度の状況をみると、身体障害者又は知的障害者につ

いては対象とされているものの、精神障害者については対象とされていない。

このようなことから、精神障害者に対する各種運賃や料金の割引サービス等の適用の推進について検討する必要がある。

また、厚生労働省は、精神障害者保健福祉手帳に写真を貼付することについて検討を進めているところであるが、精神障害者に対する割引を行うに当たり、本人確認を容易にする観点から、今後も、関係団体の意見も踏まえつつ、写真貼付の実現に向けて更なる検討を行う必要がある。

■ 措置状況（あっせん先からの回答年月日：総務省一平 17. 4. 20、国土交通省一平 17. 3. 28、日本郵政公社一平 17. 3. 29、厚生労働省一平 17. 3. 31）

(1) 総務省は、NHKに対し、放送受信料の免除について、精神障害者についても適用の可能性について検討を行うよう要請した。この結果、NHKでは、精神障害者についても放送受信料免除の対象とした。

(2) 国土交通省は、有料道路事業者、鉄軌道事業者、社団法人日本バス協会及び社団法人全日本航空事業連合会に対し、精神障害者についても障害者割引の対象とするように要請した。

(3) 日本郵政公社は、現時点では困難とのこと。（平成 27 年 11 月末時点でも実施に至っていない。）

(4) 厚生労働省は、精神障害者福祉手帳への写真の貼付については、引き続き取り組んでいくこととした。この結果、平成 18 年 10 月から精神障害者福祉手帳に写真の貼付欄が設けられることとなった。

■ 件 名

離島等における大学入試センター試験の試験場の設定について

■ 申出要旨（新規付議年月日：平 16. 6. 8）

隠岐は、本土から約 70 キロメートル沖合にある日本海の離島であり、高校が 3 校あるが、大学入試センター試験の試験場が島内にない。このため、受験者はフェリー等乗り継いで松江市内の試験場まで行っている。しかし、試験が実施される 1 月は欠航が多いことから、おおむね 5 泊 6 日の長期滞在を余儀なくされるなど経済的・精神的・肉体的負担が大きいので、試験場を島内にも設けてほしい。

■ あっせん要旨（あっせん年月日：平 16. 12. 9、あっせん先：(独)大学入試センター）

センター試験の高い公共性に鑑み、離島等の受験生の負担を軽減する観点から、センター試験の試験場の設定要望の強い地域について、各大学で組織する連絡会議において試験場設定について検討するよう当該各大学に対して要請する必要がある。

■ 措置状況（あっせん先からの回答年月日：平 17. 3. 30）

大学入試センターは、離島の試験場の設定要望の強い地域である島根県地区連絡会議の世話大学である国立大学法人島根大学長宛てに、あっせん内容を通知した。

【事後確認】

国立大学法人島根大学では、平成 19 年 1 月から、隠岐の島に試験会場を設置して大学入試センター試験を実施することとした。

■ 件 名

女性を対象とする診療科名の広告規制の見直しについて

■ 申出要旨（新規付議年月日：平 15. 6. 23）

高校生の娘を体調不良で産婦人科医に連れて行く場合、「婦人科」や「産婦人科」という診療科名には、妊娠や性病といったイメージがあり、親も子ども心理的に非常に抵抗感がある。例えば、病院の看板を「女性診療科」というような名称にしてほしい。

■ あっせん要旨（あっせん年月日：平 18. 1. 18、あっせん先：厚生労働省）

患者の利便性及び患者による適切な医療機関の選択を確保する観点から、広告できる女性を対象とする診療科名に関し、現行の 3 診療科名に加え新たな診療科名（例えば「女性診療科」）を設けることや、女性が利用しやすい診療科名に変更することについて、関係学会の意見を踏まえつつ検討すべきである。

また、医療機関の名称についても、一定のルールの下、例えば女性クリニックという名称等については、医療機関が自らの裁量で選ぶことができるような方策を講ずる必要がある。

■ 措置状況（あっせん先からの回答年月日：平 18. 5. 30）

厚生労働省は、広告することができる診療科名及び医療機関の名称制限の見直しについては、医療制度改革の一環として行われるものであることから、国会における関連法案の審議状況を踏まえた上で、患者による医療に関する適切な選択の支援に資するよう、あっせんにおいて指摘された「女性が診療を受けやすい環境作り」という趣旨も十分考慮しながら、標榜診療科名の見直しに関する医道審議会等の意見聴取の手續、医療機関の名称制限に関する広告規制等検討会における検討等の手續を進め、その結果に基づき必要な対応を行っていくこととしている。

【事後確認】

厚生労働省は、平成 19 年度から、医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関して広告し得る事項等及び広告適正化のための指導等に関する指針（医療広告ガイドライン）において「女性内科」等を使用可能な例として明示した。

■ 件 名

教育訓練給付金の支給申請手続の見直しについて

■ 申出要旨（新規付議年月日：平 16. 10. 5）

私はA市に住んでいるが、勤務先がB市内であり、教育訓練給付金の受給申請のため、B公共職業安定所に出向いた。しかし、同安定所の説明では、居住地を管轄するA公共職業安定所でなければ申請を受理できないとのことであった。居住地を管轄する公共職業安定所以外で申請手続ができないのは納得できないので改善してほしい。

■ あっせん要旨（あっせん年月日：平 18. 1. 18、あっせん先：厚生労働省）

教育訓練給付金の支給申請手続について、申請者の利便を図る観点から、申請者の居住地を管轄する公共職業安定所で申請書の受付・審査を行う現在の方法を原則としつつも、申請者の勤務地を管轄する公共職業安定所において申請書の受付・審査が行えるなど、支給申請手続を見直す必要がある。

■ 措置状況（あっせん先からの回答年月日：平 18. 4. 11）

厚生労働省は、教育訓練給付金の支給申請手続について、申請者の利便を図る観点から、申請者の居住地を管轄する公共職業安定所への申請という現在の方法を原則としつつも、申請者が勤務する事業所を管轄する公共職業安定所においても申請書の受付等を行うことができることとし、遅くとも平成 19 年 4 月 1 日までに関係通達の改正等を実施することとしている。

【事後確認】

厚生労働省職業安定局では、申請者の負担軽減を図る観点から、平成 19 年 4 月 23 日付けで雇用保険関係業務取扱要領の改正を行い、申請者の住居所の所在地を管轄する公共職業安定所（以下「住居所管轄安定所」という。）への提出を原則としつつ、在職者に限り、申請者が勤務する事業所を管轄する公共職業安定所（以下「事業所管轄安定所」という。）へも申請を行うことができることとした。

しかし、上記取扱いにおいては、事業所管轄安定所で受理した支給申請書は住居所管轄安定所へ郵送により回送し、住居所管轄安定所にて（不）支給決定を行うこととしていたため、申請書受理から支給処理までに時間を要する等必ずしも申請者の負担軽減につながらない可能性があったことから、平成21年3月31日付けで雇用保険関係業務取扱要領の改正を行い、在職者については、郵送、代理人等による支給申請を可能とすることとした。

■ 件 名

日本学生支援機構の奨学金支給の改善について

■ 申出要旨（新規付議年月日：平 17. 6. 28）

私には二人の大学生の子供がおり、共に日本学生支援機構の奨学金を受給している。同機構の奨学金は、毎月指定された日に、当月分が支給されることになっているが、4 月分の奨学金については、毎年、5 月分と合わせて、5 月になってから支給されている。4 月は、授業料の納付を始め、教科書や教材の購入等に多額の出費を必要とする時期であるので、4 月分の奨学金を同月中に支給するようにしてほしい。

■ あっせん要旨（あっせん年月日：平 18. 6. 14、あっせん先：（独）日本学生支援機構）

独立行政法人日本学生支援機構の 4 月分の奨学金については、毎年、5 月分と合わせて、5 月になってから支給されているが、業務方法書の規定のとおり、平成 19 年度を目標として、継続して貸与を受ける大学生に係る 4 月分の奨学金の同月中の交付の実現を図る必要がある。

■ 措置状況（あっせん先からの回答年月日：平 18. 12. 13）

独立行政法人日本学生支援機構は、平成 19 年度から、継続して貸与を受ける大学生に係る 4 月分の奨学金について、同月中の交付の実現を図ることとした。

■ 件 名

労災障害補償年金の定期報告書への住民票の写し等の添付の廃止

■ 申出要旨（新規付議年月日：平 18. 5. 23）

労災障害補償年金の受給権者は、年 1 回、「年金たる保険給付の受給権者定期報告書」に生存に関する証明書として住民票の写し又は戸籍の抄本を添付し、提出することになっている。

一方、国民年金等では、年 1 回、「年金受給権者現況届」を提出させているが、この現況届には、生存に関する市町村長の証明書の添付が不要とされており、労災障害補償年金の定期報告書についても、同様に簡素化してほしい。

■ あっせん要旨（あっせん年月日：平 18. 10. 24、あっせん先：厚生労働省）

労災障害補償年金受給権者の負担を軽減する観点から、住民基本台帳ネットワークシステム（以下「住基ネット」という。）を利用することにより、毎年の受給権者定期報告書への住民票の写し等の添付を速やかに廃止することが必要である。

■ 措置状況（あっせん先からの回答年月日：平 21. 3. 30）

厚生労働省は、受給権者の負担の軽減を図る観点から、労災行政情報管理システム（以下「労災システム」という。）と住基ネットを連携させることにより障害（補償）年金の受給権者の生存確認を行い、生存が確認できた者については、住民票の写し等の添付を不要とする措置を講ずること等を検討することとした。

なお、労災システムと住基ネットとの連携については次期労災システムの稼働（平成 23 年 4 月目途）に併せて実施することとした。

【事後確認】

平成 24 年 6 月の定期報告以降、住基ネットとの連携により生存が確認できた障害（補償）年金の受給権者については、定期報告における住民票の写し等の添付が不要となった。

■ 件 名

健康保険に係る被扶養者の認定要件の見直し

■ 申出要旨（新規付議年月日：平 18. 5. 23）

健康保険の被扶養者の認定に当たり、兄姉が弟妹を扶養している場合は、同居の有無を問われないが、弟妹が兄姉を扶養している場合は、同居が必要とされている。現在、私は自宅で重度の知的障害を持つ兄を扶養しているが、この制度の下では、同居するために遠距離通勤を余儀なくされるなどの支障が生じているため、重度の知的障害を持つ兄姉を扶養している場合は、同居の有無を問わないような特別措置を講じてほしい。

■ あっせん要旨（あっせん年月日：平 19. 2. 28、あっせん先：厚生労働省）

健康保険の被扶養者の認定に当たり、兄姉が弟妹を扶養している場合は同居の有無を問われないが、弟妹が兄姉を扶養している場合は、同居が必要とされている。

弟妹に扶養されている兄姉の福祉を向上させる観点から、健康保険に係る被扶養者の認定要件について、弟妹の場合と同様に兄姉の場合においても、あるいは重度心身障害者についてはそのこと自体をもって、同一世帯要件を不要とする方向で健康保険法の見直しを検討する必要がある。

■ 措置状況（あっせん先からの回答年月日：平 19. 8. 31）

厚生労働省は、健康保険に係る被扶養者の認定要件を見直し、被保険者に扶養される兄姉についても、弟妹の場合と同様、被保険者と同一の世帯に属することを要しないこととするため、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案に所要の規定を盛り込み、平成 19 年 4 月 13 日に第 166 回通常国会へ提出した（その後、第 167 回臨時国会、第 168 回臨時国会及び第 169 回通常国会にわたり継続審査）。

【事後確認】

公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 62 号）により、平成 28 年 10 月 1 日から兄姉の同居要件が撤廃される予定である。

■ 件 名

建築計画概要書の閲覧制度の見直し

■ 申出要旨（新規付議年月日：平 18. 9. 26）

私は、家を建築中であるが、複数の家具店から「ご新築・特別優待セール」のダイレクトメールが送られてくるようになった。これは、事業者が建築基準法の閲覧制度を利用しているものだと分かった。建築基準法の閲覧制度によるものであっても、このような営業を目的とする者に対して、建築確認申請に係る個人の情報を提供することは納得できない。

■ あっせん要旨（あっせん年月日：平 19. 7. 5、あっせん先：国土交通省）

住民の協力により違反建築物の建築の未然防止等を目的とする建築計画概要書の閲覧制度に沿わない「営利目的の閲覧」、「大量閲覧」及び「建築物が特定されていない閲覧」を制限できるよう、閲覧事項等の見直しなどによる制度の整備を含め、適切に対応する必要がある。

■ 措置状況（あっせん先からの回答年月日：平 20. 4. 1）

国土交通省は、建築計画概要書等の閲覧制度について、日本建築行政会議等関係者の意見を踏まえ、当該制度の適正な運用の観点から、平成 20 年 7 月を目途に、閲覧事項の制限を内容とする省令改正を行うなど必要な措置を講ずることとした。

【事後確認】

国土交通省は、各都道府県に対し「建築計画概要書その他の書類の閲覧について（技術的助言）」（平成 21 年 11 月 18 日付け国住指第 3133 号）を発出し、「建築計画概要書等の閲覧に関する規程（例）」を示し、建築基準法第 93 条の 2 の規定の趣旨を逸脱して明らかに営業の目的等のために閲覧請求する者には閲覧を停止し、又は禁止することができるとの文言を例示した。

■ 件 名

介護福祉士国家試験の受験機会の拡大

■ 申出要旨（新規付議年月日：平 19. 1. 30）

私は、身体障害者更生援護施設に勤務しており、介護福祉士国家試験の受験を希望しているが、勤務先には、介護福祉士、社会福祉士等の国家試験の受験希望職員が多数いる。これら国家試験は、年1回、それぞれ同一の日に行われることから、試験日は受験のために多くの職員が職場を離れることになり、施設が出勤者を確保する都合から、私は、何年間も受験できず、困っている。介護福祉士国家試験を複数回実施し、受験機会を増やしてほしい。

■ あっせん要旨（あっせん年月日：平 19. 8. 6、あっせん先：厚生労働省）

介護福祉士の確保・育成を図る観点から、介護福祉士国家試験について、その実施に要するコスト増に伴う受験料への影響や試験の質の確保についても十分勘案した上で、試験の実施回数や試験実施都道府県数を増やすなど、受験機会の拡大について検討することが必要である。

■ 措置状況（あっせん先からの回答年月日：平 20. 3. 25）

厚生労働省は、介護福祉士の資質の確保・向上を図るため、全ての者は一定の教育プロセスを経た後に国家試験を受験するという形で平成 24 年度を目途に資格取得方法を一元化する等の見直しを行っているところであり、受験機会の拡大についても、社会福祉審議会福祉部会において検討課題の一つとして必要な見直しを行っていくこととした。また、当面、平成 20 年度の実施都道府県数等について検討し、受験機会の拡大に取り組んでいくこととした。

■ 件 名

健康保険の任意継続被保険者に係る保険料納付の改善

■ 申出要旨（新規付議年月日：平 20. 2. 12）

私は、政府管掌健康保険の任意継続被保険者であったが、保険料の納付期日に妻が体調を崩し看病等を行っていたため、保険料の納付ができず、翌日に納付したところ、社会保険事務所から任意継続被保険者資格喪失の通知が届いた。納付が1日遅れただけで、一方的に資格喪失とされたが、私のように、遅延についてやむを得ない事情がある場合等においては、納付期日後に納付した場合であっても資格喪失にならないようにしてほしい。

■ あっせん要旨（あっせん年月日：平 20. 8. 26、あっせん先：社会保険庁）

健康保険の任意継続被保険者が納付期日までに保険料を納付しなかったときは、「正当な理由」があると認められる場合を除き、納付期日の翌日に資格を喪失することとされているが、「正当な理由」については極めて限定的なものしか示されておらず、具体的な運用は社会保険事務所間で対応が区々となっている。

資格得喪事務の的確化等を図る観点から、「正当な理由」について、客観的にみてやむを得ないもの等を整理・明確化するとともに、保険料納付期間の見直し、保険料納付方法の多様化等を検討の上、所要の措置を講ずる必要がある。

■ 措置状況（あっせん先からの回答年月日：平 20. 9. 30）

社会保険庁は、平成 20 年 10 月 1 日から政府管掌健康保険の保険者となる全国健康保険協会を指導する厚生労働省保険局に対し、同局指導の下、「正当な理由」の具体化・明確化について同協会において取扱いを定めるよう文書により依頼した。

また、被保険者が保険料を納付しやすい環境整備の一環として、同協会においては、口座振替の実施、コンビニエンスストアでの 24 時間納付の実施を行う予定であり、さらに、同協会において任意継続被保険者への納

付書の納付期間開始前までの必着について徹底されるよう同局に対応を依頼した。

【事後確認】

- ① 健康保険法第 38 条第 3 号に規定する「正当な理由」の範囲については、平成 20 年 10 月 10 日付けの全国健康保険協会の内部事務連絡において内容が明確になった。
- ② 保険料納付期間の見直しについては、i) 任意継続被保険者の場合は本人が直接保険料を納付するため、事業主が納付する場合のような納付事務に要する期間を考慮する必要がないこと、ii) かつて厚生年金の任意継続制度の納付期間も 10 日であったことを理由に改善されていない。

■ 件 名

郵便貯金の払戻金に関する権利消滅の防止について

■ 申出要旨（新規付議年月日：平 19. 10. 23）

私は、定期郵便貯金の満期後、貯金証書を紛失していることに気づき、全額の払戻しを受けるため、郵便局から払戻証書を受けたが、当時、病気で入退院を繰り返していたことなどもあって、払戻証書のことをすっかり忘失してしまい、払戻金に関する権利が消滅してしまった。この払戻証書については、有効期間（6 か月）経過後 3 年間再交付の請求を行わないと、払戻金に関する権利が消滅してしまうとのことであるが、この期間（3 年 6 か月）は、事情を抱える者にとっては短いので、延ばしてほしい。

■ あっせん要旨（あっせん年月日：平 20. 9. 8、あっせん先：（独）郵便貯金・簡易生命保険管理機構）

郵便貯金の払戻証書（証書等を紛失した郵便貯金を払い戻す場合、これらの代わりに発行されるもの）については、有効期間（6 か月）経過後 3 年間のうちに再交付の手続を行わないと払戻金に関する権利が消滅することとされているが、請求預金者サービスの向上を推進する観点から、権利消滅前において預金者に対し個別に通知することを始め、個々の預金者に対し有効な措置を講ずることについて検討することが必要である。

■ 措置状況（あっせん先からの回答年月日：平 21. 2. 26）

独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構は、現在、払戻証書の発行から 4 か月を経過しても払戻しの請求がない場合に送付している「払戻しをお勧めする通知」とは別に、その権利消滅前になお払戻しの請求がない場合には、再度「払戻しをお勧めする通知」を送付し、払戻金に関する預金者の忘失等による権利消滅の防止を図ることとした。

そして、平成 23 年 2 月 1 日以降、払戻証書発行日から 3 年 4 か月経過後に「払戻しをお勧めする通知」を再度送付することとした。

■ 件 名

障害者自立支援制度における心身障害者扶養共済給付金の取扱いの改善

■ 申出要旨（新規付議年月日：平 19. 10. 23）

私は、月額 2 万円の心身障害者扶養共済給付金（以下「給付金」という。）を受給している障害者で、現在、障害者支援施設に入所しているが、私のような非課税世帯の場合は、障害者自立支援制度上、施設の利用負担給付金を支給されてもその分利用負担額が増え、結果としてほとんど手元に残らない。利用負担を求められていないとしている生活保護者や給付金未受給者に比べて不公平であるので、給付金を負担額算定の対象収入と認定しないよう改善してほしい。

■ あっせん要旨（あっせん年月日：平 20. 11. 27、あっせん先：厚生労働省）

障害者自立支援制度における利用者負担額の算定では、給付金（心身障害者の生活の安定・福祉の増進等を図ることを目的として支給）は「収入」とされているため、自己負担後に目減りし、手元残額は給付金未受給者と変わらないという状況が発生している。

給付金の取扱いについて、共済制度加入の目的効果が損なわれることのないよう、給付金の性格を踏まえて、現行の利用者負担の算定方法を見直す必要がある。

■ 措置状況（あっせん先からの回答年月日：平 21. 3. 23）

厚生労働省は、給付金については、心身障害者の将来に対する保護者の抱く不安を軽減するという共済制度の趣旨・目的を尊重する観点から、平成 21 年 7 月から利用者負担減免措置を講ずる際に給付金を収入認定しない取扱いに改めることとした。

■ 件 名

麻しんの定期予防接種に係る対象者の見直し

■ 申出要旨（新規付議年月日：平 20. 11. 25）

私の息子が通う高校では、2年生は海外へ修学旅行に行くが、麻しんに対する免疫を有していない場合には、事前に自費で予防接種を受けるように勧められる。一方、平成20年から5年間は、これまでに麻しんの予防接種を2回受けている者又は麻しんにり患したことのある者を除き、中学1年生及び高校3年生に相当する年齢の者は該当する年度内に無料で定期予防接種を受けられることになっている。修学旅行のために高校2年生で予防接種を受ける場合も、無料で受けられるようにしてほしい。

■ あっせん要旨（あっせん年月日：平 22. 3. 30、あっせん先：厚生労働省）

麻しんの排除に係る国際的取組の状況を踏まえ、我が国から海外へ修学旅行に行く高校生による麻しんの発症を厳に防止するため、これらの者に対する定期予防接種の柔軟な実施を可能とする方法について具体的に検討する必要がある。

■ 措置状況（あっせん先からの回答年月日：平 23. 5. 31）

「予防接種法施行令の一部を改正する政令」により、高校2年生相当の者についても、麻しんの定期予防接種の対象者とされた。

これにより、学校教育の一環として海外へ修学旅行又は研修等に行く高校2年生相当の年齢の者についても、自己負担ではなく、市町村長が行う麻しんの定期予防接種を受けられるようになった。

■ 件 名

薬の処方箋の使用期間の徒過の防止

■ 申出要旨（新規付議年月日：平 20. 11. 25）

3 連休前の金曜日に病院から処方箋をもらったが、使用期間があることを知らず、連休明けの火曜日に薬局に提出したところ、当該処方箋は使用期間の 4 日間を過ぎているので無効と言われた。法令で使用期間は休日を含めて交付日から 4 日以内と定められており、使用期間を過ぎた場合には、再発行が必要になるとのことであった。処方箋の使用期間（4 日間）は、期間内に連休を含む場合には短すぎるので、休日を除く等により、実質的に延長してほしい。

■ あっせん要旨（あっせん年月日：平 22. 3. 30、あっせん先：厚生労働省）

医療機関が発行する処方箋の使用期間については、厚生労働省令により、交付の日を含めて 4 日間とされている（特殊の事情がある場合は医師の判断により延長が可能。）が、このことに関する周知が不足しており、国民に十分認識されていないため、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 処方箋の使用期間が 4 日以内とされていること及び医師の判断により延長が可能であることについて、国民への周知が図られるよう広報啓発を行うこと。
- ② 処方箋に使用期間を記載する際には、患者に分かりやすくするため、文字の大きさ、配置等に留意するよう医療機関に要請すること。
- ③ 処方箋の使用期間が 4 日以内とされていること及び医師の判断により延長が可能であることについて、待合室等に掲示を行うこと等により患者への周知を図るよう医療機関に要請すること。

■ 措置状況（あっせん先からの回答年月日：平 22. 9. 30）

厚生労働省は、薬の処方箋の使用期間の徒過の防止について、次の措置を講じた。

- ① 厚生労働省のホームページにおいて、処方箋の使用期間が 4 日以内であること及び特殊の事情により医師等が処方箋に別途使用期間を記載した場合には、その日まで有効となることを広報啓発した。
- ② 医療機関に対して、i) 患者に分かりやすくするため、処方箋における使用期間の記載に対する配慮、ii) 使用期間が 4 日以内であること等を院内に掲示するなどの処方箋の取扱いに関する患者への周知について要請を行った。

■ 件 名

継続検査後に交付される車検証の住所表示の見直し

■ 申出要旨（新規付議年月日：平 21. 6. 23）

市町村合併が行われた後に自動車の継続検査を受けたが、検査申請書に新しい住所を記載したにもかかわらず、交付された車検証の住所は合併前の町名のままとなっていた。市町村合併後、相当の年月が経過しているのに、現存しない旧町名を表示しているのは混乱を招くので、新しい住所で車検証が発行されるよう改善してほしい。

■ あっせん要旨（あっせん年月日：平 22. 3. 30、あっせん先：国土交通省）

市町村合併が行われた後に自動車の継続検査を受けた際、検査申請書に新住所を記載しても交付された車検証の住所は合併前のままとなっている事例が発生している。

自動車所有者が継続検査時に新しい住所表示に改める機会を逸しないようにするため、以下の措置を講ずる必要がある。

- ① 希望する場合には継続検査時に住所表示の変更が簡便な手続で同時にできるよう運輸支局等における取扱いを徹底すること。
- ② こうした手続を自動車所有者及び検査手続に関与する事業者等に周知するとともに、当該事業者等の団体に周知に関する協力を要請すること。
- ③ 軽自動車に関しても、①及び②に準じた取組が行われるよう軽自動車検査協会を指導すること。

■ 措置状況（あっせん先からの回答年月日：平 22. 9. 30）

国土交通省は、自動車の継続検査後に交付される車検証の住所表示の見直しについて、次の措置を講じた。

- ① 地方運輸局等に対し、市町村合併に伴う車検証の住所変更について、
i) 変更手続の周知を図ること、ii) 申請者の求めに応じ、速やかに対応することを指示
- ② 関係団体等に対し、市町村合併に伴う車検証の住所変更手続について、関係事業者等への周知を要請。また、国土交通省のホームページに変更手続を掲載し周知
- ③ 軽自動車検査協会に対し、地方運輸局等への指示内容を伝達し、同協会においても同様の措置が図られるよう通知

■ 件 名

視覚障がい者に対する金融機関職員による代筆の推進

■ 申出要旨（新規付議年月日：平 22. 7. 15）

視覚障がい者が、金融機関で口座開設をするため、身体障害者手帳と印鑑を提示した上で、窓口職員に申請書の代筆を頼んだところ、自筆が原則だと断られ、口座開設をあきらめざるを得なかった。視覚障がい者が金融機関窓口で代筆を求めた場合には、どの金融機関でも応じられるようにしてほしい。

■ あっせん要旨（あっせん年月日：平 22. 8. 24、あっせん先：金融庁）

金融庁は、金融機関における視覚障がい者の利便性の向上を図る観点から、金融機関が職員による代筆を積極的に推進するよう次の措置を講ずる必要がある。

- ① 金融機関の職員による代筆について、i) 未実施の金融機関において導入が図られるよう、また、ii) 実施の金融機関において組織の末端まで浸透するよう、その趣旨を明確にした文書により金融機関に要請すること。
- ② 金融機関の職員による代筆が普及するよう、i) 金融機関の職員による代筆の実施状況に関する調査結果について定期的に公表すること、ii) 未実施の金融機関が導入の参考とできるようCSR（企業の社会的責任）事例集に参考事例を掲載し公表すること。

■ 措置状況（あっせん先からの回答年月日：平 23. 2. 23）

金融庁は、金融機関の職員による代筆について、次の措置を講じた。

- ① 平成 22 年 8 月 26 日、金融庁監督局長名により全国銀行協会等の金融機関関係団体等に対し、次の内容を文書で要請した。
 - i) 金融機関職員による代筆及び代読の規定化とその実施を徹底すること。
 - ii) 障がいのある方々に配慮した取組について、その事例をCSR事例として公表すること。

あわせて、「主要行等向けの総合的な監督指針」等に「障がい者等に配慮した金融サービスの提供」の項目を新設した。

その結果、次表のとおり、規定済み機関の割合が向上した。

表 各金融機関における規定化の状況

金融機関名	平成 22 年 4 月	22 年 9 月
都市銀行等	100%	100%
地域銀行	約 93%	約 98%
信金・信組	約 49%	約 92%
信託銀行	(不明)	約 83%
労働金庫	(不明)	100%

- ② 視覚障がい者等に配慮した取組状況についてアンケート調査を実施し、CSR事例を含めて結果を公表。本アンケート調査は、今後とも継続的に年2回実施し、結果を公表することとした。

■ 件 名

国立大学の入学手続に係る郵送受付の拡大

■ 申出要旨（新規付議年月日：平 22. 7. 15）

国立大学の中には、試験に合格し入学を希望する者に、大学に出向いて入学手続を行うことを求めている大学があるが、負担となっているので入学手続書類の郵送受付を認めてほしい。

■ あっせん要旨（あっせん年月日：平 22. 9. 8、あっせん先：文部科学省）

文部科学省は、入学手続を行う際の大学合格者の負担軽減及び利便性の向上を図る観点から、次のような「大学入学者選抜実施要領」の趣旨の実効性を確保する措置を講ずる必要がある。

- ① 大学入学手続書類の郵送受付を認めていない国立大学に対して、郵送受付方式の早期導入に向けた検討を要請すること。
- ② 平成 23 年度の入学手続から、新たに郵送受付を認めることとした国立大学に対しては、その旨を当該大学のホームページ、募集要項等で周知する措置を講ずるよう要請すること。

■ 措置状況（あっせん先からの回答年月日：平 22. 12. 15）

文部科学省は、平成 22 年 9 月 15 日、通知により、大学入学手続書類の郵送受付を認めていない国立大学（19 校）に対して、次の内容を要請した。

- ① 郵送受付の導入について検討を行うこと。
- ② 新たに郵送受付を認めることとした場合は、その旨をホームページ、募集要項等で周知すること。

要請の結果、19 校のうち、18 校については郵送受付となり、1 校については今後も継続して検討するとしている。

また、郵送受付を導入した大学では、その旨をホームページ、募集要項等で周知するとしている。

【事後確認】

大学入学手続書類の郵送受付を検討することとしていた 1 校においても郵送受付を実施することとなった。また、同校は、この旨をホームページ、募集要項等で周知している。

■ 件 名

緊急人材育成支援事業における訓練・生活支援給付金の支給要件の見直し

■ 申出要旨（新規付議年月日：平 22. 7. 15）

緊急人材育成支援事業による職業訓練を平成 21 年 10 月から 12 月までの間受講した。公共職業安定所からは、月の訓練日数の 8 割以上出席すれば、訓練・生活支援給付金が毎月 10 万円支給されるという説明を受けたが、10 月と 11 月は支給されたものの、12 月については、訓練日数 16 日の 8 割に当たる 13 日出席したにもかかわらず支給されなかった。公共職業安定所に照会したところ、訓練最終月に当たる 12 月は、最初の訓練日数 10 日間の 8 割以上の出席が必要であるが、3 日欠席したため支給されないとの回答であった。このような説明は受けていないし、何故、訓練最終月だけ支給要件を最初の訓練日数 10 日間の 8 割以上の出席としなければならないのか納得できない。

■ あっせん要旨（あっせん年月日：平 22. 9. 13、あっせん先：厚生労働省）

厚生労働省は、雇用保険を受給できない求職者に生活の支援をしながら職業訓練の機会を提供し、その就職を促進する支援事業について、よりの確かつ効果的な実施を図る観点から、支援給付金の支給要件を訓練への出席状況及び訓練の修了の成果を考慮したものとするよう見直すとともに、新たな求職者支援制度においても、これらを踏まえた支給要件とするよう検討する必要がある。

また、支援給付金は、訓練受講者の訓練期間中の生活給付を行い訓練への出席を円滑にするものであることを踏まえ、支給申請から支給までの期間を短縮することについて併せて検討する必要がある。

■ 措置状況（あっせん先からの回答年月日：平 23. 3. 11）

厚生労働省は、次の措置を講じた。

① 支援給付金の支給要件を、次のとおり見直した。

i) 訓練最終月の支給要件を、前月の訓練日数と最終月の最初の訓練日

数 10 日間を通算した期間の 8 割以上の出席に改正（平成 22 年 8 月から適用）

ii) 前月と訓練最終月の各訓練日数の 8 割以上出席した場合にも最終月の支援給付金を支給するよう改正（平成 23 年 2 月 1 日以降に修了するコースから適用）

② 「職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律案」を第 177 回国会に提出した。支給要件等の具体的な内容は、当省のあつせんを踏まえ、検討することとした。

③ 中央能力開発協会の事務処理体制を拡充して審査期間を短縮（7 日～11 日を 2 日～8 日に短縮）した。これにより、支給期間も短縮した。

■ 件 名

発達障がい者に対する療育手帳の交付について（通知）

■ 申出要旨（新規付議年月日：平 21. 11. 10）

甥が発達障がいのため、人とのコミュニケーションが上手にとれないので、療育手帳の交付申請をしたが、知能指数が基準の 75 より高い 76 であるという理由で却下された。社会生活に適応できないのに、知能指数が基準より 1 高いだけで手帳が交付されないことに納得できない。知能指数が高い発達障がい者も手帳の交付を受けられるようにしてほしい。

■ 通知要旨（通知年月日：平 22. 9. 13、通知先：厚生労働省）

障がい者、障がい者福祉に関する事業の従事者及び学識経験者等を構成員とする政府の障がい者制度改革推進会議において、当面 5 年間で改革の集中期間として、福祉・医療・教育など障がい者施策の総合的かつ効果的な推進を図る観点から障がい者施策についての新たな枠組みを検討しているところであることから、同会議の議論の動向を注視していくこととし、同会議の検討に資するため、推進会議における次の認識を通知した。

- ① 発達障がい者の特性を踏まえた支援の在り方について検討するべきである。
- ② 療育手帳を交付する都道府県等の取組が区々となっていることについて改善を図るべきである。

■ 措置状況

厚生労働省は、国が統一的な基準を作るべきということについては、知的障害の定義として確立された統一的なものがなく、画一的な基準の作成が困難であり、仮に国が統一的な基準を示すとした場合、これまで地方公共団体の判断で交付してきた者が交付されなくなる場合も考えられ、慎重な検討が必要であるとしている。

■ 件 名

車いす使用者用駐車施設の適正な利用の確保

■ 申出要旨（新規付議年月日：平 21. 3. 24）

私は、車いすを使用している。自分で車を運転するが、公共施設やスーパーなどの障がい者用の駐車スペースに健常者が駐車することが度々あり、駐車することができず大変困っている。障がい者用の駐車スペースを本当に必要としている者のために、これが確保されるよう、国が何らかの対策を講じてほしい。

■ あっせん要旨（あっせん年月日：平 22. 12. 7、あっせん先：国土交通省）

国土交通省は、障がい等を有する方のために設置されている車いす使用者用駐車施設の適正な利用の確保を推進する観点から、パーキングパーミット制度等の地方公共団体の取組や施設設置管理者の取組等を収集、分析し、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 車いす使用者用駐車施設の利用対象者、同施設の適正利用に係る施設設置管理者の取組促進方策等について、利用ニーズ、課題、具体的取組方策等を把握するとともに、地方公共団体、施設設置管理者等の参考となる効果的な取組事例等について周知を図ること。
- ② 不適正駐車防止に係る施設設置管理者の取組を推進するため、不適正駐車防止装置の設置の効果把握するとともに、同装置を設置するに当たって活用可能な現行の交付金等支援制度の利用促進に向けた周知を図ること。

■ 措置状況（あっせん先からの回答年月日：平 23. 5. 18）

国土交通省では、次の措置を講じた。

- ① 平成 22 年度調査「障害者等用駐車スペースの適正利用等の促進に関する調査研究」において次の調査を実施した。
 - i) パーキングパーミット制度等の地方公共団体の取組や施設設置管理者の取組等を収集・分析し、当該駐車施設に係る利用者のニーズや課題、対応方策等を把握
 - ii) 不適正駐車防止に係る施設設置管理者の取組に関し、運営の実情や効果等を把握
- ② 上記の調査結果を踏まえ、パンフレット「障害者等用駐車場の適正利用のために」を作成、配布及び国土交通省ホームページに掲載し、不適正駐車防止に関する取組や、社会資本整備総合交付金について周知した。

■ 件 名

報酬の実態に即した標準報酬月額の設定

■ 申出要旨（新規付議年月日：平 21. 11. 10）

当社は、建設業であるが、一部の従業員について、取引先への納期の関係で3月から5月までの間に相当量の時間外労働が発生したため、4月から6月までの報酬が異常に増加した。社会保険料は4月から6月までの報酬を基にした標準報酬月額により算出されるため、従来2万5,000円程度だった社会保険料が倍以上に引き上げられた。以前は、所管の社会保険事務所に対して事情を説明すれば、年間の平均報酬額に基づいて標準報酬月額を算定してもらえたため、報酬に見合った社会保険料となったが、今年度については、同事務所に相談しても、そのような取扱いはできなくなったとの回答しかない。報酬の実態に応じた標準報酬月額の算定を行ってほしい。

■ あっせん要旨（あっせん年月日：平 22. 12. 7、あっせん先：厚生労働省）

厚生労働省は、社会保険審査会の裁決（4月から6月までの報酬総額を基準に算定した賦課基準が標準報酬月額対象期間における被保険者の予想される月平均の報酬総額と明らかに違うと推測されるような場合には、保険者が合理的な裁量により保険者算定をすべきである。）の趣旨を踏まえ、定時決定による標準報酬月額と年間の報酬の平均額とが乖離する場合に、当該乖離を解消するために保険者算定を実施することを前提として、保険者算定の範囲や手順等を改める必要がある。

■ 措置状況（あっせん先からの回答年月日：平 23. 5. 27）

厚生労働省は、報酬の実態に即した標準報酬月額の決定について、次の措置を講じた。

- ① 昭和 36 年厚生省保険局長通知を改正し、保険者算定を行う場合として「当年の4月から6月の3か月間に受けた報酬の月平均額から算出した標準報酬月額と、前年の7月から当年の6月までの間に受けた報酬の月平均額から算出した標準報酬月額の間には2等級以上の差を生じた場合であって、当該差が業務の性質上例年発生することが見込まれる場合」を追加
- ② あわせて、昭和 36 年厚生省保険局健康保険課長通知を改正し、上記により保険者算定を行う場合、過去1年間（前年7月から当年6月）の間に受けた報酬の月平均額によることを追加

■ 件 名

年金請求書に係る金融機関の証明の簡素化

■ 申出要旨（新規付議年月日：平 22. 11. 15）

年金請求書（国民年金・厚生年金保険老齢給付）には、年金を受け取る金融機関名、口座番号等を記載する欄が設けられている。年金請求書の記載上の注意書きによれば、同欄を記入した後、金融機関の証明印を押してもらうか、年金事務所の窓口で預貯金通帳を持参して確認を受けることとされている。しかし、年金請求書の提出に当たっての負担軽減を図る観点から、金融機関の証明に代えて、預貯金通帳のコピーを添付することで代替できるようにしてほしい。

■ あっせん要旨（あっせん年月日：平 23. 2. 25、あっせん先：厚生労働省）

厚生労働省は、預貯金通帳の写しをもって金融機関の証明書に代える取扱いとすることにより、請求者の利便性の向上及び負担軽減を図るとともに、職員の統一的かつ明確な取扱いを期する観点から、国民年金法施行規則及び厚生年金保険法施行規則において請求書に金融機関の証明書を添えなければならないとする規定を改正し、及びこの改正に伴う所要の措置を講ずる必要がある。

■ 措置状況（あっせん先からの回答年月日：平 23. 11. 18）

厚生労働省は、年金請求書に係る金融機関の証明の簡素化について、次の措置を講じた。

- ① 預金通帳の写し等によって裁定の請求等の手続を行うことができるよう国民年金法施行規則等の一部を改正する省令を施行した（平成 23 年 11 月 18 日に公布、同日施行）。
- ② 上記改正について、日本年金機構理事長及び地方厚生（支）局長等を通じ、その取扱いに遺漏のないよう管内各市町村等への周知方を求める通知を発出した。

■ 件 名

老齢年金請求書に添付する戸籍関係書類の範囲の明確化

■ 申出要旨（新規付議年月日：平 23. 11. 7）

日本年金機構のパンフレット「国民年金・厚生年金保険 老齢年金の請求手続きをされるみなさまへ」では、老齢年金請求時に必要な書類として、年金手帳・基礎年金番号通知書、年金証書等を始め戸籍の証明に関しては、「戸籍抄本・戸籍記載事項証明書（戸籍謄本でも可）」を用意するよう案内している。私は、65歳になる妻の老齢年金の請求手続きのため年金事務所へ出向き、年金手帳、住民票等と併せて戸籍抄本を提出したところ、担当者から、パンフレットには戸籍抄本と記載されているが、請求者が振替加算の対象者である場合、年金給付業務処理マニュアルでは戸籍謄本が必要とされているため、戸籍謄本を取り直して提出するよう言われた。パンフレットでは、戸籍抄本と明記されているのに、改めて戸籍謄本を取り直させて提出を求めることは、申請者に負担を掛ける不当な要求ではないか。

■ あっせん要旨（あっせん年月日：平 23. 12. 22、あっせん先：厚生労働省）

厚生労働省は、請求者の負担軽減を図るとともに、業務の統一かつ明確な取扱いを期する観点から、国民年金法施行規則に規定されていない「戸籍謄本」の提出を求める過剰な内容となっている業務処理マニュアルを改正し、及びこの改正に伴う所要の措置を講ずる必要がある。

■ 措置状況（あっせん先からの回答年月日：平 24. 6. 13）

厚生労働省は、次の措置を講じた。

- ① 平成 24 年 6 月 13 日、業務処理マニュアルを年金請求者が振替加算の対象者（配偶者）である場合は、受給権者の戸籍抄本 1 通、又は受給権者の戸籍謄本の添付を求めることに改正し、各年金事務所へ指示。また、老齢年金以外（障害年金、遺族年金等）の請求の場合についても、生計維持認定対象者が配偶者のみである場合については、上記と同様の取扱いにすることに改正し、各年金事務所へ指示
- ② 上記改正の取扱いについて、市区町村に対しても、通常業務、事務打合せ等の機会を利用して十分な周知が行われるよう指示

■ 件 名

カードによる医療費の支払方式の拡大

■ 申出要旨（新規付議年月日：平 22. 11. 15）

公的病院で診察を受けた際、会計窓口でクレジットカードでの支払を申し出たところ、当病院ではクレジットカードでの支払はできないと言われた。民間の病院では、クレジットカードで支払うことができるところが多くなってきており、公的病院で利用できないのは不便である。利用者の立場に立ってクレジットカードでの支払ができるようにしてほしい。

■ あっせん要旨（あっせん年月日：平 24. 2. 10、あっせん先：(独)労働者健康福祉機構、(独)年金・健康保険福祉施設整理機構、日本郵政(株)及び九州旅客鉄道(株)）

国等が開設する病院においては、地域における中核的医療機関としての役割を果たす上からも、患者サービスの向上に積極的に取り組むことが適当であり、また、医業未収金の発生防止、医療費収納事務の効率化を推進するなどの観点から、病院の運営実態等も勘案しつつ、カードによる医療費の支払方式の導入の拡大を検討する必要があると考えられることから、カードによる医療費の支払方式を導入していない病院について、既に同方式を導入し決済を行っている病院における取組も参考にしつつ、患者の要望を把握するなどして、その導入に向けた検討を行う必要がある。

■ 措置状況（あっせん先からの回答年月日：(独)労働者健康福祉機構－平 24. 8. 10、(独)年金・健康保険福祉施設整理機構－平 24. 8. 27、日本郵政(株)－平 24. 8. 10、九州旅客鉄道(株)－平 24. 6. 6）

各機関は、次の措置を講じた。

(1) 独立行政法人労働者健康福祉機構

平成 24 年 8 月までに 7 病院全てにおいて、カード支払方式を導入

(2) 独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構

15 病院のうち 11 病院については、カード支払方式を導入（平成 24 年度内の導入予定を含む。）。残る 4 病院は、医療費自動精算機の導入の是非と併せて引き続き検討中

(3) 日本郵政株式会社

13 病院のうち 4 病院については、平成 24 年度中にカード支払方式を導入予定。その他の 9 病院は、先行する 4 病院の利用状況を踏まえ検討

(4) 九州旅客鉄道株式会社

平成 24 年 5 月にカード支払方式を導入

■ 件 名

遺族年金と児童扶養手当の併給制限の見直し（通知）

■ 申出要旨（新規付議年月日：平 22. 11. 15）

父子家庭にも児童扶養手当が支給されることになり、市役所に申請したが、子ども二人が遺族厚生年金を受給しているため、児童扶養手当は支給されないとの説明を受けた。遺族厚生年金は二人合わせて月額約 1 万 8,000 円であり、児童扶養手当の月額約 4 万 7,000 円に比べて低額である。ついては、年金受給額が児童扶養手当よりも低額である場合には、①給付される年金額が一定額以下の場合には、児童扶養手当も併給できるようにする、②給付される年金額と児童扶養手当との差額を支給する、③受給者が年金の給付か児童扶養手当の給付かを任意に選択できるようにする、等の改善策を講じてほしい。

■ 通知要旨（通知年月日：平 24. 2. 28、通知先：厚生労働省）

平成 24 年 2 月に閣議決定された「社会保障・税一体改革大綱」において、遺族基礎年金の男女差を解消すべく、「具体的な法的措置を検討する」とされたことに鑑み、推進会議の次の問題意識を厚生労働省に通知した。

- ① 遺族基礎年金の男女差を解消すべく、具体的な法的措置が早急に採られること。
- ② 児童扶養手当の併給制限の在り方について、児童扶養手当法改正法の施行後 3 年（平成 25 年）を目途として引き続き検討すること。

■ 措置状況

平成 26 年 12 月 1 日から、年金額が児童扶養手当より低い場合は、その差額分の児童扶養手当を受給できるようになった。

■ 件 名

金融機関で健康保険料を振り込む場合の本人確認の免除

■ 申出要旨（新規付議年月日：平 23. 11. 7）

私は全国健康保険協会（旧政府管掌健康保険）の任意継続被保険者であり、年 2 回、金融機関の窓口で 6 か月分の健康保険料の現金振込みを行っているが、10 万円を超えるため、その都度、金融機関から本人確認書類（運転免許証等）の提示を求められる。振込みは所定の納付書を使用し、振込先も公法人で、振込目的も健康保険料の納付と明らかなのに、本人確認が必要なのは納得できない。

■ あっせん要旨（あっせん年月日：平 24. 3. 9、あっせん先：警察庁及び金融庁）

警察庁及び金融庁は、全国健康保険協会に対する健康保険料の現金振込みが金融機関での本人確認の対象から除かれる取引に該当し、本人確認が免除されることについて、同協会及び金融機関等関係機関への周知徹底を図る必要がある。

また、全国健康保険協会以外にも、現金の振込先において、本人確認並びに本人確認記録の作成及び保存の措置が行われ、振込金額、用途等も限定しているものとみられることから、これらが金融機関での本人確認の対象から除かれる取引とされるよう所要の措置を講じた上で、該当する機関を広く周知するとともに、金融機関の窓口で混乱が生じないように措置する必要がある。

■ 措置状況（あっせん先からの回答年月日：平 24. 6. 8）

警察庁及び金融庁は、次の措置を講じた。

- ① 金融機関に対し、全国健康保険協会への任意継続被保険者の保険料の現金振込み（200 万円以下のものに限る。）については、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則第 6 条第 1 項第 7 号ニの取引に該当し、本人確認義務の対象となる特定取引には当たらないと考えられることを周知
 - ② これと同様に、同規則第 4 条第 1 号ハに規定する本人確認書類を発行する機関（※）に対してその被保険者等が行う保険料等の現金振込み（地方公共団体以外に対するものについては、200 万円以下のものに限る。）についても、特定取引に当たらないものと考えられることを周知
- ※ 全国健康保険協会、国民健康保険組合、健康保険組合、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合、日本私立学校振興・共済事業団

■ 件 名

自動車保管場所証明（車庫証明）手続の簡素化

■ 申出要旨（新規付議年月日：平 24. 3. 15）

自動車の保管場所証明（いわゆる車庫証明）は、車を買替えるたびに取得しなければならないが、買替え前の車の車庫を使用する場合には、これを省略できるようにしてほしい。

■ あっせん要旨（あっせん年月日：平 24. 8. 24、あっせん先：警察庁）

警察庁は、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 保管場所証明申請書の提出について、申請者が郵送により提出する場合に受理できる基準等を策定し、各都道府県警察に周知すること。
- ② 保管場所証明申請書の添付書類である配置図の保存方法等を検討した上で、配置図の添付を省略することの可否について検討すること。
- ③ オンラインワンストップサービス利用可能地域及び対象範囲の拡大に努めること。

■ 措置状況（あっせん先からの回答年月日：平 24. 12. 26）

警察庁は、次の措置を講じた。

- ① 保管場所証明申請書の郵送による提出については、直ちに措置することは困難であるが、手数料の取扱いや記載不備の対応等の問題点の解決状況を踏まえて、検討を行う。
- ② オンラインワンストップサービスについては、関係省庁の間において、平成 29 年度を目途に全都道府県での稼働を目指すことで合意しているところであり、引き続き、当該サービスの利用可能地域及び対象範囲の拡大に努める。

なお、配置図については、警察庁では、自動車保管場所が当該自動車を支障なく出入りさせ、かつ収容できることを確認するために不可欠な書面であるため、同図の省略は、厳格な保管場所審査に支障を及ぼすことから困難であるとしている。

■ 件 名

介護保険制度における通院等乗降介助の適用範囲の拡大（通知）

■ 申出要旨（新規付議年月日：平 24. 6. 22）

現行の介護保険制度では、居宅で訪問介護を受けている居宅要介護者が、いわゆる介護タクシー等の福祉輸送サービスを利用して、居宅から病院に通院等する場合、介護保険が適用され、通院等のための乗車又は降車の介助（以下「通院等乗降介助」という。）に係る介護給付費が支給されている。しかし、居宅要介護者の目的地が複数ある場合であって、出発地及び到着地が居宅以外となる移送については、介護給付費の支給対象とならず、当該移送に係る介護費用は居宅要介護者が全額負担しなければならないこととなっている。このため、居宅近くの複数の病院で診療を受けている居宅要介護者の中には、通院等乗降介助に係る介護給付費の支給を受けるため、1日に一つの病院にしか通院しない人もおり、居宅要介護者の経済的及び身体的な負担となっている。居宅要介護者が複数の病院へ通院等する場合など出発地及び到着地が居宅以外となる移送についても、介護保険を適用し、通院等乗降介助に係る介護給付費の支給が受けられるようにしてほしい。

■ 通知要旨（通知年月日：平 24. 8. 31、通知先：厚生労働省）

介護給付の見直しに関する厚生労働省の検討に資するため、推進会議の次の意見を同省に参考として通知した。

- ① 居宅から出発して、一つの病院等（目的地）に行くのも、二つの病院等（目的地）に行くのも、最終的には居宅に戻ってくるのであり、目的地間の移送についてのみ、訪問介護の定義に該当しないことを理由として介護給付費の算定を認めないとするのは、身体介護が中心である場合には算定が認められていることと比較して、合理性がないと考えられる。
- ② 厚生労働省は、通院等乗降介助の適用範囲の拡大について、居宅要介護者の通院等の実態に照らして、居宅要介護者の負担の軽減や介護給付費の節減という観点から、法制度の見直しを含めた検討をすべきである。

■ 措置状況

厚生労働省では、本件について審議会に諮問するか否か検討中。

■ 件 名

特殊定期乗車券の払戻し

■ 申出要旨（新規付議年月日：平 24. 3. 15）

高齢者を対象としたバスの定期乗車券を購入していたが、事情が変わり使用しないことになった。このため、通用期間前に払戻しを受けようとしたところ、通勤や通学の定期乗車券よりも割引率が高い特殊なものについては、その運賃の払戻しができないとされたことに納得できない。

■ あっせん要旨（あっせん年月日：平 24. 9. 7、あっせん先：国土交通省）

国土交通省は次の措置を講ずる必要がある。

- ① 高齢者を対象とした特殊定期乗車券については、通用期間前であれば、バス事業者が原則払い戻す取扱いとするよう必要な措置を講ずること。
- ② 高齢者を対象としたもの以外の特殊定期乗車券についても、通用期間前であれば、特段の事情がある場合を除き、バス事業者が払い戻す取扱いとするよう必要な措置を講ずること。

■ 措置状況（あっせん先からの回答年月日：平 24. 12. 3）

国土交通省は、各地方運輸局等が乗合バス事業者に対して、次のとおり指導するよう通知した。

- ① 通用期間前に払戻しができない特殊定期乗車券の新規販売を原則禁止
- ② 既に販売されている特殊定期乗車券についても、通用期間前であれば、原則通用期間前に払い戻すよう取扱いを是正
- ③ ただし、払戻し手数料が高額になるなど、大幅な割引率を維持するために、乗客からの払戻しの申出に応じられない場合には、その旨を事前に地方運輸局長等に届け出させるとともに、定期券の購入者に対しても販売時に説明を徹底

■ 件 名

地縁団体名義への所有権移転登記手続の改善促進

■ 申出要旨（新規付議年月日：平 24. 3. 15）

（申出事案 1）

私達の自治会は、平成 17 年に認可地縁団体となり、戦前から保有する山林について団体名義への所有権の移転登記をしようと考えたが、登記簿に表示登記された所有者（107 人：昭和 11 年当時）の多くが既に死亡しているため、その相続人の確定に膨大な手間や費用がかかり、移転登記が困難な状況となっている。何か良い解決方法はないか。

（申出事案 2）

地縁団体が保有する共同墓地の一部を、道路拡幅のため買収する必要性が生じ用地提供を申し入れたが、関係する登記名義人は明治生まれで既に死亡しているため、相続人の把握や同意を得ることができず、やむなく事業計画を変更するしかなかった。当該公共工事に従事した市役所職員の申出を受けた行政相談委員から、何らかの登記制度の改正が必要ではないかとの行政相談委員意見があった。

※ 本件と同種の事案を平成 8 年 4 月 26 日に推進会議に付議している（申出の内容等は「事案 No. 39」参照）。

■ あっせん要旨（あっせん年月日：平 25. 2. 15、あっせん先：総務省及び法務省）

地縁団体によって戦前から継続的に所有され、管理されている土地については、一定の期間に限り、一定の手続(※)を経て作成される市町村長の証明書をもって関係相続人全員の戸籍謄本等の書類に代えるなど簡便な登記手続を認めるという新たな制度を設けることが望まれる。については、総務省（自治行政局）及び法務省は、市町村が一定の手続（異議催告手続）に関与して作成する証明書の内容について協議の上、所有権の移転登記手続が進むよう所要の対応措置を検討する必要がある。

※ 当該土地について、認可地縁団体の所有地として名義変更することに異議があるのかないのか、その権利関係について異議のある者は申し出るよう催告する手続のこと。

■ 措置状況（あっせん先からの回答年月日：総務省一平 25. 5. 15、法務省一平 25. 5. 14）

総務省（自治行政局）及び法務省から、あっせんの実現に向けた対応として、次のとおり中間回答があった。

（総務省）

市町村長の証明書をもって単独申請の途を開くこととなるので、当該証明書の内容等に関する法務省民事局の検討を踏まえつつ、異議催告手続に関し実際に市町村において事務処理が可能かなどの点について検討を行うこととしており、同局との間で、今後の検討のために必要な調査の内容等について協議をしている。

（法務省）

総務省における検討を踏まえつつ、当該市町村長の証明書をもって必要となる登記の手続を行うことができるよう、所要の措置の検討を行うこととしており、同局との間で、今後の検討のために必要となる同局が実施予定の調査の内容等について協議をしている。

【事後確認】

総務省は、地方自治法の一部を改正する法律案を第 186 回国会に提出し、平成 26 年 5 月 26 日に可決・成立した。そして、地方自治法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 42 号）及び地方自治法施行規則等の一部を改正する省令（平成 27 年総務省令第 3 号）のうち、認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例に関する規定が 27 年 4 月 1 日から施行された。

これにより、市町村長が一定の手続を経て証明書を発行することにより、認可地縁団体において登記の申請が円滑に行うことができることとなった。

また、法務省は、認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例に関する手続に際し、登記申請を受け付ける各法務局において遺漏のない取扱いが行われるよう要請する趣旨の通達を平成 27 年 2 月 26 日付けで各法務局に対して発出した。

■ 件 名

奨学金の返還に係る据置期間の利息の徴収

■ 申出要旨（新規付議年月日：平 24. 6. 22）

私の息子は独立行政法人日本学生支援機構の奨学金の貸与を受けており、貸与終了後すぐに返還したいと考えていた。しかし、返還開始まで6か月の据置期間があり、据置期間中に貸与総額の一部を繰上返還しても貸与総額に対する6か月分の利息（以下「据置期間利息」という。）が変わらないことに納得いかないため、据置期間中に貸与総額の一部を繰上返還する場合には、据置期間利息を減額する等の措置を講じてほしい。

■ あっせん要旨（あっせん年月日：平 25. 3. 8、あっせん先：(独)日本学生支援機構）

日本学生支援機構は、据置期間中に貸与総額の一部を繰上返還する者にとって利息計算上不利益となっている現状の取扱いを改善するため、利息の再計算を行う等の措置を講ずる必要がある。

■ 措置状況（あっせん先からの回答年月日：平 25. 6. 10）

日本学生支援機構は、あっせんの実現に向けて次のとおり対応。
繰上返還となる金額及び期間に応じて据置期間利息を再計算することとする。

しかし、当該再計算に必要な奨学金業務システムの改修のための予算の確保が必要であり、また、システム改修に係る調達手続、開発等に時間を要するため、平成 26 年度までに予算を確保し、同年度内をめぐり対応することとしたい。

【事後確認】

日本学生支援機構は、平成 26 年 3 月に貸与が終了した満期者から、順次繰上返還となる金額及び期間に応じて据置期間利息の再計算を行うこととした。

■ 件 名

AEDの設置拡大、適切な管理等

■ 申出要旨（新規付議年月日：平 24. 1. 24）

- ① 公共施設や不特定多数が利用する施設への自動体外式除細動器（Automated External Defibrillator。以下「AED」という。）の設置を推進してほしい。
- ② 設置されているAEDの中には、電池切れにより電源が作動しないなどのトラブルもあると聞くので、維持管理を適切に行ってほしい。
- ③ AEDが、どこに設置されているのか分からない。市民に分かりやすく情報提供してほしい。

■ あっせん要旨（あっせん年月日：平 25. 3. 26、あっせん先：厚生労働省及び総務省消防庁）

厚生労働省及び総務省消防庁は、次の措置を講ずる必要がある。

（厚生労働省）

- ① AEDの設置が望ましい施設、場所について、ガイドライン等の作成及び都道府県等への周知を検討すること。
- ② AEDが適切に管理されていない原因を分析した上で、AED設置者が適切な維持管理を行うよう、必要な措置を講ずること。
- ③ AED設置者に対し、AED設置情報を日本救急医療財団へ登録するよう、販売業者を通じ協力を要請すること。

（総務省消防庁）

- ① AED設置情報を消防機関において活用するよう、都道府県の消防・防災主管部局に対して要請すること。
- ② AEDを含めた応急手当法の普及に努めるよう、都道府県の消防・防災主管部局を通じて各消防本部に要請すること。

■ 措置状況（あっせん先からの回答年月日：厚生労働省一平 26. 4. 25、総務省消防庁一平 25. 12. 2）

厚生労働省及び総務省消防庁は、次の措置を講じた。

（厚生労働省）

- ① A E D設置のガイドラインを都道府県に周知するとともに、A E Dの効果的かつ効率的な設置拡大を推進するよう要請
- ② A E Dが適切に管理されていない原因として点検担当者の変更等による意識の低下等が判明したため、A E Dの管理者が日頃から維持管理を意識するよう、都道府県に対して関係団体等への周知徹底等を要請
- ③ A E D設置者等に対し、A E D設置情報を日本救急医療財団へ登録するよう、販売業者等を通じて協力を要請

（総務省消防庁）

- ① A E D設置情報の活用について、都道府県の消防・防災主管部局を通じて各消防本部等に要請
- ② A E Dを含めた応急手当の一層の普及啓発を推進するよう、都道府県消防・防災主管部局を通じて各消防本部等に要請

■ 件 名

郵便ポストの収集時刻における土曜日の表示の明確化

■ 申出要旨（新規付議年月日：平 24. 10. 12）

私がよく利用する郵便ポスト（高松市内）の収集時刻の表示区分は、平日と休日に区分されている。土曜日に投函しようとしたところ、平日であれば、収集時刻に間に合うが、休日であれば、最後の収集が終了している時間帯であり、土曜日が平日と休日のどちらに区分されるか分からなかったため、最寄りの郵便局に持参した。郵便ポストに郵便物の収集における「土曜日」の取扱いがはっきり分かるように表示してもらいたい。

■ あっせん要旨（あっせん年月日：平 25. 3. 26、あっせん先：日本郵便（株））

日本郵便株式会社は、利用者の利便性の向上の観点から収集時刻の表示が「平日」及び「休日」の2区分表示とされている旧型郵便ポストにおいては、「土曜日」の収集時刻が「平日」に含まれることを明確に表示する必要がある。

■ 措置状況（あっせん先からの回答年月日：平 25. 9. 30）

日本郵便株式会社は、平成 25 年 4 月 26 日に「ポストの一斉点検等の実施に関する指示」を発出し、収集時刻が2区分表示となっている郵便ポストについては、3区分表示に修正するよう指示。

その結果、2区分表示であった郵便ポスト全てに対して、土曜日の収集時刻を追加表示した。

※ 平成 24 年 3 月 31 日時点で全国に設置されていた郵便ポストは約 18 万 5,000 本。そのうち、2区分表示となっていた約 9 万 7,000 本全てについて、平成 25 年 8 月 31 日までに措置した。

■ 件 名

自動車重量税の還付申請から支払までの期間の短縮

■ 申出要旨（新規付議年月日：平 24. 12. 6）

私は、自動車を廃車したことから自動車重量税還付申請書を自動車検査登録事務所に提出した。その際、還付までに2か月半程度かかるとの説明を受けた。自動車重量税の還付申請の処理において、国土交通省は国税庁に対し関係書類を1か月分まとめて送付していると聞いているが、事務処理の見直しにより還付事務をより迅速にしてほしい。

■ あっせん要旨（あっせん年月日：平 25. 5. 10、あっせん先：国税庁及び国土交通省）

- ① 国税庁及び国土交通省は、申請者への還付の迅速化を図るため、自動車重量税の還付申請データの引継頻度を増やすことを検討する必要がある。
- ② 国税庁及び国土交通省は、自動車重量税の還付に要する期間を国税庁のホームページ及び運輸支局等の窓口において、申請者に対して一層の周知を行う必要がある。

■ 措置状況（あっせん先からの回答年月日：平 25. 8. 9）

- ① 現在、国土交通省において自動車登録検査業務電子情報処理システムの改修を行っており、国税庁の事務処理等の実態を踏まえた調整の結果、平成 25 年 10 月から、自動車重量税の還付申請データの引継頻度を毎月 2 回に増加させることとした。
- ② 自動車重量税の廃車還付に要する期間について、国税庁のホームページに掲載しているパンフレット（3 種類）に追記又は修正を行うとともに、修正後のパンフレット「自動車重量税還付申請書記載のポイント」を新たに刷成の上、国土交通省の自動車検査登録窓口に備え置き、還付申請者等に配布することとした。

■ 件 名

軽自動車の解体に係る届出の郵送によるものの受付

■ 申出要旨（新規付議年月日：平 24. 3. 15）

軽自動車（四輪又は三輪をいう。）を廃車にするときは、郵送による届出が認められていない。一方、一部の市町村では、総排気量 125cc 以下の原動機付自転車については、ナンバープレートの返納も含め、郵送による廃車手続を認めている。軽自動車はバイクと同じように登録制度がないのだから、軽自動車の廃車に係る届出手続については、出頭による手続のみではなく、郵送による手続もできるようにしてほしい。

■ あっせん要旨（あっせん年月日：平 25. 5. 10、あっせん先：国土交通省）

現行の軽自動車の解体に係る届出手続については、①出頭による解体手続に係る届出者の負担が大きい、②届出者の真意等の確認は郵送においても可能である、③郵送による届出であっても軽自動車検査協会の事務負担の軽減も十分可能であると考えられる。

したがって、国土交通省は、軽自動車検査協会に対し、軽自動車の出頭による解体に係る届出については郵送による場合でも受け付けることができるよう検査事務規程を改正するよう指導するとともに、あわせて、郵送による同届出に係る事務処理が円滑かつ的確に行われるよう所要の措置を講ずるよう指導する必要がある。

■ 措置状況（あっせん先からの回答年月日：平 25. 8. 9）

軽自動車検査協会は、まず、解体届出を円滑に実施するために必要な環境整備を図った後、同届出の郵送による受付を開始し、その運用状況を踏まえ、解体返納についても対応していくとしている。

国土交通省は、同協会の対応状況を注視し、平成 26 年度当初には郵送による解体届出の受付を開始できるよう指導していくこととした。

【事後確認】

平成 26 年 4 月 1 日より、解体届出（重量税還付申請のない場合）について、郵送による手続の受付を開始した。

■ 件 名

国民健康保険における高額療養費の申請に係る被保険者の負担軽減

■ 申出要旨（新規付議年月日：平 24. 12. 6）

私は、国民健康保険に加入している低所得者であり、病院や薬局での窓口負担額が高額療養費の負担上限額までで済むようにするため、毎年役場に限度額適用・標準負担額減額認定証の交付申請に出向いている。しかし、高齢で身寄りもなく、また、入院しているため役場への出頭が大きな負担となっている。このため、例えば、限度額適用・標準負担額減額認定証を医療機関等に提示しなくても、窓口負担額が低所得者の負担上限額までで済むなど手続の改善を図ってほしい。

■ あっせん要旨（あっせん年月日：平 25. 8. 6、あっせん先：厚生労働省）

厚生労働省は、以下の措置を講ずる必要がある。

- ① 国民健康保険の保険者である市区町村（以下「市町村国保」という。）において可能と判断する場合には、行政サービスの一環として、被保険者等から郵送による限度額適用・標準負担額減額認定証の交付申請の希望があった際には、本人に身寄りがなく、かつ、病気等により市町村国保の窓口に出頭することが困難な場合に限り、これを認めるよう市町村国保に対して必要な助言を行うこと。
- ② 市町村国保が①に係る措置を講ずる際には、その旨を被保険者等に周知するよう市町村国保に対して必要な助言を行うこと。

■ 措置状況（あっせん先からの回答年月日：平 27. 11. 25）

厚生労働省は、被保険者等から郵送による限度額適用・標準負担額減額認定証の交付申請の希望があった場合、市町村国保は、保険料収納事務への影響や、事務及び費用の負担が発生することを考慮しつつ、被保険者等の利便性向上の一環として、本人に身寄りがなく、かつ、病気等により市町村国保の窓口に出向くことが困難である場合に限り、郵送による交付申請を、窓口での申請が必要な場合を除いて認めるよう、また、あわせて、市区町村国保が郵送による交付申請を認める場合、その旨を被保険者等に周知するよう、全国国保主管課長会議等の機会を捉えて助言することとした。

■ 件 名

災害共済給付金の支給対象の明確化

■ 申出要旨（新規付議年月日：平 25. 3. 7）

高校生の娘が模擬テストを受験後の帰宅途中に交通事故に遭い、通院治療を受けたため、災害共済給付金の支給申請をした。しかし、県教育委員会から、業者が行う模擬テストは災害共済給付金の対象外と言われ、提出した申請書類が返却された。校舎において同校の教員立会いの下に学校行事の一環として受験した模擬テストなので、災害共済給付金を支給してほしい。

■ あっせん要旨（あっせん年月日：平 25. 9. 6、あっせん先：(独)日本スポーツ振興センター）

独立行政法人日本スポーツ振興センターでは、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 災害共済給付金については、業者が行う模擬テストの実施に関連して発生した事故についても、当該模擬テストが学校の管理下において実施されたものであるかどうかを個別案件ごとに審査して決定するものであることについて、学校、学校設置者及び児童生徒の保護者に誤解を生じさせないように、関係資料の見直し等を行うこと。
- ② 上記①の見直し結果については、今後、同様の誤解を生じさせないように、学校、学校設置者及び児童生徒の保護者への周知徹底を図ること。

■ 措置状況（あっせん先からの回答年月日：平 25. 12. 4）

独立行政法人日本スポーツ振興センターは、次の措置を講じた。

- ① 学校及び学校の設置者向けに行われる災害共済給付制度説明会で配布する資料を平成 25 年 7 月から見直し、業者テストにおける災害についても、学校の管理下である場合は、災害共済給付の対象になる旨の取扱いについて説明を実施した。
- ② 上記①の見直し結果については、各学校の設置者宛てに「『業者テスト』に係る取扱いについて」（平成 25 年 7 月 1 日付け日ス振学災第 30 号）を発出し、「業者テスト」に係る災害共済給付の取扱いについて周知した。

また、学校及び学校の設置者向けに年 4 回発行している「学校安全ナビ」（第 16 号、平成 25 年 9 月発行）に取扱いを掲載し、全ての学校及び学校の設置者へ配布し、周知した。

なお、「学校安全ナビ」は、ウェブサイトに掲載し縦覧できるようにした。

■ 件 名

留置施設の被留置者を刑事施設へ移送する場合の処方薬の取扱いの改善

■ 申出要旨（新規付議年月日：平 24. 10. 12）

留置施設では、処方薬を投与していた被留置者を刑事施設へ移送する際、未投与の処方薬は廃棄される。また、入所した刑事施設では、直ちに医師の診察（処方薬の投与）が受けられるとは限らず、被収容者の服薬等が一時的に途切れるおそれがある。この仕組みを見直してもらいたい。

■ あっせん要旨（あっせん年月日：平 26. 2. 18、あっせん先：警察庁及び法務省）

警察庁及び法務省は、次の措置を講ずる必要がある。

（警察庁）

留置施設から刑事施設への処方薬の引継ぎ（引渡し）を刑事施設と連携して行うよう都道府県警察を指導すること。

また、留置施設の被留置者に投与する処方薬については、次の健康診断の実施時期を考慮した適正な分量が授与されるよう都道府県警察を指導すること。

（法務省）

留置施設から刑事施設への処方薬の引継ぎ（引受け）を留置施設と連携して行うこと。

また、緊急的な移送などによって入所当日に刑事施設の医師による診察ができない場合に備え、態勢を整えること。

■ 措置状況（あっせん先からの回答年月日：警察庁－平 26. 2. 19、法務省－平 26. 3. 25）

（警察庁）

被留置者の移送の際に、拘置所等から処方薬の引継ぎを受けたい旨の要請があり、かつ、警察において残留処方薬がある場合には、当該処方薬を拘置所等へ引き継ぐこととして差し支えないこと等について、各都道府県警察宛てに通知した。

(法務省)

残留処方薬がある場合において、刑事施設に入所後、速やかに医師による健康診断が実施できないなどの場合に、病状等に関する必要事項が確認できること等を全て確認できた場合に限り、留置施設に対して残留処方薬の引継ぎを要請して差し支えないことについて、刑事施設等宛てに通知した。

なお、刑事施設では、被収容者に対し、収容の開始後速やかに健康診断を行うこととされており、常勤医師が健康診断を行っているほか、常勤医師が不在の庁においても、非常勤医師等による健康診断を行うなど、適切に対処している。

■ 件 名

職業訓練受講給付金の支給審査に当たって収入に交通費を含めている取扱いの見直し

■ 申出要旨（新規付議年月日：平 25. 6. 11）

私は現在、求職者支援制度で職業訓練を受けており、ハローワークへ職業訓練受講給付金の申請を行ったところ、当該給付金を支給できないと言われた。理由は、「配偶者の当月の給与が 25 万円を超えているから」というものであり、確かに妻の当月の給与は、半年分の交通費の支給があったため、25 万円を超えてしまっていた。しかし、そもそも交通費は必要経費であるため、収入の算定に当たっては、交通費を控除して審査してほしい。また、交通費を収入認定するとしても、交通費が一括支給された場合には、該当月で按分して算定してもらいたい。

■ あっせん要旨（あっせん年月日：平 26. 2. 18、あっせん先：厚生労働省）

厚生労働省は、求職者支援制度の趣旨・目的を踏まえ、雇用保険を受給できない求職者の生活支援を一層充実させる観点から、職業訓練受講給付金の支給要件である収入の算定対象から交通費を除外する方向で見直しを行う必要がある。

■ 措置状況（あっせん先からの回答年月日：平 26. 3. 31）

厚生労働省は、平成 26 年 3 月 31 日に「求職者支援制度業務取扱要領」を改正し、同年 4 月 1 日から、給与等の収入の中に通勤手当が含まれている場合であって、給与明細等で区分されている場合には、当該通勤手当は収入から除外して算定するよう見直した。

■ 件 名

北海道における日本脳炎に係る定期の予防接種を実施することについての検討

■ 申出要旨（新規付議年月日：平 25. 9. 4）

青森から函館に家族で転居したが、母子手帳に記載されている幼児の日本脳炎の予防接種の案内が市役所から来ないため、函館市のホームページを確認したところ、北海道は日本脳炎の予防接種を行う必要のない区域に指定されているため、函館市では実施していないと掲載されていた。北海道で生まれ育った子供であっても、将来的には仕事等で国内の日本脳炎発生地域や海外で生活することも考えられるので、国は国内全ての市町村で日本脳炎の予防接種を無料で実施してほしい。

■ あっせん要旨（あっせん年月日：平 26. 8. 22、あっせん先：厚生労働省）

厚生労働省は、予防接種法第 5 条第 2 項に基づき、都道府県知事が当該疾病の発生状況等を勘案して予防接種を行うことを要しない疾病に指定することができることとされている疾病として、予防接種法施行令第 2 条において日本脳炎を規定していることの是非等について、厚生科学審議会において調査審議する必要がある。

■ 措置状況（あっせん先からの回答年月日：平 26. 11. 22）

平成 26 年 10 月 8 日開催の厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会において、本件について調査審議された。

<参考 1> 審議の結果

日本脳炎については、引き続き定期接種とすることが必要であるものの、北海道においては住民の感染のリスクや副反応のリスクを勘案して、地方公共団体の判断を尊重するとした考え方を変更する必要はないとされた。

<参考 2> 北海道の対応

平成 27 年 3 月、北海道知事が委員を任命する北海道感染症危機管理対策協議会において、温暖化による日本脳炎媒介蚊の生息地域の拡大の懸念、本州との間で一定の割合の転出入が生じていることなどから、日本脳炎の定期接種化を行うべきといった報告書が取りまとめられたところ。

■ 件 名

保険薬局と保険医療機関との一体的な構造を規制する規定の解釈の見直し

■ 申出要旨（新規付議年月日：平 25. 12. 2）

保険薬局と保険医療機関とが隣接している場合、国が一旦公道に出て入り直す構造を求めていることもあり、両施設の敷地境界にフェンス等を設けている。フェンス等により仕切られていると身体が不自由な者、車いすを利用する者、子供連れ、高齢者にとっては不便であるので、一旦公道に出て入り直すべきとする杓子定規な考え方は見直してほしい。

■ あっせん要旨（あっせん年月日：平 26. 10. 31、あっせん先：厚生労働省）

厚生労働省は、保険医療機関に隣接して設置されている保険薬局の指定（更新）を行うに当たり、当該保険薬局における、保険医療機関からの経営上の独立性が確保されていることが確認できる場合には、構造上の独立性について、例えば「両施設の敷地境界がフェンス等によって仕切られている必要がある」といった杓子定規な考え方はせずに、訴訟の判決を踏まえ、対応する必要がある。

■ 措置状況（あっせん先からの回答年月日：平 26. 12. 25）

厚生労働省は、保険薬局における保険医療機関からの経営上の独立性の確保は所与のものとして、構造上の独立性を確保されていることを確認するに当たっては、ただ単に保険医療機関と保険薬局との境界にフェンス等を設置することを提案するのではなく、訴訟の判決にもあるように、保険医療機関の出入口と保険薬局の出入口との間の空間が、都市計画に基づき整備されている公共的な歩行者通行空間や、不特定多数の者の憩いや回遊の場として整備されているいわゆる提供公園のように、不特定多数の者が自由に往来することが予定されている空間であるかどうかも含めて確認した上で総合的に判断するよう、保険薬局の指定に係る事務を執り行っている各地方厚生（支）局に対して改めて周知した。

【事後確認】

内閣府規制改革会議においても、平成 27 年 6 月の答申において、患者の薬局選択の自由を確保しつつ、患者の利便性に配慮する観点から、保険薬局と保険医療機関の間で患者が公道を介して行き来することを求め、その結果フェンスが設置されるような現行の構造上の規制を改めるよう厚生労働省に求めた（平成 27 年度検討・結論、28 年度措置としている。）。

（注）本事案は、行政相談委員意見端緒の事案であり、P141 にも改善内容を掲載している。

■ 件 名

航空基地周辺の空気調和機器機能復旧工事の促進

■ 申出要旨（新規付議年月日：平 25. 9. 4）

私は、宮崎県にある新田原基地周辺に居住しており、10 年以上前に住宅防音事業に係る助成金を受けて空気調和機器の取付工事を行ったが、最近になって空気調和機器のうち冷暖房機（エアコン）が故障したため、空気調和機器の機能復旧工事の助成金を利用しようとしたところ、事業に係る予算が不足しているため、住宅防音工事希望届を提出してからエアコンが修理されるまで約 1 年以上待つてもらうことになる旨の説明を受けた。エアコンなしで一夏を過ごすことは、健康に多大な害を及ぼすと思われるため、速やかに修理をしてほしい。

■ あっせん要旨（あっせん年月日：平 26. 10. 31、あっせん先：防衛省）

防衛省は、住宅防音工事の希望者に対して早期に工事が完了するよう引き続き関係財源の確保に努める必要があり、また、その際、特に高齢者、乳幼児、障害者の居住する住宅の防音工事が優先的に実施されるよう、各地方防衛局等に対し、地方協力局長通知の趣旨を徹底して事務処理を行うよう指導する必要がある。

■ 措置状況（あっせん先からの回答年月日：平 26. 11. 28）

防衛省は、可能な限り早期に工事を実施できるよう引き続き所要の予算の確保に努めるとともに、各地方防衛局等に対し、「住宅防音工事の事務処理について」（平成 26 年 11 月 28 日付け防地防第 17398 号）を発出し、高齢者、乳幼児及び障害者の居住する住宅の防音工事については、優先的に実施するよう地方協力局長通知の趣旨を徹底して事務処理を行う旨通知した。

■ 件 名

住まいの復興給付金を受給するために必要とされる罹災証明書の取扱い

■ 申出要旨（新規付議年月日：平 26. 9. 26）

住まいの復興給付金を申請する際には罹災証明書の添付が必要となっているが、罹災証明書の発行を行う市町村の多くは、東日本大震災から 3 年が経過した現在、震災との因果関係が不明確であることを理由に罹災証明書の新規発行の受付を終了している。被災者の中には、罹災証明書が得られないため、住まいの復興給付金の申請を断念している者もいると聞いており、既に市町村が新規発行をやめ、罹災証明が受けられない者に対しても、申請可能な手段を検討してほしい。

■ あっせん要旨（あっせん年月日：平 26. 12. 12、あっせん先：復興庁）

復興庁は、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 東日本大震災に係る罹災証明書の新規発行の受付を終了した市町村に対して、受付の再開を要請すること。
- ② 東日本大震災に係る罹災証明書の新規発行の受付を終了した市町村が受付を再開するまでの間、罹災証明書の交付を受けられない者からの住まいの復興給付金の受給申請に対応するための措置を講ずること。

■ 措置状況（あっせん先からの回答年月日：平 27. 3. 25）

復興庁は、次の措置を講じた。

- ① 東日本大震災に係る特定被災区域等計 223 市町村に対して以下の 2 点を要請
 - i) 罹災証明書の新規発行の受付を終了している市町村に対する発行受付の再開
 - ii) 罹災証明書の新規発行の受付を行っている市町村に対する発行受付の継続
- ② 上記 223 市町村に対し、罹災証明書に代えて、復興庁が新たに定めた「住まいの復興給付金に係る家屋被害申出書」発行の要請

■ 件 名

衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の期日前投票日の統一

■ 申出要旨（新規付議年月日：平 25. 12. 2）

衆議院議員総選挙の期日前投票日と最高裁判所裁判官国民審査（以下「国民審査」という。）の期日前投票日が異なることにより、国民に負担を強いる状況がみられることから、衆議院議員総選挙と国民審査の期日前投票日を統一すべきではないか。

■ あっせん要旨（あっせん年月日：平 27. 1. 23、あっせん先：総務省）

総務省（自治行政局選挙部）は、衆議院議員総選挙と国民審査の期日前投票日が異なることによる国民負担の軽減を図るため、「投票環境の向上方策等に関する研究会」の結論を早急に得て、関係法令の改正等について検討する必要がある。

■ 措置状況（あっせん先からの回答年月日：平 27. 4. 22）

「投票環境の向上方策等に関する研究会」において検討が進められ、平成 27 年 3 月に取りまとめられた同研究会の中間報告において、「国民審査の期日前投票の開始日については、有権者の利便性向上に資するよう、総選挙の期日前投票の開始日と同様に、総選挙の公示日の翌日とすることが適当である。」との方向性が示された。

この中間報告を踏まえて、総務省（自治行政局選挙部）では、法案取りまとめを含め早期に対応していきたいとしている。

（注）本事案は、行政相談委員意見端緒の事案であり、P142 にも改善内容を掲載している。

■ 件 名

育児休業法の対象となる子の要件の見直し

■ 申出要旨（新規付議年月日：平 26. 9. 26）

特別養子縁組で子を引き取る場合、同縁組を成立させるための監護中の子については、戸籍に記載されている子（いわゆる「法律上の子」）ではないため、育児休業を取得できない。共働きの場合、事業主が育児休業の取得を認めなければ、夫婦のどちらかが養育のために仕事を辞めるか、特別養子縁組を辞めるかの選択を迫られることになる。働く女性の子育てを社会全体で支援することが求められている昨今、このような取扱いはおかしいので、制度を改正してほしい。

■ あっせん要旨（あっせん年月日：平 27. 3. 10、あっせん先：厚生労働省）

厚生労働省は、以下の対応を行う必要がある。

- ① 特別養子にするために監護している子については、法律上の子に準じた取扱いとすることについて、適切な場において検討すること。
- ② 上記①の見直しが行われるまでの間、関係部署を通じて、特別養子にする子を監護している労働者に育児休業を認めるか否かは事業主の判断により可能であることを周知すること。

■ 措置状況（あっせん先からの回答年月日：平 27. 6. 10）

厚生労働省では、次のとおり、対応している。

- ① 「今後の仕事と家庭の両立支援に関する研究会」（注 1）において、特別養子にするために監護している子も含め、育児休業の対象となる子の範囲の見直しを検討中（注 2）
- ② 上記検討も踏まえ、監護している子についても、企業が独自に法を上回る休業制度を設けることが可能である旨を周知することを検討中

（注）1 雇用均等・児童家庭局長主催の有識者会議

2 平成 27 年 7 月 10 日に議論された報告書素案では、育児休業の対象に特別養子縁組の監護期間について、法律上の親子関係に準じる関係であると言えるため、育児休業制度の対象となる子の範囲に含めることを検討すべきとされている。

（注）本事案は、行政相談委員意見端緒の事案であり、P143 にも改善内容を掲載している。

■ 件 名

自宅買換えに係る介護保険料の減免措置の促進

■ 申出要旨（新規付議年月日：平 26. 7. 1）

介護保険の保険料は、自宅買換えの際に売却代金が手元に残らない場合であっても所得に計上され、保険料が以前よりも高額になることがある。このような場合にも対応できるよう、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 142 条において、「市町村は、条例で独自に減免措置を講じることができる」と規定されているので、市町村に対して自宅買換えの際に保険料の減免措置を講ずるように要請してほしい。

■ あっせん要旨（あっせん年月日：平 27. 3. 10、あっせん先：厚生労働省）

厚生労働省は、保険者（市町村）における保険料の減免が介護保険財政に影響を与え得ることを明確にした上で、市町村に対し、条例により自宅買換えの際等に保険料の減免措置を講ずることができることを周知する必要がある。

■ 措置状況（あっせん先からの回答年月日：平 27. 6. 5）

厚生労働省は、都道府県に対し、以下の事項を市町村へ周知するよう通知を発出した。

- ① 自宅の買換えに伴う譲渡所得の増加により保険料が前年度よりも高額となった場合について、市町村が特別の理由があると認め、必要と判断される場合には、法第 142 条に基づき、条例を定めて保険料を減免することが可能である。
- ② 減免に要する費用は、給付費全体の 22%を負担する他の第 1 号被保険者の保険料に転嫁することとなるため、減免を検討する場合には、その影響を十分に考慮して検討を行うことが適切である。

（注）本事案は、行政相談委員意見端緒の事案であり、P144 にも改善内容を掲載している。

■ 件 名

身体障害者等に対する軽自動車税の減免に係る申請期限の見直し

■ 申出要旨（新規付議年月日：平 26. 7. 1）

市町村税である軽自動車税は身体障害者等に対して減免できるとされており、多くの市町村は、減免申請期限を納期限（5月31日）の7日前までとしている。一方、県税である自動車税も身体障害者等に対して減免できるとされており、都道府県の多くでは、納期限（5月31日）までに減免申請を行えばよいと聞いている。自動車税は月割りでの還付が認められる場合があるのに対し、軽自動車税は月割りでの還付が認められていないことを考慮すると、軽自動車税の減免申請期限を、せめて納期限（5月31日）までとする措置を普及・拡大してもらいたい。

■ あっせん要旨（あっせん年月日：平 27. 3. 10、あっせん先：総務省）

総務省（自治税務局）は、軽自動車税の減免を受けようとする者の利便にも配慮する観点から、軽自動車税の減免申請期限に係る税条例（例）の記載を見直すなどにより、市町村において、軽自動車税の減免申請期限を弾力的に取り扱うことができる旨を改めて周知する必要がある。

■ 措置状況（あっせん先からの回答年月日：平 27. 6. 4）

総務省（自治税務局）は、次の措置を講じた。

- ① 税条例（例）における身体障害者等に対する軽自動車税の減免に係る申請期限を「納期限前7日」から「納期限（前 日）」（注）に改めることとした。

なお、税条例（例）において同様に減免の申請期限を定めている市（町・村）民税、固定資産税等の規定についても全て見直した。

- ② 上記①における税条例（例）の改正内容及び趣旨について、平成 27 年 3 月 31 日に各都道府県宛てに通知し、市町村への周知を要請した。

（注）「納期限（前 日）」は、納期限又は納期限前の任意の日数を市町村の判断で決定させることを表す。

（注）本事案は、行政相談委員意見端緒の事案であり、P145 にも改善内容を掲載している。

■ 件 名

健康保険及び厚生年金保険の滞納保険料に過誤納付が判明した場合の延滞金の取扱い

■ 申出要旨（新規付議年月日：平 26. 7. 1）

健康保険及び厚生年金保険の保険料については、請求し過ぎ、又は払い過ぎによる納付（以下「過誤納付」という。）がある場合、日本年金機構では、超過分については、「保険料の繰上げ納付」とみなして、将来 6 か月間の保険料に充当処理している。

一方、滞納した保険料（以下「滞納保険料」という。）に過誤納付が判明した場合、遡っての保険料の更正は行われなため、延滞金は当初の滞納保険料に賦課されたままとする。

この場合、当初の滞納保険料に賦課された延滞金と実際の保険料に賦課される延滞金との差額については、充当処理がなされることもなく、また、還付も行われな。このような処理は、国民感情として納得できるものではないので、延滞金についても、遡って延滞金額を算出するなどの方法により、還付ができるよう制度を改正してほしい。

■ あっせん要旨（あっせん年月日：平 27. 3. 27、あっせん先：厚生労働省）

厚生労働省は、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 事業者から滞納保険料に過誤納付の申出がある場合には、その申出の原因となった届出に基づく保険料額から算出した延滞金を適用すること。
- ② 事業所に対して、保険料及び延滞金の計算方法を周知するとともに、被保険者資格（標準報酬含む。）に係る届書の提出漏れについて注意喚起すること。

■ 措置状況（あっせん先からの回答年月日：平 27. 7. 1）

厚生労働省は、次の措置を講ずることを検討中である（注）。

- ① 滞納保険料の元保険料に更正減が生じたときは、延滞金の計算の基礎となる保険料については、その更正減された保険料額とする。そのため、
 - i) システムの改修等を行う。
 - ii) システムが改修されるまでの間の対応については、マニュアルを整備し対応する。
- ② パンフレットや日本年金機構のホームページにより、事業所への周知・広報に努めてきた。パンフレット等の内容を見直す際には届出漏れの注意喚起にも留意する。

（注） 当局では、引き続き厚生労働省の検討結果を確認

■ 件 名

簡易生命保険から送付される封筒への点字表記の推進

■ 申出要旨（新規付議年月日：平 27. 3. 13）

私達夫婦は、二人とも視覚障がい者で簡保の年金保険に加入している。かんぽ生命から、毎年、年金の支払のための現況届の提出を求める書類が郵送されてくるが、封筒には点字がないため、送付元や内容が分からず、ダイレクトメールと間違えて捨ててしまうことがある。

このため、郵便局を通じて、かんぽ生命に他の郵便物と区分できるように封筒に点字表記ができないか要望しているが、対応してもらえず困っている。

年金の現況届の提出を求める書類が入っている封筒を間違えて捨ててしまわないように、封筒にも点字表記を行ってほしい。

■ あっせん要旨（あっせん年月日：平 27. 10. 2、あっせん先：(独)郵便貯金・簡易生命保険管理機構）

郵便貯金・簡易生命保険管理機構は、障がい者への合理的な配慮を行う観点から、簡易生命保険に関する文書を視覚障がい者に送付する場合、他の行政機関等における取組も参考にしつつ、封筒に送付元が分かる点字表記を行うことを検討する必要がある。

■ 措置状況

平成 28 年 1 月 28 日までに回答受領予定

5 行政相談委員意見を端緒とするあっせん事案

行政相談委員は、行政相談委員法第4条の規定に基づき、総務大臣に対して、日常の行政相談業務の遂行を通じて得られた行政運営の改善に関する意見（以下「行政相談委員意見」という。）を述べることができるとされている。

行政相談委員から提出された行政相談委員意見は、管区局等において受け付け、必要に応じて関係行政機関等からの意見聴取や実態調査を行って十分な検討をした上で、当該管区局等において処理が可能なものについては、改善を推進するなどの措置がとられる。

また、提出された行政相談委員意見が行政上重要な問題を指摘しているもので、かつ、本府省において対応することが必要であると認められるものについては、本省において更なる検討を行った上で、関係行政機関等に通知するなどの措置を講ずることとなるが、このうち、通知のみでは改善を図ることが困難なものなどについては、推進会議に付議し、推進会議の意見を踏まえた上で必要なあっせんを行っている。

行政相談委員意見は、民間有識者としての知見や日頃の相談業務を通じて得られた行政に係る問題意識を源泉としており、国民目線からの示唆に富んだ洞察が含まれていることから、推進会議の付議事案に占める割合も高く、多数の行政相談委員意見が行政運営の改善に結び付いている。

行政相談委員意見を端緒とする主なあっせん事案は次のとおりである。

（あっせん事案）

- ・ 離島等における大学入試センター試験の試験場の設定について（島根県）
- ・ 麻しんの定期予防接種に係る対象者の見直し（北海道）
- ・ 地縁団体名義への所有権移転登記手続の改善促進（群馬県等）
- ◎ 保険薬局と保険医療機関との一体的な構造を規制する規定の解釈の見直し（静岡県）
- ◎ 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の期日前投票日の統一（兵庫県等）
- ◎ 育児休業法の対象となる子の要件の見直し（愛知県）
- ◎ 自宅買換えに係る介護保険料の減免措置の促進（兵庫県）
- ◎ 身体障害者等に対する軽自動車税の減免に係る申請期限の見直し（広島県）
- ・ 健康保険及び厚生年金保険の滞納保険料に過誤納付が判明した場合の延滞金の取扱い（滋賀県）

（注）（ ）内の都道府県名は、行政相談委員意見を提出した行政相談委員の担当地区を示す。

上記あっせん事案のうち、平成26年度以降の改善事案5件（◎を付した事案）の具体的な内容は、次のとおりである。

＜行政相談委員意見を端緒とするあっせん事業＞

改善事例①

保険薬局と保険医療機関との一体的な構造を規制する規定の解釈の見直しについて

〔行政相談委員意見〕

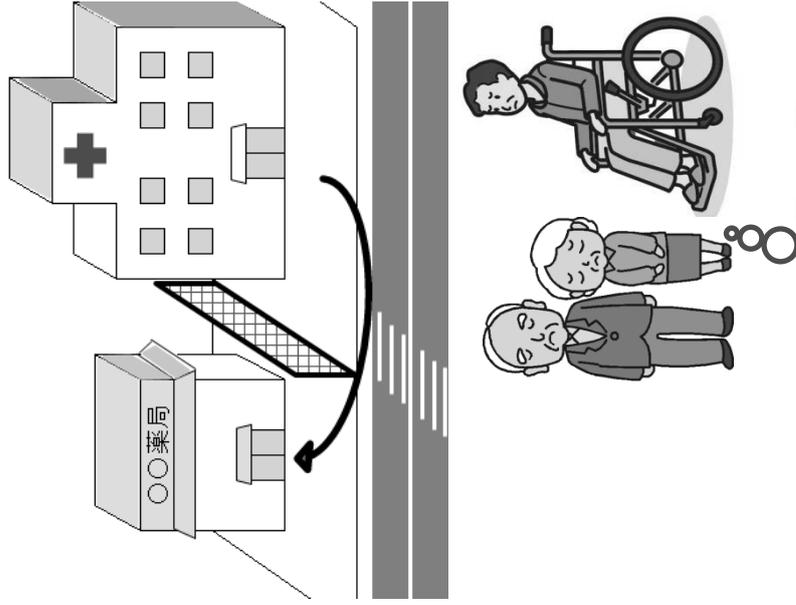
保険薬局と保険医療機関とが隣接している場合、国が一旦公道に出入り直す構造を求めていることもあり、両施設の敷地境界にフェンス等を設けている。フェンス等により仕切られていると身体が不自由な者、車いす利用者、子ども連れ、高齢者にとっては不便であるので、一旦公道に出て入り直すべきとする拘子定規な考え方を見直してほしい。

〔改善内容〕

総務省行政評価局は、推進会議に諮った結果を受け、厚生労働省に対して、保険医療機関に隣接する保険薬局の指定について、当該保険薬局が保険医療機関から経営上の独立性が確保されている場合には、構造上の独立性について、例えば「両施設の敷地境界がフェンス等によって仕切られている必要がある」といった拘子定規な考え方はせずに、訴訟の判決を踏まえ、対応する必要がある旨をあっせんした。

厚生労働省は、平成26年12月、保険薬局と保険医療機関との構造上の独立性を確認するに当たっては、保険医療機関と保険薬局の出入口との間の空間が公共的な歩行者通行空間やいわゆる提供公園のようになり、不特定多数の者が自由に往来することが予定されている空間であるかどうかも含めて確認した上で総合的に判断するよう、保険薬局の指定事務を行う各地方厚生（支）局に対して改めて周知した。

また、政府の規制改革会議は、平成27年6月の答申において、薬局の構造規制について見直しを行う必要があるとして、厚生労働省に対して、27年度検討・結論、28年度措置としている。



改善提案②

衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の期日前投票日の統一について

〔行政相談委員意見〕

衆議院議員総選挙の期日前投票日と国民審査の期日前投票日が異なることから、国民への負担を強いる状況が見られることから、総選挙と国民審査の期日前投票日を統一するようしてほしい。

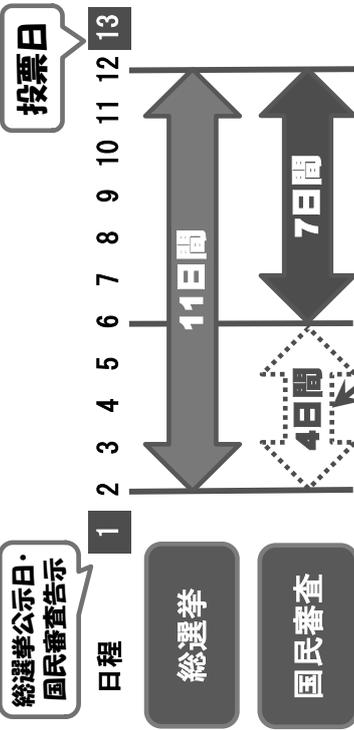


〔改善内容〕

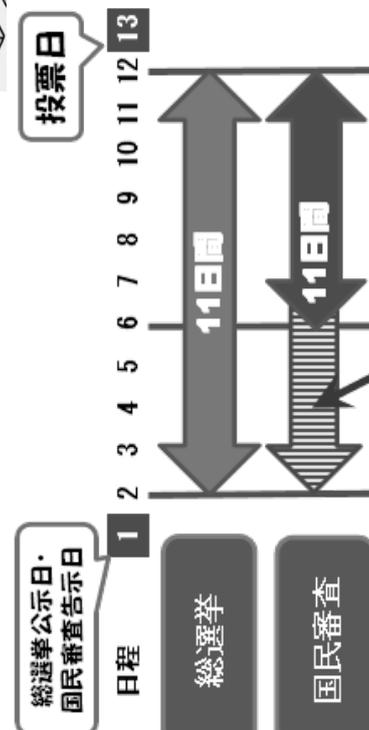
総務省行政評価局は、推進会議に諮った結果を受け、総務省自治行政局選挙部に対して、衆議院議員総選挙と国民審査の期日前投票日が異なることによる国民負担の軽減を図るため、関係法令の改正等について検討する必要がある旨をあっせんした。

総務省自治行政局選挙部は、「投票環境の向上方策等に関する研究会」の中間報告で「国民審査の期日前投票の開始日については、有権者の利便性向上に資するよう、総選挙の公示日の翌日とすることが適当である。」との方向性が示されたことを受け、法案取りまとめを含め、早期に対応していきたいとしている。

期日前投票期間の比較例



期日前投票ができない！！



法改正
されると
両方の期日前投票が可能！！

改善提案③

育児休業法の対象となる子の要件の見直しについて

〔行政相談委員意見〕

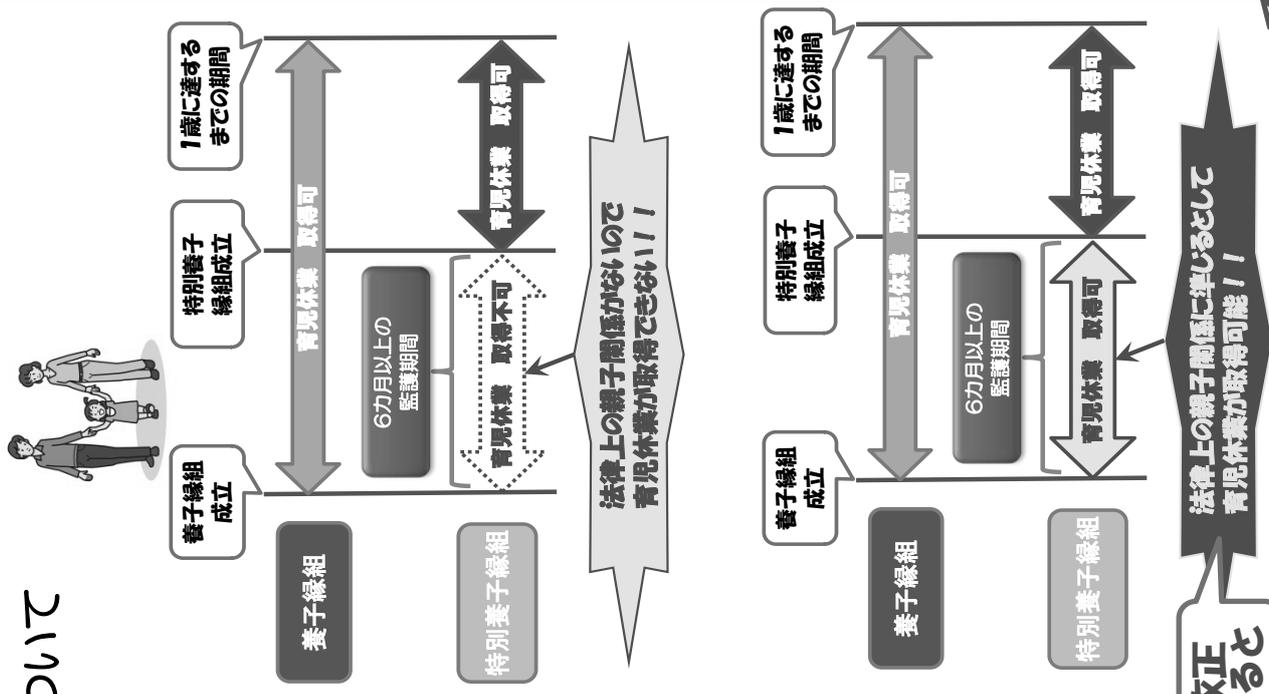
特別養子縁組で子を引き取る場合、同縁組を成立させるための監護中の子については、戸籍に記載されている子（いわゆる「法律上の子」）ではないため、育児休業を取得することができない。共働きの場合、事業主が育児休業の取得を認めなければ、夫婦のどちらかが養育のために仕事を辞めるか、特別養子縁組をやめるかの選択を迫られることとなる。働く女性の子育てを社会全体で支援することが求められている昨今、このような取扱いはおかしいので、制度を改正してほしい。

〔改善内容〕

総務省行政評価局は、推進会議に諮った結果を受け、厚生労働省に対して、①特別養子にすることを監護している子について、法律上の子に準じた取扱いとすることを検討すること、②見直しが行われるまでの間、特別養子にする子を監護している労働者に育児休業を認めるか否かは事業主の判断により可能であることを周知することが必要である旨をあっせんした。

厚生労働省は、本件を「今後の仕事と家庭の両立支援に関する研究会」において議論し、同研究会から、特別養子縁組の監護期間について、育児休業制度の対象となる子の範囲に含めることを検討すべきとされたことを受け、育児・介護休業法の改正案の検討を進めている。

また、上記検討も踏まえ、監護している子についても、企業が独自に法を上回る休業制度を設けることが可能である旨を周知することを検討している。



改善事例④

自宅買換えに係る介護保険料の減免措置の促進について

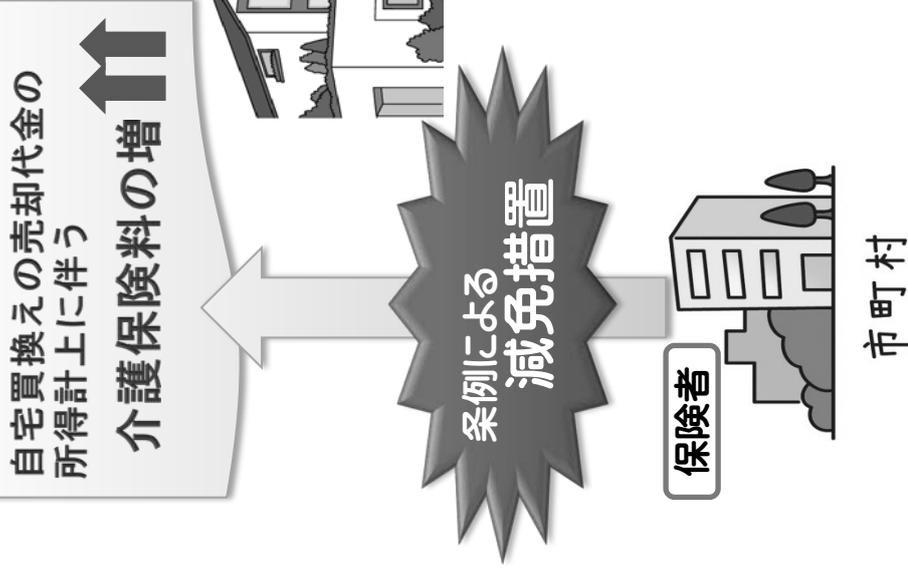
〔行政相談委員意見〕

介護保険の保険料は、自宅買換えの際に売却代金が手元に残らない場合であっても所得に計上され、保険料が以前よりも高額になることがある。このような場合にも対応できるよう、介護保険法には「市町村は、条例で独自に減免措置を講じることができると規定されているので、市町村に対して自宅買換えの際に保険料の減免措置を講ずるよう要請してほしい。

〔改善内容〕

総務省行政評価局は、推進会議に諮った結果を受け、厚生労働省に対して、保険者（市町村）における保険料の減免が介護保険財政に影響を与え得ることを明確にした上で、市町村に対し、条例により自宅買換えの際等に保険料の減免措置を講ずることができるとを周知する必要がある旨をあっせんした。

厚生労働省は、平成27年5月、①市町村が特別の理由があること認め、必要と判断するときには介護保険法の規定に基づき、条例を定めて保険料を減免することが可能であること、②減免に要する費用は、給付費全体の約2割を負担する他の第1号被保険者の保険料に転嫁することとなるため、減免を検討する場合には、その影響を十分に考慮して検討を行うことが適切である旨を都道府県に対し、市町村へ周知するよう通知を発出した。



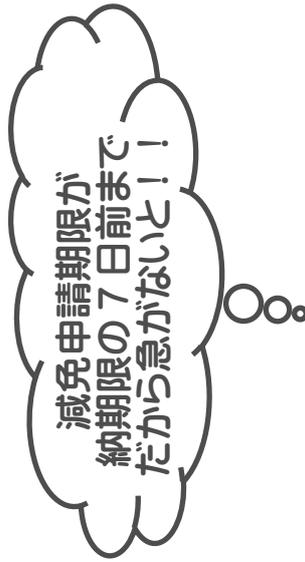
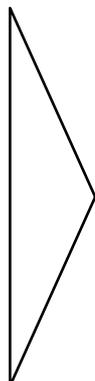
改善事例⑤

身体障害者等に対する軽自動車税の減免に係る申請期限の見直しについて

〔行政相談委員意見〕

市町村税である軽自動車税は身体障害者等に対して減免できることとされており、多くの市町村は、減免申請期限を納期限（5月31日）の7日前までとしている。一方、県税である自動車税も身体障害者等に対して減免できるとされており、都道府県の多くでは、納期限（5月31日）までに減免申請を行えばよいと聞いている。

自動車税は月割りでの還付が認められる場合があるのに対し、軽自動車税は月割りでの還付が認められていないことを考慮すると、軽自動車税の減免申請期限を、せめて納期限（5月31日）までとする措置を普及・拡大してほしい。



申請

軽自動車税



減免申請期限が弾力的になったので、余裕をもって申請ができる。

申請

軽自動車税



〔改善内容〕

総務省行政評価局は、推進会議に諮った結果を受け、総務省自治税務局に対して、軽自動車税の減免を受けようとする者の利便にも配慮する観点から、軽自動車税の減免申請期限に係る「市（町・村）税条例（例）」の記載を見直すなどにより、市町村において、軽自動車税の減免申請期限を弾力的に取り扱うことができることを改めて周知する必要がある旨をあっせんした。

これに対し、総務省自治税務局は、「市（町・村）税条例（例）」における身体障害者等に対する軽自動車税の減免申請期限を「納期限前7日」から「納期限（前日）」（注）に見直すとともに、平成27年3月に都道府県に対して市町村への周知を要請した。

（注）「納期限（前日）」は、納期限又は納期限前の任意の日数を市町村の判断で決定させることを表す。

資 料 編

閣議決定等抜粋

○ 行政改革に関する第5次答申—最終答申—（昭和58年3月14日臨時行政調査会）～抜粋～

第8章 行政情報公開、行政手続等

5 オンブズマン等行政監視・救済制度

(2) 現行制度における改善措置

ア 苦情相談体制の活性化

(ア) 各行政機関は、所要の部局に国民によく分かる形で苦情相談担当者を設置して行政苦情への的確な対応に努め、また行政管理庁は、行政相談制度の運用に当たり、特に多数の行政機関に関連する事案等他の苦情相談制度では対応が困難な事案の処理を積極的に推進するとともに、その適切な運用のため民間有識者の意見を反映させる等の措置を講ずる。

○ 今後における行財政改革の基本方向（昭和61年6月10日臨時行政改革推進審議会（第一次））～抜粋～

II 行政施策等の改革

3 行政組織・公務員・事務運営

(3) 事務運営

③ 行政監視・救済制度については、臨調答申の指摘に沿って、既存諸機能の活性化を進めるとともに、いわゆるオンブズマン制度について、政府における研究を促進し、その結果をも踏まえ更に具体的検討を進める。

○ オンブズマン制度研究会報告（昭和61年6月オンブズマン制度研究会）～抜粋～

第4 具体的改革の提言

1 新しい仕組み

新しい仕組みとして、オンブズマン的機能を有する委員会（仮称：オンブズマン委員会）を設置し、国民にとって開かれ、理解しやすく、容易に利用可能な制度を整備していくことが望ましいと考えられる。（以下省略）

- 平成5年度に講ずべき措置を中心とする行政改革の実施方針について（平成4年12月26日閣議決定）～抜粋～

- 8 共通的行政制度等

- (3) オンブズマン等行政監視・救済制度

- オンブズマン等行政監視・救済制度については、引き続き、各省庁の苦情相談制度の運用に当たって相互間の連携強化、民意の反映等を図るなど、既存諸機能の活性化を推進するとともに、その実績を踏まえ、我が国の実情に適合したその在り方について、行政監視・救済に係る既存諸機能等との関連性に留意しつつ、結論を得るべく更に具体的な検討を進める。

- 最終答申（平成5年10月27日臨時行政改革推進審議会（第三次））～抜粋～

- VI 総合的な政策展開が可能な行政システムの構築

- 3 総合調整機能

- (4) 各省庁レベルの総合調整

- カ オンブズマン的機能

- 公正で民主的な行政の実現のため、国民の立場に立って問題の処理・解決に当たる行政監視・救済機能は、国民の信頼の確保の基礎となるものである。その活用により、各省庁にわたる問題についても、総合的な視点からの解決が副次的に期待できる。

- さらに、既存の機能に加え、権威の高い有識者から幅広い見地に基づく提言を受け、行政の対応も、一層国民の立場に立った前向きで公正なものとなることが期待される。

- ① これまでの政府における検討の成果も踏まえつつ、オンブズマン的機能を有する仕組みの導入を図る。

- ② その仕組みが効果的に機能するよう、既存の行政監視・救済制度と連携しつつ、これらが国民に分かりやすく開かれた窓口となるよう活性化を図る。

行政苦情救済推進会議の運営について（昭和62年12月17日総務庁行政監察局）

行政苦情救済推進会議（以下「会議」という。）の運営については、下記によるものとする。

記

1 出席者等

- (1) 出席者は、民間有識者5名とし、行政監察局長が参集を求める。
- (2) 出席者のうちから座長及び座長代理を互選する。

2 付議事案

次のうちから、行政監察局長が、座長の意見を聴いて付議する。

- ① 行政監察局受付事案
- ② 管区行政監察局・行政監察事務所からの協力依頼事案
- ③ 管区行政監察局等の行政苦情救済推進会議からの検討要請事案
- ④ 行政相談委員意見のうち行政監察局において対応することが必要と認められる事項

3 事前準備等

付議事案については、会議における審議の参考に供するため、行政監察局が、関係省庁等からの意見聴取等事前の調査を行うものとする。

審議の必要に応じ、会議に関係省庁等の出席を求め、意見・説明等を聴取する。

4 会議の意見の処理

会議の意見については、必要に応じて、関係省庁等に通知するとともに、あつせんその他の措置により改善を推進する。

5 公表

原則として上記の意見等を公表するものとする。

6 庶務

会議の庶務は、関係監察官の協力を得て行政相談課において処理する。

行政苦情救済推進会議の開催について

平成2年4月20日

総務庁長官決定

1 趣 旨

行政相談制度の活性化に資する観点から、総務庁に申し出られた行政に関する苦情等のうち行政制度及び行政運営の基本に係るもの等について、高い識見を有する公平な第三者による国民的立場からの意見を聴取し、その的確かつ効果的な処理を推進するため、民間有識者の参集を求め、「行政苦情救済推進会議」（以下「会議」という。）を開催する。

2 テーマ

当庁に申し出られた行政に関する苦情等のうち行政制度及び行政運営の基本に係るもの等の処理方策

3 参集者

座長 佐藤 功	東海大学法学部長
味村 治	前内閣法制局長官
市原昌三郎	元一橋大学法学部長
川島 廣守	セントラル野球連盟会長
菅田 敏	元NHK解説委員

4 開催時期

必要に応じ随時開催する。

5 庶 務

会議の開催に関し必要な事務は、行政監察局において処理する。

行政苦情救済推進会議開催要領

平成 14 年 1 月 31 日総評相第 7 号総務大臣決裁
改正 平成 19 年 9 月 21 日総評相第 156 号総務大臣決裁
平成 23 年 10 月 21 日総評相第 205 号総務大臣決裁
平成 25 年 8 月 26 日総評相第 167 号総務大臣決裁
平成 27 年 7 月 3 日総評相第 151 号総務大臣決裁

1 目 的

行政苦情救済推進会議（以下「会議」という。）は、行政相談制度の活性化に資する観点から、総務省に申し出られた行政に関する苦情等のうち行政制度及び行政運営の基本に係るもの等について、高い識見を有する公平な第三者による国民的立場からの意見を聴取し、その的確かつ効果的な処理を推進することを目的として開催する。

2 構 成

会議は、次に掲げる有識者により構成し、総務大臣が開催する。

（座長）秋山 收	（元内閣法制局長官）
江利川 毅	（埼玉県立大学理事長、公益財団法人医療科学研究所理事長、元人事院総裁、元厚生労働事務次官、元内閣府事務次官）
小野 勝久	（公益社団法人全国行政相談委員連合協議会会長）
小早川光郎	（成蹊大学法科大学院教授・法務研究科長）
高橋 滋	（一橋大学大学院法学研究科教授）
松尾 邦弘	（弁護士、元検事総長）
南 砂	（読売新聞東京本社取締役調査研究本部長）

3 開催方法

必要に応じ随時開催する。

4 庶 務

会議の庶務は、総務省行政評価局行政相談課において処理する。

行政苦情救済推進会議構成員の推移

平成27年12月1日現在

区分	(S62.12~) 5名	(H元.10~) 4名	(H2.4~) 5名	(H2.12~) 5名	(H7.10~) 7名	(H10.5~) 7名	(H12.3~) 7名	(H12.12~) 7名	(H14.1~) 7名	(H19.9~) 7名	(H23.10~) 7名	(H25.8~) 7名	(H27.7~) 7名
元内閣法制局長官	◎林 修三 元内閣法制局長官		味村 治 前内閣法制局長官	茂串 俊 元内閣法制局長官	◎茂串 俊 元内閣法制局長官	◎茂串 俊 元内閣法制局長官	◎茂串 俊 元内閣法制局長官	◎味村 治 元内閣法制局長官、元最高裁判所判事	大森 政輔 元内閣法制局長官	秋山 收 元内閣法制局長官	秋山 收 元内閣法制局長官	秋山 收 元内閣法制局長官	◎秋山 收 元内閣法制局長官
行政法学者	佐藤 功 東海大学法学部長、元上智大学法学部長	◎佐藤 功 東海大学法学部長、元上智大学法学部長	◎佐藤 功 東海大学法学部長、元上智大学法学部長	◎佐藤 功 東海大学法学部長、元上智大学法学部長	塩野 宏 成蹊大学法学教授	塩野 宏 成蹊大学法学教授	塩野 宏 成蹊大学法学教授	塩野 宏 東海大学大学院総合芸術研究科総合芸術研究科教授	◎塩野 宏 東海大学大学院総合芸術研究科教授	小早川 光郎 成蹊大学法学教授	小早川 光郎 成蹊大学法学教授	小早川 光郎 成蹊大学法学教授	小早川 光郎 成蹊大学法学教授、元研究科長
行政学者	市原 昌三郎 元一橋大学法学部長	市原 昌三郎 中央労働委員会委員長代理、元一橋大学法学部長	市原 昌三郎 元一橋大学法学部長	市原 昌三郎 元一橋大学法学部長	大森 彌 東京大学大学院総合文化研究科教授	大森 彌 東京大学大学院総合文化研究科教授	大森 彌 千葉大学法経学部教授	大森 彌 千葉大学法経学部教授	大森 彌 千葉大学法経学部教授	大森 彌 東京大学名誉教授	◎大森 彌 東京大学名誉教授	◎大森 彌 東京大学名誉教授	高橋 滋 一橋大学大学院法学研究科教授
行政実務の経験者	川島 廣守 セントラル野球連盟会長、元内閣官房副長官	川島 廣守 セントラル野球連盟会長、元内閣官房副長官	川島 廣守 セントラル野球連盟会長、元内閣官房副長官	川島 廣守 セントラル野球連盟会長、元内閣官房副長官	川島 廣守 日本フロンティア・コンシューマーズ・アクション・センター副会長、元内閣官房副長官	川島 廣守 日本フロンティア・コンシューマーズ・アクション・センター副会長、元内閣官房副長官	加藤 陸美 (財)国民公園保存協会理事長、元環境事務次官	加藤 陸美 (財)健康・体力づくり事業財団理事長、元環境事務次官	加藤 陸美 (財)健康・体力づくり事業財団理事長、元環境事務次官	加藤 陸美 (社)全国国民年金福祉協会連合会理事長、元環境事務次官	加藤 陸美 元環境事務次官	加藤 陸美 元環境事務次官	江利川 毅 埼玉県立大学理事長、(公財)医療科学研究所理事長
法曹実務者	菅田 敏 NHK解説委員	菅田 敏 元NHK解説委員	菅田 敏 元NHK解説委員	菅田 敏 元NHK解説委員	堀田 力 さわやか福祉財団理事長、元法務大臣官房長	堀田 力 さわやか福祉財団理事長、元法務大臣官房長	堀田 力 さわやか福祉財団理事長、元法務大臣官房長	堀田 力 さわやか福祉財団理事長、元法務大臣官房長	◎堀田 力 さわやか福祉財団理事長、元法務大臣官房長	松尾 邦弘 弁護士、元検事	松尾 邦弘 弁護士、元検事	松尾 邦弘 弁護士、元検事	松尾 邦弘 弁護士、元検事
マスコミ関係者	菅田 敏 NHK解説委員	菅田 敏 元NHK解説委員	菅田 敏 元NHK解説委員	菅田 敏 元NHK解説委員	田村 新次 中日新聞社論説顧問	田村 新次 中日新聞社論説顧問	田村 新次 総務省中部管区行政監察高行政官情処理委員会メンバー、中日新聞社論説顧問	田村 新次 総務省中部管区行政監察高行政官情処理委員会メンバー、中日新聞社論説顧問	田村 新次 総務省中部管区行政監察高行政官情処理委員会メンバー、中日新聞社論説顧問	加賀美 幸子 千葉市男女共同参画センター長	加賀美 幸子 千葉市男女共同参画センター長	加賀美 幸子 千葉市男女共同参画センター長	南 砂 読売新聞東京本社取締役調査研究本部長
行政相談委員の代表者					田村 新次 中日新聞社論説顧問	田村 新次 中日新聞社論説顧問	田村 新次 総務省中部管区行政監察高行政官情処理委員会メンバー、中日新聞社論説顧問	田村 新次 総務省中部管区行政監察高行政官情処理委員会メンバー、中日新聞社論説顧問	田村 新次 総務省中部管区行政監察高行政官情処理委員会メンバー、中日新聞社論説顧問	谷 昇 全国行政相談委員会連合協議会会長	谷 昇 全国行政相談委員会連合協議会会長	関口 一郎 全国行政相談委員会連合協議会会長	小野 勝久 全国行政相談委員会連合協議会会長

(注) ◎を付した構成員が座長である。

行政苦情救済推進会議のあゆみと成果

— 第 100 回開催記念 —

編集・発行 総務省行政評価局行政相談課
東京都千代田区霞が関 2 丁目 1 番 2 号

この印刷物は古紙配合率 70%再生紙を使用しています。

リサイクル適性 (A)

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。